

市長及び副市長のハラスメント事案に関する第三者調査委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 「『名古屋城バリアフリーに関する市民討論会』における差別事案に係る検証について（最終報告）」において、名古屋市長（次条において「市長」という。）及び観光文化交流局所管副市長からの発言をパワーハラスメントと受け止めていた職員がいたとの記載の事項（以下「本件事案」という。）について、公平かつ中立的な観点から専門的な知見を持つ第三者による客観的な調査等を行うため、本件事案に関する第三者調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 調査委員会は、市長及び観光文化交流局所管副市長に関する事案について、それぞれ次に掲げる事項を行う。

- (1) 本件事案の原因を含む事実関係の究明、把握、調査、認定
- (2) 再発防止策の提言
- (3) 前2号に関する報告書の作成
- (4) 前号の報告書に関する記者会見の開催
- (5) 前各号に関連する事項その他調査委員会が必要と認める事項

(組織)

第3条 調査委員会は、3名の委員をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、愛知県弁護士会から推薦された弁護士3名を選任する。

2 委員の任期は、委員に選任されたときから本件事案に係る報告書を提出後、記者会見が行われた日の属する月の末日とする。ただし、記者会見が行われない場合は、本件事案にかかる報告書が提出された日の属する月の末日とする。

3 委員が欠員となったときは、本条第1項に準じて補欠委員を選任し、その任期は、前任者の残任期間とする。

4 補助調査員の人数は、3名を上限とし、弁護士の中から選任する。

(委員長)

第5条 調査委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、調査委員会を統轄し、会務を処理する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員のうちから委員長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第6条 調査委員会の会議は、委員長がこれを招集する。ただし、初回の会議は、総務局所管副市長が招集する。

2 調査委員会の会議は、非公開とする。

(意見の聴取等)

第7条 委員は、本件事案の審議のため必要があると認めるときは、本件事案の関係者に対し、次の各号に掲げる事項について協力を求めることができる。

- (1) 事実関係、意見の聴取
- (2) 資料等の提出
- (3) 調査委員会への出席
- (4) その他委員が必要と認める事項

2 前項第1号に定める関係者への事実関係、意見の聴取について、本市職員以外の者に協力を求めたときは、次のとおり謝金を支払うことができる。

1回あたり 12,600円

(謝金)

第8条 委員が会議等に出席したとき、ヒアリング等調査に従事したとき及び次条第1項の報告書の作成に従事したときは、謝金を支払うことができる。

2 謝金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 会議等に出席したとき 1回あたり 12,600円
- (2) ヒアリング等調査及び報告書の作成に従事したとき 1時間あたり 10,000円

3 前項の謝金のほか、委員等には費用弁償として旅費を支給することができる。この場合、委員等に支給する旅費の額は、名古屋市旅費条例（昭和25年名古屋市条例第32号）の規程を準用して算定する。

(調査等の結果報告)

第9条 委員長は、第2条各号にかかる事務を行い、調査等の結果を得たときは速やかに報告書を作成し、総務局所管副市長に提出するものとする。

(遵守事項)

第10条 委員は、その職務において関係者のプライバシーの保護を徹底し、関係者が不利益な取り扱いを受けないように最大限配慮しなければならない。

2 委員は、その職務に関し、知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後もまた同様とする。

(庶務)

第11条 調査委員会の庶務は、総務局職員部コンプライアンス推進課において行う。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、調査委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が調査委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

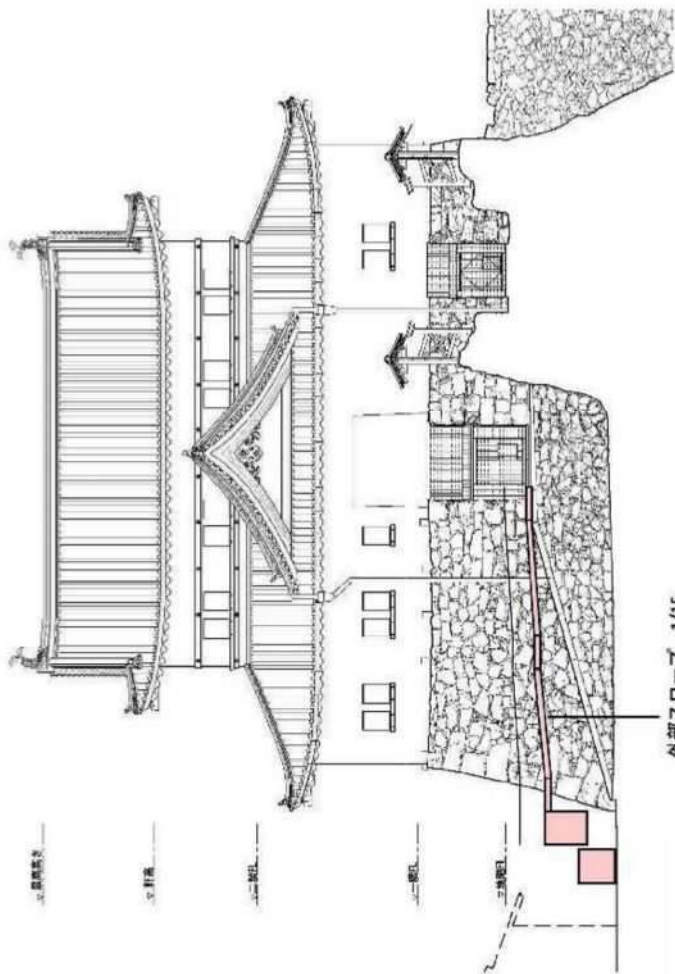
1 この要綱は、令和6年10月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、第4条第2項の委員任期の終期により、その効力を失う。

(施行期日)

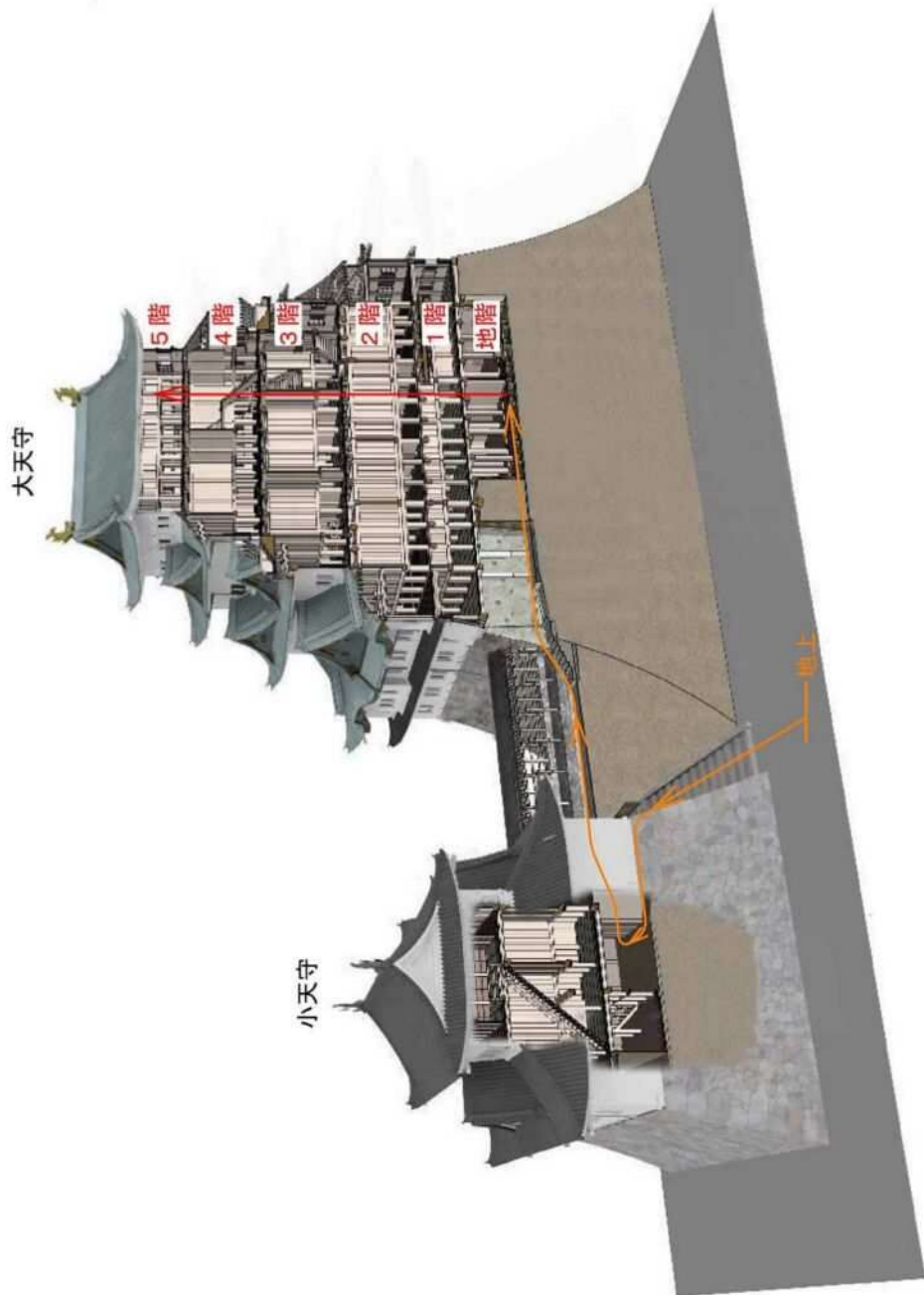
1 この要綱は、令和6年11月19日から施行する。



外部スロープ 1/15
 揚程 約3500

小天守北立面図

A案：すべてスロープ対応案



赤線：昇降技術の公募において選定した最優秀者の提案技術（垂直昇降装置）により、バリアフリー対応
 橙線：竹中工務店の施工（スロープ）によるバリアフリー対応

障害者団体連絡会（12団体）の提案技術と地上からのバリアフリーに関するご意見

	団体名	出席者	提案技術	地上からのバリアフリー
1			H社（垂直昇降設備）が良い。	A案をベースに、水平型エスカレーター（動く歩道）になると良い。
2			新技術と呼べるものは無い。新技術を追い求めるべきだ。	A案 スロープの距離が長くなることは問題ない。
3			公募の実施自体、反対の立場である。H社（垂直昇降設備）以外の3つ技術は導入されても利用できない。	A案 自身で移動ができ、自由度が高いため。また、避難も考えやすくとスロープが良い。
4			H社（垂直昇降設備）とK社（いす型階段昇降機）の組み合わせが良い。	A案 車いす利用者は必ず介助者と一緒に行くので、多少勾配があっても問題ない。
5			H社（垂直昇降設備）の技術が良い。	A案とBorC案の組み合わせ A案（スロープ）も設置することで、非常時の避難もクリアできるため。
6			H社（垂直昇降設備）のものが一番良い。これであれば、みなさん納得されると思う。	A案 他は1人でしか乗れないが、スロープであればみんなと一緒に行けるので。
7			H社（垂直昇降設備）を導入すれば良い。	C案
8			皆さんが利用しやすいものであれば、どれでも良い。	A案 車いす利用者の声を聞いて決めていただければよい。意見を求められればA案。
9			H社（垂直昇降設備）以外は考えられない。	A案 使いやすい。待ち時間なども考慮するとスロープが良い。
10			H社（垂直昇降設備）が現実的と考える。	B案が良いと考えるが、A案でも良い。
11			(明確なご意見いただけず)	一長一短あるので判断が難しい
12			H社（垂直昇降設備）が良い。障害者団体の中で意見が分かれる状態は終わりにして、早く事業を進めて欲しい。	A案 非常時も含めて考えると良い案。

経済水道委員会

説明資料

名古屋城天守閣整備事業における解体と復元を
一体とした全体計画(中間報告)について

令和4年12月5日
観光文化交流局

目 次

	頁
1 「名古屋城木造天守の昇降技術に関する公募」の結果……………	1
2 解体と復元を一体とした全体計画……………	7

(添付資料)

特別史跡名古屋城跡木造天守整備基本計画 (案)

1 「名古屋城木造天守の昇降技術に関する公募」の結果

(1) 公募の目的

公募によりできるだけ多くの方が使用できる昇降技術を募り実用化することで、史実に忠実な復元とバリアフリーの両立を実現

(2) 公募における高齢者、障害者等の意見聴取

ア 高齢者、障害者等の参画

令和2年の「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の改正において、歴史的建造物を再現する場合等におけるバリアフリー整備の在り方について、高齢者、障害者等の参画の下検討が行われるよう、必要な措置を講ずることとされた趣旨を鑑み、提案された昇降技術に対し、高齢者、障害者等からの意見を聴取し、技術対話でその意見を反映

イ 意見聴取（ワークショップ）

開催日	参加者	参加人数
令和4年9月2日、3日	高齢者	45人
令和4年9月9日、10日	障害者等	28人

(3) 審査

ア 日程

令和4年11月24日

イ 評価員

(五十音順、敬称略)

氏名	所属等	専門分野
阿部 一雄	一般社団法人バリアフリー総合研究所 UDーラボ 東海 代表理事	建築 バリアフリー
河田 克博	名古屋工業大学名誉教授 名古屋市文化財調査会委員 (建造物・町並み部会 部会長)	建築史・意匠
グリズデイル・ バリージョシュア	観光地のバリアフリー情報 「アクセシブル・ジャパン」運営代表	インバウンド バリアフリー
田中 秀和	元名古屋工業大学特任教授 田中秀和技術士事務所所長	制御工学
塚田 敦史	名城大学理工学部准教授	福祉機器の 開発等研究
山本 辰久	ボーダレス・プランニング株式会社 代表取締役	経営学

ウ 主な審査基準及び内容

区 分		主 な 内 容
実現性	最低要求水準	<ul style="list-style-type: none"> ・提案に実現性があること ・必要な許認可を把握していること
	加点要求水準	<ul style="list-style-type: none"> ・体制及び開発・導入スケジュールにより昇降技術開発、製造、導入が可能であると見込めること ・必要な許認可が得られる見込みがあること
安全性	最低要求水準	<ul style="list-style-type: none"> ・停電、火災、地震等災害が発生した場合の対応策が講じられていること ・利用時のいかなる場合でも利用者等の安全が確保されていること
	加点要求水準	<ul style="list-style-type: none"> ・利用時の安全性確保のための対策が講じられていること ・木造天守自体の防災・安全性に支障を与えない工夫がされていること
価格	最低要求水準	<ul style="list-style-type: none"> ・見積金額が指定する契約金額の上限以下であること
	加点要求水準	<ul style="list-style-type: none"> ・導入費用等が抑制されていること ・維持管理費用が抑制されていること
バリアフリー	最低要求水準	<ul style="list-style-type: none"> ・少なくとも大天守1階に昇降ができること
	加点要求水準	<ul style="list-style-type: none"> ・利用対象者の範囲が広いこと ・誰もが簡単に使えること ・可能な限り健常者の移動と同じような時間で移動できること ・多人数による反復した利用が可能であること ・可能な限り健常者の移動経路を妨げず、共存した経路であること ・大天守のより上層階まで上がれること ・怖い思いをしないで利用できること ・他人の助けを借りることなく昇降ができること
史実に忠実	最低要求水準	<ul style="list-style-type: none"> ・柱や梁などの主架構を変更しないこと ・取り外すことにより、史実に忠実な状態に戻すことができる設置手法とすること
	加点要求水準	<ul style="list-style-type: none"> ・可能な限り木造天守の外観や内観を損なわないこと ・木造天守に使用されている木材を保護すること
運用	最低要求水準	<ul style="list-style-type: none"> ・導入後も日本国内に5年以上サポートし続けられる体制を確保できる見込みがあること
	加点要求水準	<ul style="list-style-type: none"> ・導入後の維持管理、サポート体制が設けられていること

エ 審査方法

<ul style="list-style-type: none"> ・審査は、様々な分野の有識者である評価員が行い、書類審査及びプレゼンテーション審査を実施する ・書類審査は、公募参加者が提出した審査申請書類について最低要求水準が満たされているかを確認した後、加点要求水準の審査を行い、採点する ・プレゼンテーション審査は、公募参加者によるプレゼンテーションを受け、書類審査で実施した加点要求水準の採点を必要に応じて修正し、採点を確定する

(4) 審査結果及び最優秀者

ア 審査結果

提案事業者	提案技術		点数
株式会社MHI エアロスペース プロダクション	垂直昇降設備	<ul style="list-style-type: none"> ・フェリー等の船舶内及び航空機搭乗機材への導入実績のある技術をベースに開発する垂直昇降設備 	857.7 点
ティーケー・ホーム ソリューションズ・ ジャパン株式会社	階段昇降機 (いす型)	<ul style="list-style-type: none"> ・階段部にレールを設置し、そのレールの形状に沿って駆動するいす型階段昇降機 	645.3
CYBERDYNE 株式会社	アシストスーツ 及び階段昇降 機(自動昇降 車いす型)	<ul style="list-style-type: none"> ・装着者の姿勢や動きをアシストする装着型ロボット ・平地と階段の両方を移動する搭乗型ロボット 	528.0
凸版印刷株式会社	遠隔体験技術	<ul style="list-style-type: none"> ・配信者が撮影している城内の映像を、大型ディスプレイ等通じてコントローラーや音声でコミュニケーションをとりながら遠隔体験する技術 	最低要求 水準未達

注 点数は、評価員6名の採点の平均点(1,000点満点)

イ 最優秀者

株式会社MH I エアロスペースプロダクション

ウ 最優秀者の提案内容

区 分	内 容	
提案金額 (税込)	昇降技術開発	昇降技術導入
	79百万円	198百万円
提案技術の 主な内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1階毎に昇降する設備を各階に設置 ・ 大天守内部の昇降が可能な垂直昇降設備 ・ 復元する木造天守の、地震時等に通常の建築物より大きく揺れるという課題に対応可能 ・ 車椅子利用者1名と介助者1名、もしくは非車椅子利用者4名の搭乗が可能 ・ 船舶等への導入実績のある垂直昇降設備をベースに開発し、柱・梁の間に収まる大きさにダウンサイジング <div style="text-align: center; margin: 10px 0;">  <p>搭乗イメージ</p> </div> <div style="text-align: center; margin: 10px 0;">  <p>ダウンサイジングのイメージ</p> </div>	

エ 意見聴取（ワークショップ）における最優秀者への主な意見及び反映状況


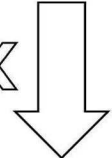
区分	意見	反映状況
バリアフリー対応装備	・かごが狭いので、操作ボタンの設置個所を増やしてほしい	・かごの両側面に操作パネルを設置
	・開延長ボタンや挟まれ防止のセンサーが欲しい	・操作パネルに扉開時間の延長機能と、挟まれ防止の扉反転機能を付加
	・鏡は車いす利用者にとって必要なので、設置して欲しい ・点字の対応も必要	・手すり、鏡、点字を設置
	・視覚障害の方の利用を考え、音声案内があると良い	・運転方向や到着を音声で案内
その他	・密閉空間が苦手なので、外が見えるようにして欲しい	・ドアに小窓を設け、閉塞感を軽減
	・スルー型にできると良い	・技術的にスルー型は対応可能であるが、かご内寸法が狭くなるので、開発段階での協議により対応

注 スルー型は、二方向に扉を設置し乗った向きのまま出られるもの

オ 提案技術等に対する障害者団体からの主なご意見

<ul style="list-style-type: none"> ・垂直昇降設備が良い ・垂直昇降設備のものが一番良く、これであれば納得できる ・垂直昇降設備とその他の技術を組み合わせると良い ・皆さんが利用しやすいものであればどれでも良い ・これまでにない新しい技術がもっと出てきて欲しかった ・公募の実施自体に反対の立場である

(5) スケジュール

区分	内 容
令和4年度	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; text-align: center;">公募開始（4月18日）</div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; text-align: center; margin-top: 10px;">質問回答（6月10日、7月11日）</div>
	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; text-align: center; margin-top: 10px;">7月～9月</div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; text-align: center; margin-top: 10px;">提案書の提出期限（8月12日）</div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; text-align: center; margin-top: 10px;">提案技術に対する高齢者、障害者等の意見聴取（9月2、3、9、10日）</div>
	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; text-align: center; margin-top: 10px;">10月～12月</div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; text-align: center; margin-top: 10px;">技術対話（10月24、25日）</div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; text-align: center; margin-top: 10px;">審 査（11月24日）</div> <div style="border: 2px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; text-align: center; margin-top: 10px;">最優秀者選定（1者）</div>
	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; text-align: center; margin-top: 10px;">1月～3月</div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; text-align: center; margin-top: 10px;">協 議</div> <div style="display: flex; align-items: center; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; text-align: center; width: 150px;"> バリアフリーの方針を全体計画に反映 </div> <div style="margin: 0 10px;">  </div> <div style="text-align: center;">  </div> </div>
	令和5年度以降

2 解体と復元を一体とした全体計画

(1) 計画の位置付け

現天守閣の解体と木造復元の現状変更許可申請手続きを行うためには、文化庁の復元検討委員会での復元事業の妥当性についての議論が必要となる。その議論の開始のために、解体と復元を一体とした全体計画を「特別史跡名古屋城跡木造天守整備基本計画」として取りまとめる。

(2) 特別史跡名古屋城跡木造天守整備基本計画の構成

ア 本編

区 分	内 容
第1章 木造天守復元の概要	本計画策定の目的、特別史跡名古屋城跡の概要、天守復元の目的・意義・方針、整備スケジュール及び有識者会議における検討経過 等
第2章 石垣等遺構の保存	天守閣整備事業に係る石垣等遺構・遺物の現況の整理及びその中長期的な保存のために必要な対応策
第3章 現天守閣の記録の保存と記憶の継承	現天守閣の概要、果たしてきた役割等の評価及び現天守閣の記録の保存と記憶の継承
第4章 復元の根拠資料	遺構、遺物、古写真、昭和実測図、古絵図及び文献等の復元根拠資料の採用方針と復元根拠資料を用いた復元原案検討の考え方
第5章 復元時代の設定	復元する天守の時代設定（宝暦大修理後～焼失前）
第6章 復元原案の考証	各復元根拠資料を相互に照合・分析した結果に基づく復元原案（設定した時代における本来の天守の姿）及び復元原案図
第7章 現天守閣の解体・木造天守復元時における仮設計画	現天守閣解体時、木造天守復元時、石垣の保存及び安全対策工事時における各段階の仮設計画と、その仮設計画が石垣等遺構の保存を確実に図ることができることを検証
第8章 復元計画と利活用	復元原案に、観覧者の安全対策、バリアフリーを含めた観覧環境の整備等を付加・反映した、実際に復元する木造天守の整備計画と公開活用、維持・修繕計画

イ 図面編

復元する木造天守の主要図面及び現天守閣の主要図面

ウ 資料編

本編に整理した各事項に係る調査、分析、検討等に関する資料及び本編の内容を補足する資料

(3) 取りまとめの進捗状況

ア 全体の進捗状況

文化庁とも相談の上有識者会議に諮り、全8章の構成となる本編の概ね第7章まで了承を得るなど取りまとめを進めている

イ 本編各章の進捗状況

区 分	進捗状況
第1章 木造天守復元の概要	概ね完了（鳥瞰図作成中）
第2章 石垣等遺構の保存	今後、穴蔵石垣の調査結果を反映
第3章 現天守閣の記録の保存と記憶の継承	完了
第4章 復元の根拠資料	完了
第5章 復元時代の設定	完了
第6章 復元原案の考証	概ね完了（大天守の一部、小天守について取りまとめ中）
第7章 現天守閣の解体・木造天守復元時における仮設計画	完了
第8章 復元計画と利活用	取りまとめ中

(4) 主な課題にかかる検討状況

区 分	検討状況	
石垣保存方針 基礎構造の方針	現 状	<ul style="list-style-type: none"> ・天守台の現在の石垣面の状況を踏まえ、石垣の本質的価値を適切に保存するための管理の徹底と、変形が進んでいる石垣面の適切な修理を石垣保存の原則として第2章にまとめた ・天守の地階となる穴蔵石垣の遺構の残存状況及び安定状況の把握を目的として、穴蔵石垣の根石周辺及び背面の発掘調査を現状可能な範囲で実施
	課 題	<ul style="list-style-type: none"> ・穴蔵石垣の根石付近や穴蔵の床面において江戸期の旧状を留めている部分があることを把握 ・穴蔵石垣は、適切な構造を有しておらず、安定性が担保されているとは言えないことを把握
	今 後 の 方 向 性	<ul style="list-style-type: none"> ・現在行っている穴蔵石垣の調査結果等を踏まえて、天守台の遺構の保存が可能な基礎構造について有識者への相談を進め、今後、第8章にまとめる予定 ・なお、現天守閣解体後に穴蔵石垣の全面的な発掘調査を行ったうえで、大地震発生時にも観覧者の安全が確保できる安定性向上及び安全確保の対策と基礎構造について、改めて具体的な方法を検討
バリアフリーの方針	<ul style="list-style-type: none"> ・公募により天守に導入する昇降技術を選定 ・今後は、選定した昇降技術を踏まえた木造天守観覧の移動手段におけるバリアフリーの方針について有識者への相談を進め、第8章にまとめる予定 	

(5) 今後の予定

区 分	内 容
令和4年度の進め方	令和4年度末までの取りまとめに向け、引き続き、文化庁、有識者に相談、ご指導をいただきながら進めていく
工事着手までのスケジュール	<div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: center;"> <div style="display: flex; align-items: center; margin-bottom: 10px;"> <div style="margin-right: 10px;">令和4年度</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">特別史跡名古屋城跡木造天守整備基本計画の 取りまとめ</div> </div> <div style="margin-bottom: 10px;">▽</div> <div style="display: flex; align-items: center; margin-bottom: 10px;"> <div style="margin-right: 10px;">令和5年度 {</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">特別史跡名古屋城跡木造天守整備基本計画を 文化庁へ提出</div> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; margin-bottom: 10px;">復元検討委員会</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; margin-bottom: 10px;">文化庁への許可申請手続き</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">復元工事に着手</div> </div>

技術概要

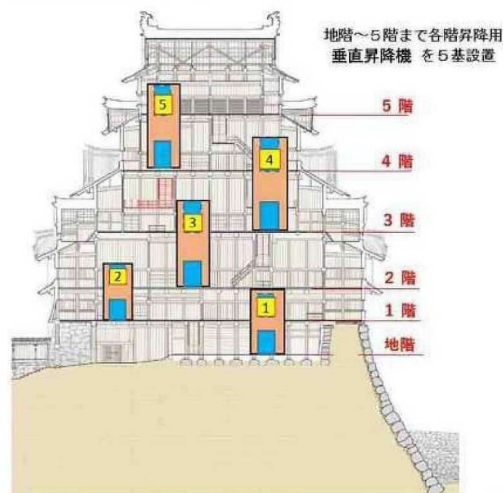
開発を行う技術の概要について記載してください。技術の特長やイメージを評価員が理解しやすいよう、簡潔かつ分かりやすい内容としてください。様式内の備考、留意点は、本様式作成時には削除して構いません。

【技術概要】

本技術は、名古屋城木造天守の史実に忠実に復元された、木造構造にも設置可能な他製品で実績のある垂直昇降機(エレベーター技術)を応用し、バリアフリーにも対応した安全・安心で快適な垂直昇降技術です。

これにより史実に忠実な復元とバリアフリーを両立でき、大天守地階から最上階(5階)まで昇降でき、文化財をどなたでも快適に楽しめます。

垂直昇降装置設置イメージ



垂直昇降装置外観



1. 木造天守の狭小な空間内で大天守内部を垂直昇降する技術です。
史実に忠実に復元された名古屋城木造天守の狭小空間に設置でき、大天守地階から最上階(5階)までの垂直昇降を可能にする垂直昇降機(エレベーター技術)です。
2. 実現性の高い垂直昇降技術です。
既にフェリー等の船舶内容室甲板への昇降装置や航空機搭乗機材等多くの導入実績を有している垂直昇降機の応用技術であり実現性が高く、開発期間の短縮にも繋げられる技術です。
3. 階段歩行の困難な高齢者や幅広い障害者に対応する技術です。
つたい歩きを含めた歩行全て、立位の保持、立ち上がることが困難で車椅子を使用することが多い人、階段の昇降に介助が必要な人(障害のある人含む)等多くの人々を対象にバリアフリー化を実現する昇降技術です。

☆ バリアフリー対応を実施しないことによる想定リスク

R5.1

○法的な影響

- 「歴史的建造物の再現であることから史実通りに建てる」という考えと、「現代に再現する以上は現代の法体制に従って差別が起こらないように可能なかぎりバリアフリーとすべき」との考えのどちらの主張が認められるか、裁判をやってみないとわからない（裁判官の心証次第： 弁護士より）。
- 史実通りの階段を使って昇降できない人たち（とくに障害者）を排除することになるため、すでに日弁連から指摘されているように、差別を助長すると捉えられ、人権侵害で訴えられる可能性が大きい。

○社会的な影響

- すでに昇降技術の公募を実施し最優秀者を選定した状況を白紙に戻すこととなる。公募実施の意味がなくなるため、バリアフリー対応のために執行した費用の返還請求を受ける可能性が大きい。仮に2階までの設置と限定すると、公募条件と異なるため、市の姿勢として社会的不信感を招く。
- 最優秀者からの信頼を失い、今後、この企業からの協力を二度と得られない。さらにこの状況を見た他の事業者からの協力も難しくなる。
- 最優秀者の技術を一定程度理解している障害者団体との関係悪化は避けられず、今までのような意見交換や相談ができなくなる。
- 令和3年6月の文化庁からの指導・助言にて、解体と復元を一体とした全体計画には、バリアフリー対応も含まれるとされている中、障害者団体からの理解を得る見込みがなくなり、文化庁が求める地元の合意がとれる計画は不可能となる。木造復元が実現できなくなる。
- 木造復元ができなくなってしまう状況になれば、天守閣整備に費やしたそれまでに執行した費用について損害賠償請求が想定される。
- 現段階では、仮に先行して史資料通りに再現した後にバリアフリー対応を実施する場合、その理由を説明できない。
- なぜ、この段階で方針を変えるのか、同じ市長個人のそのときの意見によって、市の方針が変わるのか。行政判断として問題ではないのか、もし変えるのであれば、事業開始当初にこの議論はどうなっていたのか等を説明する必要がある。このような市の姿勢、進め方に一般市民からの理解が得られるか。

史跡等における歴史的建造物の復元の在り方について

【根拠】

◎文化財保護法

第1条（この法律の目的）

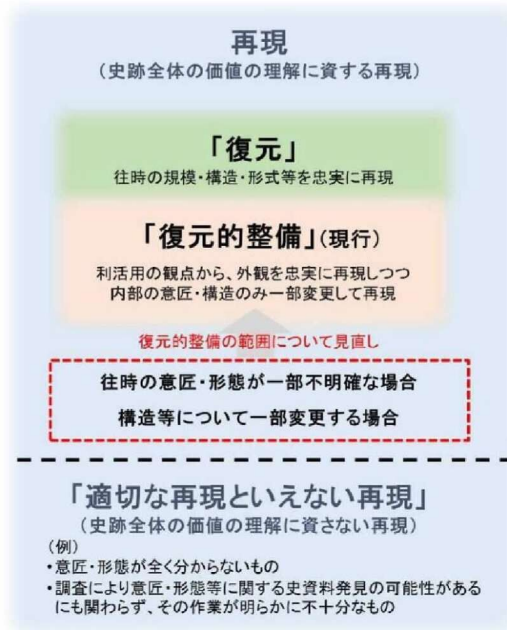
この法律は、文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もって国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。

◎史跡等における歴史的建造物の復元の在り方に関するワーキンググループ

天守等の復元の在り方について（取りまとめ）（令和元年8月） より抜粋

1. はじめに

- 往時の歴史的建造物が失われ、大地に遺された遺構のみとなっている史跡等においては、その本質的価値が理解されにくく、歴史像が描かれづらい場合がある。
- そのような史跡等において、歴史的建造物を適切に復元等することは、国民が文化財の価値を享受することにつながるものである。
- 多種多様な史跡等（近世城郭等）は重要な文化資源であり、効果的に再現することにより、歴史と文化の資源を活かした地域づくりが期待でき、市民の誇りの醸成や観光資源としての魅力向上につながる。
- 平成29年に提出された文化審議会第一次答申においても、
・「史跡における復元建物は…（中略）…その価値を広く知ってもらうためのものであり、適切に行われるのであれば、文化財の積極的な活用に資するものである。」



2. 史跡等における歴史的建造物の「復元」の在り方（「復元」についての基本的な考え方）

- 史跡等の価値や歴史的事実を正しく伝えていくため、「復元」は史資料や十分な研究成果を踏まえた学術性に裏打ちされていなければならない。
- なお、「復元基準」において、「復元」は、往時の歴史的建造物に関する詳細な史資料から、「復元する歴史的建造物の遺跡の位置・規模・構造・形式等について十分な根拠があり、復元後の歴史的建造物が規模・構造・形式等において高い蓋然性を持つこと」を確認しつつ、史跡等の本質的価値の理解にとって有意義であること等を含めて総合的な判断を行うこととなっており、100%忠実に再現するということはありません。技術的には「忠実性」を軸にその基準が定められている。

3. 「復元」に合致しない、現存しない歴史的建造物の史跡等における再現について

- 歴史的建造物の「復元」については、「復元基準」において忠実度を軸にして詳細な基準が定められ、「復元」に必要な事項や手順がある程度明確になっており、往時の歴史的建造物を可能な限りありのままに体感するための有効な指針といえる。
- 以上のことから、史跡等の本質的価値の理解促進を図りつつ、魅力向上に貢献するための再現に役立つ指針が、「復元」に係る基準以外にはない状態といえる。以下、略

4. 再現された歴史的建造物について

(1) 再現された歴史的建造物の価値について

- 史跡等において再現された歴史的建造物は文化財保護法上直ちに文化財として扱われるわけではなく、史跡等の文化財に準じた、価値を伝えるための手段（プレゼンテーション）としての複製品（レプリカ）と捉えられる。
- 他方で、様々な再現が行われている中で、忠実性を追求し、再現される歴史的建造物の質が確保されるよう、適切に再現された歴史的建造物については、適切な評価を与えることが適当である。

天守を木造復元する意義

◎天守を木造で復元する目的（天守整備基本構想等より抜粋）

- ☞ 特別史跡としての本質的価値を向上させ、更なる理解促進を図る
- ☞ 観光資源としての魅力向上

理解促進とは	特徴など
<ul style="list-style-type: none">• 天守の建築的特徴の理解• 天守に関する調査研究の推進と成果	<ul style="list-style-type: none">• 世界最大級の高層木造建築物で、日本の伝統木造建築技術を代表する建築物• 内部空間の構成、構造・意匠の細部に至るまで豊富な史資料の分析を基に復元
<ul style="list-style-type: none">• 名古屋城が築かれた時代的背景の把握• 近世期の名古屋城本丸の空間体験	<ul style="list-style-type: none">• 木造復元された本丸御殿と共に歴史的、文化的空間を甦らせ、近世期の名古屋城本丸を実感できる

◎目的達成のための活用（手段）として…

☆来城者が入城し、復元した天守を実感してもらう！

ことが必須である。

⇒ このためには、…

- 入城者の人命、安全確保
文化庁が示す「史跡等における歴史的建造物の復元等に関する基準」の配慮事項に記載されている「歴史的建造物の構造及び設置後の管理の観点から、防災上の安全性を確保すること」に従い、スプリンクラー等の防火設備や耐震ダンパー等の防災設備を設置する必要がある。
- 復元成果の最大化
健全者、障害者の区別なく、より多くの人に木造復元した名古屋城を実体験してもらうため、できる限りバリアフリー対応を実施する必要がある。

21世紀に軍事施設として城を復元しようとしているのではない。国民共有の財産である文化財として城を整備し、わが国の優れた文化と歴史を誰もが体感できるように城の整備をしようとしているのではないか。文化と歴史を体感できる対象者を仮に健全者に限定するような城の整備があったとしたら、真摯に反省すべきである。

（2018年9月10日 世界文化遺産本誌特集「城跡整備の現状と課題」
千田嘉博先生 引用）

- ☞ 現代技術の導入により、将来、国宝になるかどうかは現段階では判断できない。
- ☞ 焼失前の天守が“本物”であり、史資料に基づく復元とはいえ、復元天守は焼失前の“本物”にはなりえない。

木造天守閣の昇降に関する付加設備の方針

1. 基本的な考え方

- ・本事業は、歴史時代の建築物等の遺跡に基づき、当時の規模・構造等により再現する「歴史的建造物の復元」を行うものである。
- ・名古屋城天守閣は、法隆寺のころから始まった日本の木造建築のひとつの到達点、究極の木造建築とも言われ、豊富な歴史資料をもとに外観の再現に留まらない史実に忠実な完全な復元を行うことの選択を議会、行政における検討や市長選挙での市民の信託を得て押し進めることとしたものである。
- ・市民の皆さまの中には、「一旦は焼失しているので復元しても本物の天守閣ではない」との意見もあるが、名古屋城天守閣は城郭として国宝第一号であったものが、大戦中多くの市民の命とともに昭和20年5月14日に空襲で焼失してしまったものの、残された石垣には空襲による傷跡も残っており、焼失中の写真も残されている。

その上で、市民の精神的支柱であり、誇りである名古屋城の天守閣を、悲しい歴史的史実を経て、昭和実測図や金城温古録等、豊富な歴史資料に基づき、戦災で焼失する前の本物の姿に復元すると世界に主張するものである。

したがって、過去の天守閣と今回の木造復元の同一性について、歴史的な分断を感じさせない復元を成し遂げる事が、事業の価値を決定づける大きな要素となる。

- ・50～100年で再度「国宝」になることを目指す。
- ・ゆえに、史実に忠実な復元を確保した上で、まず、2022年の完成時期に、その先においても世界の模範とされるべき改善を重ね、観覧、体験、バリアフリー環境を整備するための付加設備とする。

2. 現天守閣の現状

- ・現天守閣は5階までエレベーターで上がれるが、内部は博物館施設であり、本来の木造天守閣の内観を観覧することはできない。また、展望については、1階の東側及び北側の一部と7階の展望室からに限られているが、7階へは階段でなければ行くことができないため、車いすの方は展望ができない状況である。

3. 内部エレベーター

- ・内部エレベーターについては、柱、梁を傷めないものとして、史実に忠実に復元する天守閣とするためには、乗員が4人程度、かご（乗用部分）の大きさが幅80cm、奥行き100cm程度となり、乗ることができる車いすも小型なものに限定され、よく使用されている幅65cm、長さ100cm程度（電動車いすは幅65cm、長さ105cm程度）のものは利用できない。したがって、バリアフリー法の建築物移動円滑化基準に対応するエレベーターは設置できない。

4. 外部エレベーター

- ・都市景観条例を定めて、すぐれた都市景観の形成を進めている中で、景観計画により名古屋城の眺望景観の保全を図ることとしている。
- ・その眺望の対象である天守閣の歴史的な外観を損なうことから、外部エレベーターは設置しない。

5. 基本方針

- ・史実に忠実に復元するためエレベーターを設置せず、新技術の開発などを通してバリアフリーに最善の努力をする。
- ・今回、木造復元に伴い、本来の天守閣の内部空間を観覧できるようにする。また、電動か否かによらず、車いすの方が見ることのできる眺望としては、現状1階フロアまでだが、様々な工夫により、可能な限り上層階まで昇ることができるよう目指し、現状よりも天守閣のすばらしさや眺望を楽しめることを保証する。
- ・例えば、昇降装置を有する特殊車両を応用し、外部から直接出入りすることや、ロボット技術を活用し、内部階段を昇降することなどが挙げられる。併せてVR技術を活用した体感施設の設置を行う。
- ・新技術の開発には、国内外から幅広く提案を募る。
- ・また、協議会を新たに設置し、障害者団体等当事者の意見を丁寧に聞くことにより、誰もが利用できる付加設備の開発を行う。
- ・姫路城や松本城など現存する木造天守にも転用可能な新技術の開発に努力する。
- ・再建後は元来の姿を見ることができるようになり、介助要員、補助具を配置することなどにより、今より、快適に観覧できるようにする。

令和2年4月17日

史跡等における歴史的建造物の復元等に関する基準の決定について

文化審議会文化財分科会（会長 ^{しまたに} 島谷 ^{ひろゆき} 弘幸）は、4月17日（金）に持ち回り開催された同会の審議・議決を経て、「史跡等における歴史的建造物の復元等に関する基準」を決定いたしましたので、お知らせいたします。

- 史跡等における復元建造物は、史跡等の価値を次世代へ確実に伝える役割を担い得るものであり、平成29年12月8日付けの文化審議会第1次答申においても、復元が適切に行われるのであれば、文化財の積極的な活用に資するものとされ、復元建物の在り方について積極的に調査検討すべきとされています。
- 文化庁では、これを受けて、「史跡等における歴史的建造物の復元の在り方に関するWG」（文化庁次長決定）を設置して議論を行い、昨年8月に「天守等の復元の在り方について」をとりまとめ、公表しました。
- 本基準は、文化審議会文化財分科会として、当該WGでの議論及びとりまとめを踏まえ、復元的整備の範囲を見直し、同整備のための手順や留意事項を含めた基準を決定したものです。

<担当>

文化庁 文化資源活用課

課 長 伊藤 史恵

課 長 補 佐 長谷川 智

企画係 長 手嶋 一了

文化庁 文化庁文化財第二課

課 長 岡本 任弘

課 長 補 佐 田井 祐子

主任文化財調査官（史跡部門） 山下 信一郎

文化財調査官（史跡部門） 浅野 啓介

電話：03-5253-4111（代表）

03-6734-2864（直通）

史跡等における歴史的建造物の復元等に関する基準

令和2年4月17日
文化審議会文化財分科会決定

史跡等における歴史的建造物の復元等に関する基準について、以下のとおり定める。

I. 復元

1. 定義

「歴史的建造物の復元」とは、今は失われて原位置に存在しないが、史跡等の保存活用計画又は整備基本計画において当該史跡等の本質的価値を構成する要素として特定された歴史時代の建築物その他の工作物の遺跡（主として遺構。以下「遺跡」という。）に基づき、当時の規模（桁行・梁行等）・構造（基礎・屋根等）・形式（壁・窓等）等により、遺跡の直上に当該建築物その他の工作物を再現する行為をいう。

2. 基準

歴史的建造物の復元が適当であるか否かは、具体的な復元の計画・設計の内容が次の各項目に合致するか否かにより、総合的に判断することとする。

(1) 基本的事項

- ア. 当該史跡等の本質的価値の理解にとって有意義であること。
- イ. 当該史跡等の本質的価値を理解する上で不可欠の遺跡の保存に十分配慮したものであること。
- ウ. 復元以外の整備手法との比較衡量の結果、国民の当該史跡等の理解・活用にとって適切かつ積極的意味をもつと考えられること。
- エ. 保存活用計画又は整備基本計画において、当該史跡等の保存管理・整備活用に関する総合的な方向性が示され、歴史的建造物の復元について下記の観点から整理されていること。
 - ① 復元の対象とする歴史的建造物の遺跡が史跡等の本質的価値を構成する要素として特定されていること。
 - ② 当該史跡等の歴史的・自然的な風致・景観との整合性が示されていること
 - ③ 復元後の管理の方針・方法が示されていること

(2) 技術的事項

- ア. 当該史跡等の本質的価値を構成する要素として特定された歴史時代における史資料の作成・残存状況等も踏まえ、次の各項目の資料により、復元する歴史的建造物が遺跡の位置・規模・構造・形式等について十分な根拠をもち、復元後の歴史的建造物が規模・構造・形式等において高い蓋然性をもつこと。
 - ① 発掘調査等による当該歴史的建造物の遺跡に関する資料等
 - ② 歴史的建造物が別位置に移築され現存している場合における当該建造物の調査資

料

- ③ 歴史的建造物が失われる前の調査・修理に係る報告書・資料等
- ④ 歴史的建造物の指図・絵画・写真・模型・記録等で、精度が高く良質の資料（歴史的建造物が失われた時代・経緯等によって、復元に求めるべき資料の精度・質に違いがあることを考慮することが必要）
- ⑤ 歴史的建造物の構造・形式等の蓋然性を高める上で有効な現存する同時期・同種の建造物、又は現存しない同時期・同種の建造物の指図・絵画・写真・模型・記録等の資料

イ. 原則として、復元に用いる材料・工法は同時代のものを踏襲し、かつ当該史跡等の所在する地方の特性等を反映していること。

(3) 配慮事項

ア. 歴史的建造物の構造及び設置後の管理の観点から、防災上の安全性を確保すること。

※防火対策については「国宝・重要文化財（建造物）等の防火対策ガイドライン」に基づいて対策を講じること

イ. 復元のための調査の内容、復元の根拠、経緯等を報告書により公開するとともに、その概要を復元後の歴史的建造物の内部又はその周辺に掲出し、それぞれについて文化庁に報告すること。特に復元に係る調査研究の過程で複数の案があった場合には、他の案の内容、当該案の選択に係る検討の内容、復元の内容等を必ず記録に残し、正確な情報提供に支障が生じないようにすること。

II. 復元的整備

1. 定義

今は失われて原位置に存在しないが、史跡等の保存活用計画又は整備基本計画において当該史跡等の本質的価値を構成する要素として特定された歴史時代の建築物その他の工作物を遺跡の直上に次のいずれかにより再現する行為を「歴史的建造物の復元的整備」という。

ア. 史跡等の本質的価値の理解促進など、史跡等の利活用の観点等から、規模、材料、内部・外部の意匠・構造等の一部を変更して再現することで、史跡等全体の保存及び活用を推進する行為

イ. 往時の歴史的建造物の規模、材料、内部・外部の意匠・構造等の一部について、学術的な調査を尽くしても史資料が十分に揃わない場合に、それらを多角的に検証して再現することで、史跡等全体の保存及び活用を推進する行為

2. 基準

「歴史的建造物の復元的整備」は、I. 2. (1) の基本的事項及び(3)の配慮事項を準用するほか、以下の手順及び留意事項を遵守しながら行い、史跡等の保存及び活用に寄与するものであると認められるものでなければならない。

(1) 手順

- ア. 保存活用計画又は整備基本計画において、当該史跡等の保存管理・整備活用に関する総合的な方向性が示され、歴史的建造物の復元的整備について以下の観点から整理されていること。
 - ① 復元的整備の対象とする歴史的建造物が史跡等の本質的価値を構成する要素として特定されていること
 - ② 史跡等の本質的価値の理解促進を含む復元的整備の目的及び効果が合理的かつ史跡全体の保存・活用の推進に寄与するものであり、それらが明確に示されていること
 - ③ ②の目的及び効果を実現するための具体的な復元的整備案が示されていること
 - ④ 当該史跡等の歴史的・自然的な風致・景観との整合性が示されていること
 - ⑤ 復元的整備後の管理の方針・方法及び活用方策が示されており、②の目的及び効果と整合がとれていること
- イ. 当該史跡等の本質的価値を理解するうえで不可欠の遺跡の保存に十分配慮したものであること
- ウ. 復元的整備を行う歴史的建造物について、考古、文献や建造物などの分野の専門家も含め、具体的な規模・構造・形式等を多角的に検証・実施できる体制を整備し、検討を行い、関係者間において合意が形成されていること
- エ. I. 2. (2) 技術的事項に沿って往時の規模・構造・形式等や材料・工法を検証し、それを採用しない部分については、史跡等の理解促進や史跡等の保存・活用の効果と比較衡量すること

(2) 留意事項

- ア. 往時の意匠・構造等が不明確な部分や利活用の観点から一部構造等を変更した構造部については、その旨を明示すること
- イ. 往時の意匠・構造等が不明確な部分や利活用の観点から一部構造等を変更した部分については、再現に当たって採用した意匠・構造について、その経緯及び考証を明示すること
- ウ. 復元的整備を行う歴史的建造物は、史跡等の学術的な理解の促進に資するものであることから、復元的整備された歴史的建造物に付加する便益施設については、その機能や面積に応じて重要箇所（例えば、城跡における本丸等枢要箇所）を避けるなど配慮すること
- エ. 復元的整備後には、ア. 又はイ. の実施について文化庁に報告を行うとともに、継続的に復元的整備の効果を検証し、報告を行うこと

Ⅲ. その他

地方指定や未指定の遺跡等において、歴史的建造物の再現を行う場合についても、本基準を参酌しつつ、史跡等における歴史的建造物の復元の取扱いに関する専門委員会の指導・助言を受けることができる。

史跡等における歴史的建造物の復元の在り方に関する ワーキンググループ

天守等の復元の在り方について（取りまとめ）

令和元年 8 月

- 目次 -

1. はじめに -史跡等における歴史的建造物の再現の意義-
2. 史跡等における歴史的建造物の「復元」の在り方
（「復元」についての基本的な考え方）
3. 「復元」に合致しない、現存しない歴史的建造物の史跡等における再現について
 - （1）意義
 - （2）「復元」に合致しない、現存しない歴史的建造物の再現に関する指針の必要性
 - （3）「復元」に合致しない、現存しない歴史的建造物の再現の在り方
 - （4）「復元」に合致しない、現存しない歴史的建造物の再現に必要な手順等
 - （5）適切な再現といえない再現について
4. 再現された歴史的建造物について
 - （1）再現された歴史的建造物の価値について
 - （2）再現された歴史的建造物の評価の在り方について

1. はじめに -史跡等における歴史的建造物の再現¹⁾の意義-

- 往時の歴史的建造物が失われ、大地に遺された遺構のみとなっている史跡等においては、その本質的価値が理解されにくく、歴史像が描かれづらい場合がある。
- そのような史跡等において、歴史的建造物を適切に復元等することは、国民が文化財の価値を享受することにつながるものである。
- 多種多様な史跡等（近世城郭等）は重要な文化資源であり、効果的に再現することにより、歴史と文化の資源を活かした地域づくりが期待でき、市民の誇りの醸成や観光資源としての魅力向上につながる。
- 平成29年に出された文化審議会第一次答申においても、
 - ・「文化財の持つ潜在的な力を一層引き出し、多くの参画を得ながら社会全体で文化財を支えていくためにも、文化財の魅力の発信強化が必要である。」
 - ・「史跡における復元建物は…（中略）…その価値を広く知ってもらうためのものであり、適切に行われるのであれば、文化財の積極的な活用に資するものである。」
 - ・「天守復元の動向など、地方公共団体の実態を含め全国的な動向を把握した上で、復元建物の在り方について積極的に調査検討することが必要である。」と答申されている。
このため、史跡等における歴史的建造物の復元の在り方に関するワーキンググループでは、近世城郭における天守等の復元などを中心に、史跡等における歴史的建造物の復元の在り方について検討を行った。
- なお、残存する遺構は再現不可能な貴重な遺産であるため、再現に当たって、史跡等の遺構を破壊しないということは前提であり、再現の検討に先立って、遺構への影響について検証しておくことが必要である。
- 国指定文化財のみならず、地方指定や未指定の文化財においても、遺跡上での歴史的建造物の再現を含めた保存・活用がなされているが、これらの取組が遺跡にとってより有効なものとなるよう、本とりまとめを参酌した上で検討を進めることが望ましい。

¹⁾ 本報告書では、歴史的建造物の再現について、次のように用語を使い分けることとする。

- ・「復元」 … 史跡等における歴史的建造物の復元に関する基準に基づき、往時の規模・構造・形式等を忠実に再現する行為
- ・「復元的整備」 … 史跡等における歴史的建造物の復元に関する基準に基づき、利活用の観点から、外観を忠実に再現しつつ、内部の意匠・構造を一部変更して再現する行為
- ・「再現」 … 「復元」、「復元的整備」その他の再現の総称

※なお、史跡等に整備される建造物には、

- ・ 史跡等の構成要素となっている現存する歴史的建造物
- ・ 「復元」、「復元的整備」により往時の歴史的建造物を再現した建造物
- ・ トイレ、休憩所などの便益施設や管理施設などがある。



2. 史跡等における歴史的建造物の「復元」の在り方（「復元」についての基本的な考え方）

- 史跡等の価値や歴史的事実を正しく伝えていくため、「復元」は史資料や十分な研究成果を踏まえた学術性に裏打ちされていなければならない。その際、「復元」は遺跡全体を視野に入れて丁寧を考えなければならない。
- 国際的には、「修復の目的は、（中略）オリジナルな材料と確実な資料に基づく」必要があり、「推測による修復を行ってはならない」（ベニス憲章第9条）等としながらも、各国ではやむを得ない場合に再現を行うなど、様々な対応がなされている。
- 我が国でも、国際憲章等に示された考え方を尊重しつつ、発掘調査の成果や信頼性のある史資料等を根拠とし、多角的で十分な分析及び検討を踏まえて「復元」を実施してきた（「史跡等における歴史的建造物の復元に関する基準」（以下、「復元基準」という。）参照）。
- このため、「復元」に係る「復元基準」については、今後も維持していくことが適当と考えられる。
- なお、「復元基準」において、「復元」は、往時の歴史的建造物に関する詳細な史資料から、「復元する歴史的建造物の遺跡の位置・規模・構造・形式等について十分な根拠があり、復元後の歴史的建造物が規模・構造・形式等において高い蓋然性を持つこと」を確認しつつ、史跡等の本質的価値の理解にとって有意義であること等を含めて総合的な判断を行うこととなっており、100%忠実に再現するということはあり得ないものの、技術的には「忠実性」を軸にその基準が定められている。

3. 「復元」に合致しない、現存しない歴史的建造物の史跡等における再現について

（1）意義

- 現存しない歴史的建造物の史跡等における再現について、史跡等を正確に理解する目的に加え、どのような意義が付与されてきたか明らかにすべきであるところ、
 - ・地域の事例を見ると、様々な再現手法を交えて総合的な整備がなされ、歴史的建造物の再現が史跡等の本質的価値の理解や往時を体感することの実現に貢献していることはもちろん、波及的に、まちづくりの中核としての役割や観光振興の柱としての役割を果たしていること
 - ・個別の事案によって意匠・形態の詳細な部分の忠実度や整備手法は多様であるものの、「復元基準」にいう「復元」に合致しないものも含めた再現により、史跡等の魅力向上等に繋がっている例があることなどが確認された。

- 「復元的整備」をはじめ、「復元」に合致しない、現存しない歴史的建造物の史跡等における再現としては、例えば、便益的な機能が入った歴史的建造物として整備することや、にぎわい創出のための活動にも転用できる歴史的建造物として整備すること等が考えられる。このような「復元」以外の再現については、「復元」と比べて意匠・形態の詳細な部分の忠実度等に差はあるものの、適切に整備が行われれば、史跡等の本質的価値の理解促進に加え、上述のような意義も認められると考えられる。
- (2) 「復元」に合致しない、現存しない歴史的建造物の再現に関する指針の必要性
- 地域振興や観光振興も視野に入れた地方公共団体等からの天守等の再現に向けた要望があるものの、史資料等の残存状況は個々の案件ごとに違う。
 - 「復元基準」には、2. で挙げた「復元」のほか、外観を復元しつつ、屋内の利活用の観点から内部の意匠・構造を変更して、建築物その他の工作物を遺跡の直上に再現する「復元的整備」について規定している。
 - 史跡等においては、「復元的整備」を含め、「復元」以外の再現がなされてきたにも関わらず、「復元基準」において再現の在り方が明示されているのは、「復元」と「屋内の利活用の観点から内部の意匠・構造を変更」する「復元的整備」についてのみである。
 - 歴史的建造物の「復元」については、「復元基準」において忠実度を軸にして詳細な基準が定められ、「復元」に必要な事項や手順がある程度明確になっており、往時の歴史的建造物を可能な限りありのままに体感するための有効な指針といえる。
 - 他方、「復元基準」においては「復元的整備」の定義がなされているものの、現状では「復元基準」を参考にして検討するという以上の規定はない。このため、現行の「復元基準」は、「復元的整備」の目的である史跡等の「利活用」を実現し、目的を達成する効果を引き出すために有効な指針になっていない。
 - 以上のことから、史跡等の本質的価値の理解促進を図りつつ、魅力向上に貢献するための再現に役立つ指針が、「復元」に係る基準以外にはない状態といえる。このため、現存しない歴史的建造物の史跡等における再現の整備目的・効果を踏まえ、現行の「復元基準」で定義されている「復元的整備」に加え、「復元」以外の再現についての許容範囲や内容などを明らかにし、新たな「復元的整備」として明確にする必要がある。

(3) 「復元」に合致しない、現存しない歴史的建造物の再現の在り方

- これまで、調査を尽くしても史資料が満足に揃わない場合の再現や、史跡等の利活用の観点等から構造等の一部を変更して行う再現がなされてきた。
- 「復元」に合致しない再現としては、
 - ① 史跡等の利活用の観点等の事情から、内部・外部の構造等の一部を変更して行う再現
 - ② 調査を尽くしても史資料が満足に揃わない場合の、現存しない歴史的建造物の再現であって、内部・外部の意匠・構造の一部が往時のそれとは異なるもの（類似の建造物などを参考に整備する場合など）
などが想定される。
- 現状では、「復元的整備」についての具体的な基準はなく、こうした再現を行うに当たっては、「復元基準」を参考にしつつ、当該史跡等の本質的価値の継承及び理解促進の観点から検討を行うこととされているが、同基準は、主に忠実性の観点から「復元」として適切かどうかを定めているものである。
- このため、「忠実性」という観点以外の目的（例えば、史跡の利活用の観点等）を持つ再現について基準を明確にし、史跡等の保存・活用が効果的になされるように、その手順や留意点を示すことが必要であると考えられる。
- なお、忠実度を主な観点としている現状の「復元」と比較して考えると、再現を行う往時の歴史的建造物の位置・規模・構造・形式等が確認され、調査研究が尽くされることが求められるのはいうまでもないが、「復元」に合致しない歴史的建造物の再現に当たっては、
 - ・ 史資料が不十分な場合には、どのように再現したのかのプロセスを明示する必要がある。
 - ・ 明らかに史資料等の根拠が薄く、再現すべきでない場合や平面表示にとどめておくべき場合がある。このため、まず史跡等の本質的価値の理解促進のために再現が一番良い方法なのか、復元・復元的整備の類型やそのどちらにも当たらない場合に、どのような留意事項を遵守すべきか整理する必要がある。
 - ・ 可能な限り忠実性を追求し、再現される歴史的建造物の質を確保するように促すためのインセンティブを考えなければならない。
などの問題提起が出された。
- これらも踏まえて、「復元」に合致しない再現に当たっての手順と留意事項を以下のとおり示すこととする。
 - ・ 再現の目的・効果を整理し、それを実現するための手順・留意事項
 - ・ 史資料が一部不明確な場合、一部構造等を変更して再現するに当たっての手順・留意事項

(4) 「復元」に合致しない、現存しない歴史的建造物の再現に必要な手順等

- 「復元」に合致しない再現については、遺跡全体を理解しやすくするため、再現の目的・効果を整理し、再現後の歴史的建造物の具体的かつ効果的な利活用方法を検討し、それに応じてどのように歴史的建造物が再現されるか整理しておくことが重要である。
 - 一つの再現案に拠らず、多様な再現案を丁寧に検証することが必要である。
 - 再現に向けて様々な資料整理がなされるにも関わらず、その資料を公表等するルールが徹底されていないため、再現のために収集した史資料や検討プロセスを記録に残し、公表することが必要である。
- このため、以下の手順を踏むことが必要である。

【手順】

- 様々な整備手法のうち、歴史的建造物を再現することが史跡等の本質的価値の理解促進や史跡等の保存・活用の推進に最も資すると明らかにすること
- 史資料を十分に検討のうえ、以下の記載事項を盛り込んだ史跡等全体の保存活用計画・史跡等全体の整備計画を策定すること
 - ① 再現の目的・効果
 - ② 再現後の具体的な利活用方法
 - ③ 再現が史跡等の本質的価値の理解促進や史跡全体の保存・活用の推進に寄与すること
 - ④ 具体的な再現案
- 歴史的建造物の再現案を多角的に検討できる体制・実施体制を整備すること
- 往時の意匠・構造等や工法・技法を検証し、それを採用しない部分について、史跡等の価値の理解促進や史跡等の保存・活用の効果と比較衡量すること
- 再現に当たって史資料を収集するほか、検討プロセスについて記録に残し、公表すること

また、以下事項について留意することが必要である。

【留意事項】

- 史跡等における歴史的建造物の再現に当たっては、史跡等の保存・活用との関係で、その効果を実際に理解してもらえるものでなければならない。
- 再現後も継続的に再現の効果を検証することが必要である。
- 往時の姿が不明確な部分等については、その旨を明示するとともに、再現に当たって採用した意匠・形態についての経緯・考証を明示すること。
- 史跡等の本質的価値の理解促進等を阻害するような、往時の機能からあまりにもかけ離れた便益機能を付加する場合は、本丸などの中心機能・史跡等の象徴的空間を避けること。

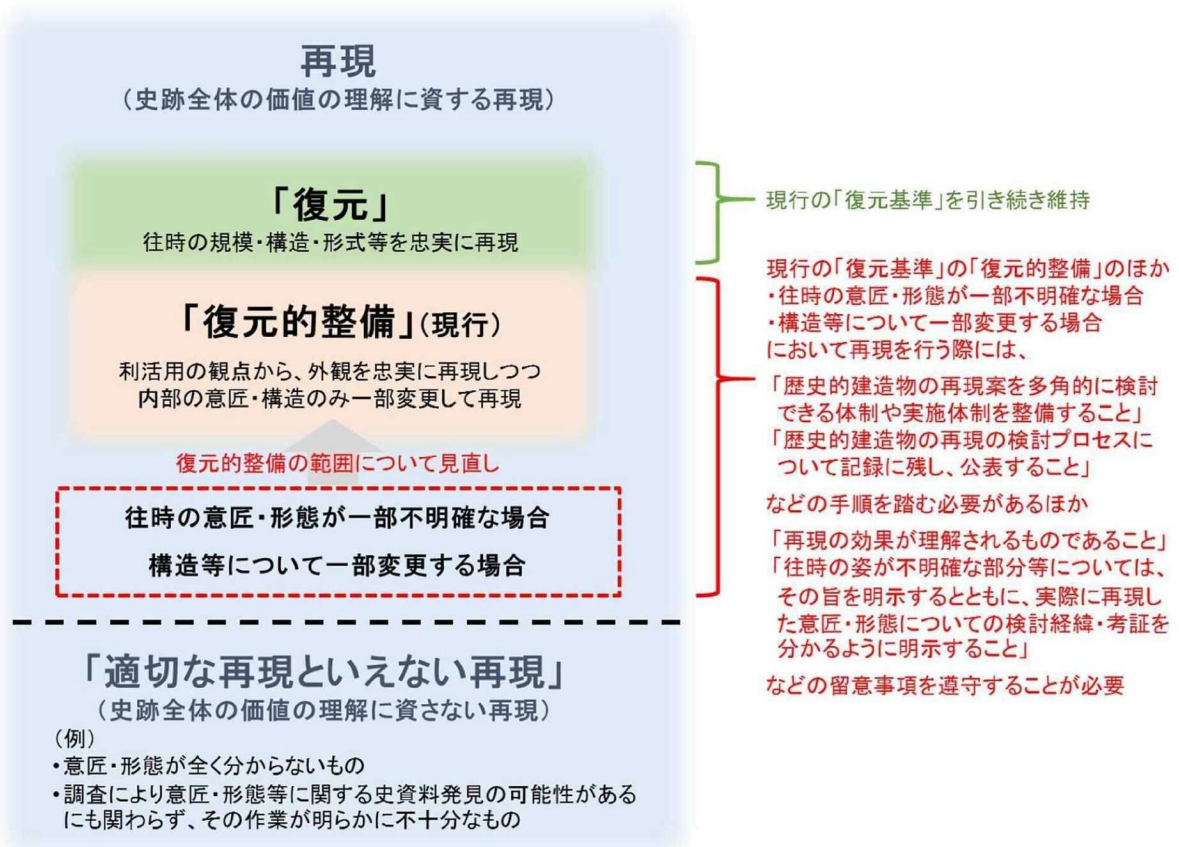
※「復元」においても、上記手順や留意事項に配慮することが必要である。

(5) 適切な再現といえない再現について

○史跡等における歴史的建造物の再現については、史跡等の価値の理解の観点等から、以下のように再現を行うべきでない場合を明示する必要がある。

- ・遺構が検出されないにも関わらず、推測により往時の歴史的建造物を再現する場合
 - ・意匠・形態等が全く分からないもの
 - ・調査により意匠・形態等に関する史資料発見の可能性があるにも関わらず、その作業が明らかに不十分なもの
 - ・史跡等の理解を妨げることに繋がる歴史的建造物の再現
 - ・もっぱら展望施設としての機能など、集客のみに着目した再現 等
- 遺跡全体の本質的価値の理解に資さない再現

○なお、史跡等における再現は、史跡等の価値の理解を高める場合に行われることが望ましいため、史跡等の価値を減損するものであってはならないことは言うまでもなく、再現の検討に先立って、遺構への影響について検証しておくことが必要である。



4. 再現された歴史的建造物について

(1) 再現された歴史的建造物の価値について

- 史跡等において再現された歴史的建造物は文化財保護法上直ちに文化財として扱われるわけではなく、史跡等の文化財に準じた、価値を伝えるための手段（プレゼンテーション）としての複製品（レプリカ）と捉えられる。
- 他方で、様々な再現が行われている中で、忠実性を追求し、再現される歴史的建造物の質が確保されるよう、適切に再現された歴史的建造物については、適切な評価を与えることが適当である。

(2) 再現された歴史的建造物の評価の在り方について

- 歴史的建造物の再現には、質の確保が必要であり、このため、例えば、以下のような仕組みについて検討すべきである。
 - ・ 忠実性の軸では、優良な復元の取組について評価する仕組み（主体、評価軸等）
 - ・ 利活用等の観点から再現された歴史的建造物について、再現後数年間が経過した後に評価する仕組み（主体、評価軸等）

木造天守バリアフリーの今後の検討について

R 5. 1

◎市長の「公募で選定した昇降機の設置は1、2階まで」との発言に対する対応

◎昇降技術の公募は、下記方針（以下、「付加設備の方針」）に基づき実施。
 「木造天守閣の昇降に関する付加設備の方針」（平成30年5月30日公表）
 ☞ 「付加設備の方針」の“5. 基本方針”に下記が示されている。
 “電動か否かによらず、車いすの方が見ることのできる眺望としては、現状1階フロアまでだが、様々な工夫により、可能な限り上層階まで昇ることができるよう目指し、現状よりも天守閣のすばらしさや眺望を築しめることを保証する。”

・「市長発言」と「付加設備の方針」に差異が発生している。バリアフリーの在り方について、あらためて検討するため、現段階での課題を整理した。

☆現段階での課題

○令和4年12月の昇降技術の公募の結果を公表後、選定した昇降装置の設置を容認する意見と反対する意見が寄せられている。

☞ これらの意見をしっかり検証し、公募で最優秀者を選定した現状を踏まえ「付加設備の方針」を見直すことなく対応する必要がある。

○江戸期の姿のままに復元するのか、特別史跡としての本質的価値の向上と更なる理解促進のために復元するのか、市民への理解が進んでいない

☞ 本市の木造復元の目的をしっかりと市民に伝えていく必要がある。

◎上記課題を解決するため、市民に対し“なぜ木造で天守を復元するのか”の本市の目的を正しく伝ええるとともに、今一度、市民との対話を重ねた上で、バリアフリーの方針を策定する必要がある。

○木造天守のバリアフリーの方針を策定するための留意事項

- ・公募で選定した昇降装置の技術開発状況（何階まで可能か等の技術的境界）
- ・観覧や避難経路など動線計画（人命最優先）
- ・歴史的建造物としての真実性（目的達成のために容認できる範囲）

☞ 史実に基づいた復元の「真実性」と、特別史跡の本質的価値を来訪者が体感・理解できる「活用性」を両立

○今後の進め方について

- 1) 公募の結果公表後（12/5 所管事務調査以降）の状況を議会に説明
- 2) バリアフリーについて、木造で復元する本市の目的を正しく伝えるとともに、公開で市民との対話を行う。

3) “木造天守のバリアフリーの方針を策定するための留意事項”を踏まえ、有識者会議で議論

・公募で選定した昇降技術を何階まで設置するかを決定

・“可能なかぎり上層階まで・・・”のため、公募で選定した昇降技術を設置しないフロアのバリアフリーをどうするか検討

4) 関係団体（障害者団体、高齢者団体等）との調整

5) 議会へ報告、了承

6) 木造天守のバリアフリーの方針を策定、整備基本計画に反映

7) 文化庁へ提出

【想定リスク】

・市民との対話のための方策の検討及び市民との対話に約1年、天守全体のバリアフリーの方針の検討に約1年必要となり、現在より約2年程度は検討期間となる（現在の想定としてR7年度前後）。

・本来であれば「市民意見の聴取は公募実施前に行うべき」との議会からの厳しい指摘が想定される。

・公募で選定した昇降技術の開発はR5～R8年度を想定しているため、確実に何階まで行けるかは、実現可能な見込みがたつたとき（R7年度を想定）となる。

・整備基本計画へのバリアフリーの方針の反映が、早くてR7年度前後となり、文化庁への提出がかなり遅れる。

・文化庁への提出が遅れることにより、今後、毎年発生する木材保管料についての責任追求が想定される。



◎市民との対話のための方策の検討からバリアフリーの方針の検討までに約2年程度必要のため、バリアフリーの方針の策定および整備基本計画の文化庁への提出は現市長の任期後となる。

名古屋城バリアフリーに関する アンケートへのご協力のお願い

調査票にご記入の上、5月8日（月）【消印有効】までにご投函ください。

日ごろは、市政にご理解・ご協力をいただきまして誠にありがとうございます。
本アンケートは、無作為に選ばれた市民の方に送付させていただいております。

名古屋市では現在、名古屋城天守閣の木造復元事業を推進しています。今から約400年前に徳川家康の命により築城された名古屋城天守は、城郭建築として旧国宝第1号に指定されていましたが、1945年5月14日に惜しくも空襲で焼失してしまいました。

その後、市民の皆さまのご支援のもと1959年に鉄骨鉄筋コンクリートで外観復元されましたが、本丸御殿、現存する石垣、隅櫓などとともに江戸期の本丸を再現し、特別史跡名古屋城跡の本質的価値の理解促進と文化観光面の魅力向上を図るため、可能な限り史実に忠実に木造で建替えてまいります。

名古屋城は、先人たちの努力により、江戸時代の文書「金城温古録」をはじめ、戦前に記録された「ガラス乾板写真」^{かんばんしゃしん}、「昭和実測図」^{しょうわじっそくず}など豊富な史資料が残されており、焼失前の天守を忠実に復元することが可能な全国唯一の大規模城郭建築です。

建築基準法の解説（※）によると、「国宝などの文化財は先人が我々に伝えた貴重な財産であり、これを保存し、後世に伝え、あるいはその活用を図って、国民ひいては世界の文化に寄与することは我々の任務である」と記されており、調査研究に基づく「史実に忠実な復元」に最大限配慮しながら、バリアフリーに対応するため、昨年度に「名古屋城木造天守の昇降技術に関する公募」を実施し、最優秀者を決定したところです。

今回のアンケートは、復元する木造天守への昇降技術の設置について、市民のみなさまのご意見を頂戴し、名古屋市の方針を決めてまいりたいと考えております。また、希望者のみなさまを対象に市民討論会を行い、ご意見を直接お伺いしたいと考えております。

何卒、ご協力くださいますようお願いいたします。

※ 逐条解説建築基準法編集委員会「逐条解説 建築基準法」（平成24年12月10日初版発行、株式会社ぎょうせい）

▼アンケートについてご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

名古屋市観光文化交流局名古屋城総合事務所 担当：加治屋、坂田

電話：(052) 231-2488 / FAX：(052) 201-3646

問合せ時間：月曜日から金曜日の午前8時45分から午後5時30分まで（祝日を除く）

※FAX は常時受け付けておりますが、お電話でのお問い合わせにつきましては上記時間内とさせていただきますので、ご了承ください。

アンケート調査票

～ご記入にあたってのお願い～

- ◆アンケート調査票は必ず封筒の宛名のご本人がご回答ください。
(ご本人が記入できない時は、身近な方がご本人から聞き取り、ご記入ください)
- ◆本アンケートは無作為に選ばれた市民の方に送付させていただいております。
- ◆同封されている「名古屋城バリアフリーに関する説明資料」をご覧ください、ご記入ください。
- ◆本調査票及び返信用封筒には、ご住所やお名前を書いていただく必要はありません。また、切手を貼る必要もございません。
- ◆回答結果は、統計的な数値として集計する以外には使用しませんので、ご自身の率直なお考えやご意見をご記入ください。
- ◆ご記入いただきましたアンケート調査票を同封の返信用封筒に入れ、**5月8日(月)【消印有効】**までに、郵便ポストにご投函ください。

問1 過去に、何回名古屋城を訪れましたか？(1つに○)

1 1回	2 2回
3 3回以上(年__回程度)	4 訪れていない

問2 天守についてお聞きします。名古屋市が天守の木造復元を進めていることをご存じですか？(1つに○)

1 内容もよく知っている	2 進めていることは知っている
3 知らなかった	4 興味がない

問3 今まで、名古屋市が主催した名古屋城天守閣整備に関するタウンミーティングや市民説明会にご参加いただいたことがありますか？(1つに○)

1 毎年参加している	2 1回以上参加したことがある
3 参加したことがない	

以下の問4～6は、説明資料を読んでいただいたうえでご回答ください

問 4 公募により選定された最優秀者の昇降技術の設置について、あなたの考え方は以下のうちどれですか。(1つに〇)

- 1 設置しない(豊富な史資料を基に名古屋城天守を往時の姿に忠実に復元する)
- 2 1階まで(名古屋城天守の史実に忠実な復元に配慮しながら、1階からの眺望を楽しめるようにする(公募した昇降技術の最低要求水準))
- 3 最上階(5階)まで(高齢者、障害者、小さな子ども連れの方等のため、最上階まで設置)
- 4 わからない
- 5 その他()

問 5 問4のご回答にかかわらず、最上階(5階)までのバリアフリーとして、他にどのような方法を望まれますか。(自由回答)

問 6 現在の園路等を含む名古屋城全体のバリアフリーについて、ご意見をお聞かせください。(自由回答)

あなたご自身について

問7 あなたの年代をお答えください。(1つに○)

- 1 10代 2 20代 3 30代 4 40代 5 50代
6 60代 7 70代以上 8 答えたくない

問8 差し支えなければ、障害等の有無についてお答えください。(複数回答可)

- 1 特にない 2 肢体不自由(車いすを使用)
3 肢体不自由(歩行困難・杖使用など)
4 視覚障害 5 聴覚障害 6 言語障害
7 内部障害 8 知的障害 9 精神障害
10 発達障害 11 高次脳機能障害 12 難病
13 その他() 14 答えたくない

問9 ご家族に就学前のお子様はいらっしゃいますか。(1つに○)

- 1 いる 2 いない 3 答えたくない

【名古屋城について、ご意見等ご自由にお書きください】

()

ありがとうございました。

ご記入いただきました本調査票を同封の返信用封筒に入れて、切手を貼らずに投函してください。

また、市民討論会への参加を希望される方は、参加申込書も返信用封筒に入れてください。

市民討論会に参加を希望される方へ

名古屋城バリアフリーに関する市民討論会

日時：令和5年6月3日（土） 14:00～16:00（予定）
 場所：中区役所ホール（名古屋市中区栄四丁目1番8号 地下2階）
 内容：名古屋城バリアフリーに関する資料および市民アンケートの説明をした上で討論会を実施
 定員：100名程度

上記のように市民討論会を開催します。参加ご希望の方は、下の「参加申込書」に必要事項をご記入の上、アンケート調査票と一緒に同封の返信用封筒にて、**5月8日（月）【消印有効】**までにご投函ください。

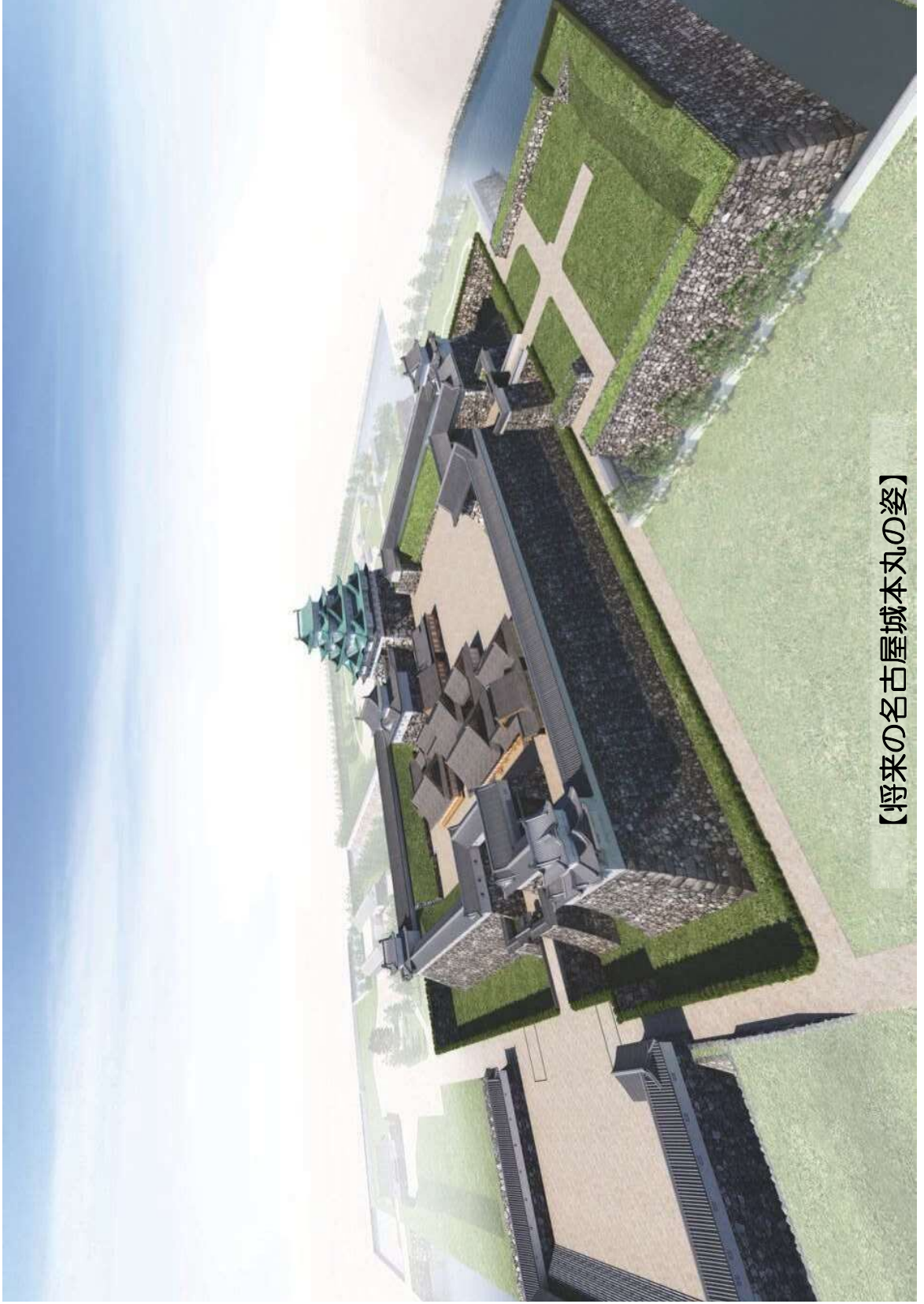
参加申込書を返信いただいた方の数が定員を超過した場合は、抽選させていただきます。抽選の結果は参加申込書をいただいた方全員にご連絡いたします。当日参加いただける方には、プログラムや会場案内などの資料も同封させていただきます。ぜひ、ご参加ください。

なお、ご記入いただいた個人情報につきましては、当選結果及び資料の発送に使用し、その他の目的には使用いたしません。

参加申込書

（ふりがな） おなまえ	
ご住所 （郵便物が届くよう 番地、建物名・号室など 全てご記入ください）	〒 — 名古屋市 区
参加動機	
これまでに市民参加型の会議に参加されたことがありますか。	1 名古屋城に関連した会議に参加したことがある 参加した時のテーマ（ ） 2 名古屋城関連以外の会議に参加したことがある 参加した時のテーマ（ ） 3 今回がはじめて 4 わからない
参加にあたり、主催者に配慮してほしいことがございましたら、ご記入ください。（任意）	

「名古屋城バリアフリーに関する説明資料」 【アンケート調査用】



【将来の名古屋城本丸の姿】

目次

1. 趣旨
2. 名古屋城天守木造復元の概要
 - ・ ガラス乾板写真の往時の姿と完成予想図
 - ・ 残された豊富な史料
 - ・ 名古屋城天守の歩み
 - ・ 現在の天守閣と復元する天守の違い
 - ・ 復元する天守の階段
3. 昇降技術の概要
 - ・ 昇降技術に関する公募の概要
 - ・ 導入する昇降技術の紹介
4. 復元する木造天守への昇降技術設置イメージ
 - ・ 大天守地階
 - ・ 大天守1階

1. 趣旨

名古屋城天守は、1612年（慶長17年）に完成し1930年（昭和5年）に城郭建築として**旧国宝第1号**に指定されましたが、1945年（昭和20年）に戦災により焼失しました。その後、1959年（昭和34年）に現在の鉄骨鉄筋コンクリート造で再建されましたが、半世紀以上が経過し、コンクリートの劣化や設備の老朽化、耐震性の確保等様々な問題が顕在化しています。

天守を木造により復元する名古屋城天守閣整備事業は、このような現天守閣の課題を解決するだけでなく、**先人が残してくれた他の城郭には無い豊富な史資料を基に往時の姿に復元**できることから、**再度「国宝」**になることを目指し、**名古屋市民の誇り**と言える名古屋城天守を実現していきたいと考えております。

その一方で、バリアフリーへの対応をどのように行っていくかは大きな課題であることから、2018年(平成30年)に本市が公表した「木造天守閣の昇降に関する付加設備の方針」に基づき検討を進めてまいりました。昨年度(令和4年度)「名古屋城木造天守の昇降技術に関する公募」を実施し、**木造の柱・梁に影響を与えない、**

かつ、取り外し可能な技術を国際的に募集し最優秀者を決定したところです。

今回のアンケートは選定された最優秀者の昇降技術の詳細と木造天守に設置された場合にどのようなものか等の情報をお知らせし、みなさまのご意見をお伺いするものです。

趣旨をご理解いただき、ご協力いただきますようお願いいたします。

2. 名古屋城天守木造復元の概要

- ・ガラス乾板写真の往時の姿と完成予想図



(ガラス乾板写真)

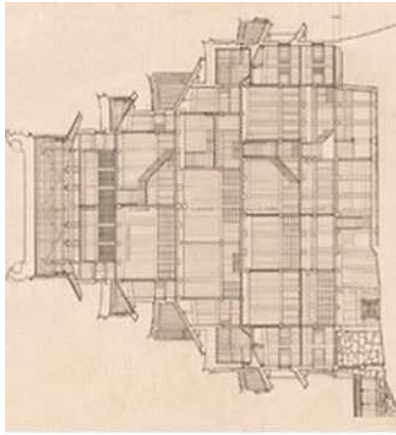
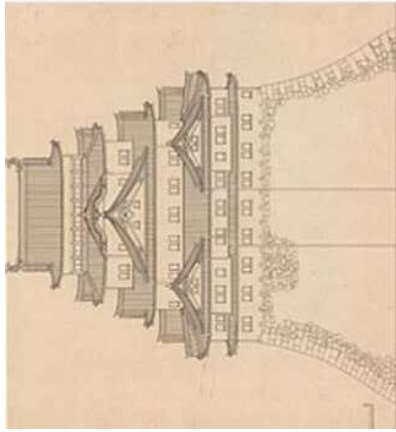
300年以上存続し**旧国宝第1号**
に指定された名古屋城天守の姿



(竹中工務店作成完成予想図)

豊富な史資料と最新の技術により
史実に忠実な木造復元

• 残された豊富な史資料



昭和実測図



ガラス乾板写真



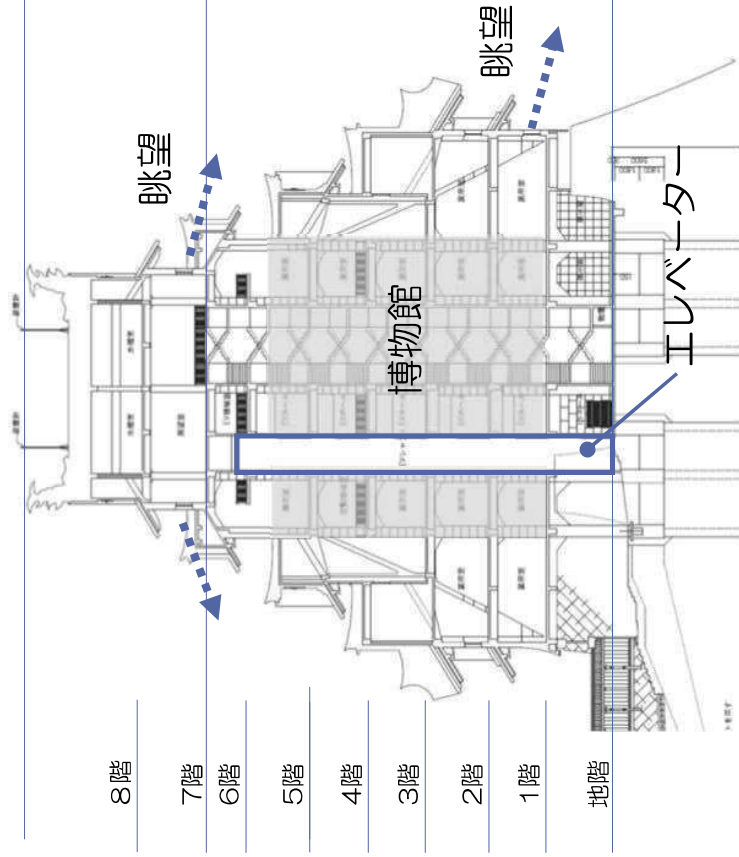
金城温古録

・名古屋城天守の歩み

時 期		内 容
慶長15年	1610年	徳川家康の命により築城に着手
慶長17年	1612年	天守が完成
明治 5年	1872年	陸軍省の所管となる
明治26年	1893年	宮内省に移管され名古屋離宮となる
昭和 5年	1930年	宮内省から名古屋市に名古屋城を下賜 天守等が城郭として国宝第1号に指定（旧国宝）
昭和 7年	1932年	名古屋城の実測調査開始 （昭和27年(1952年)に「昭和実測図」が完成）
昭和20年	1945年	第二次大戦中の空襲（5月14日）により焼失
昭和34年	1959年	鉄骨鉄筋コンクリート造天守閣再建
平成21年	2009年	本丸御殿復元に着手
平成30年	2018年	本丸御殿が完成

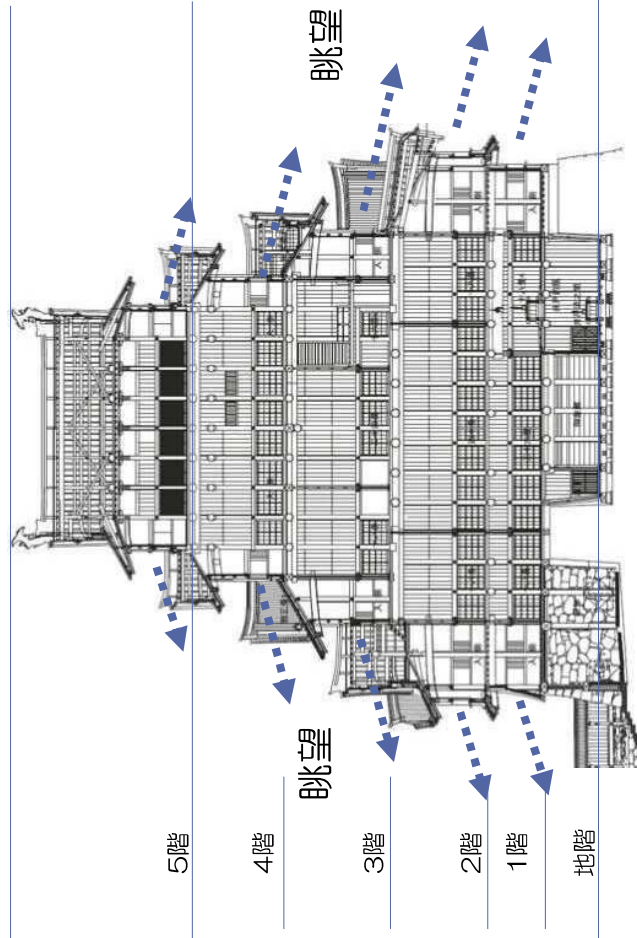
- 現在の天守閣と復元する天守の違い

現在の天守閣
(鉄骨鉄筋コンクリート造)



- 内部は博物館
- 眺望（外を見ることができるのは1階北側、東側と7階から
- 地階から5階までエレベーター設置

復元する天守
(木造)



- 往時の姿を復元した内部空間
- 1～5階のすべての階から眺望

- ・復元する天守の階段

地階から5階（最上階）まで階段の段数126段



「名古屋城木造天守閣階段体験館」
に設置されている実物大模型の階段
（木造天守の1階から2階の階段）

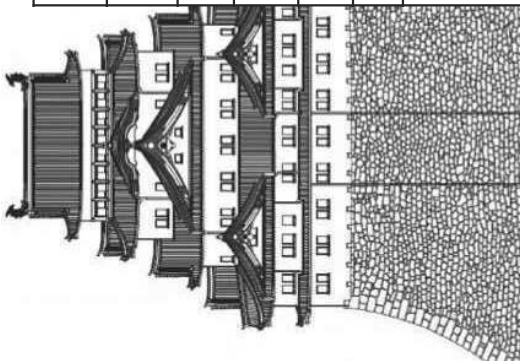


焼失した大天守の最上階の階段
（ガラス乾板写真）

3. 昇降技術の概要

- 昇降技術に関する公募の概要

想定される技術（公募資料より抜粋）



5階	技術例： ・大天守の内部を垂直に昇降する技術 ・大天守の階段を直接昇降する技術 ・外部から直接大天守1階以上に入城できる技術 等 幅広く技術を募集
4階	
3階	
2階	
1階	
地階	地上から大天守地階までのバリアフリーは 景観に配慮したスロープにて対応
地上	

要求水準の主な内容

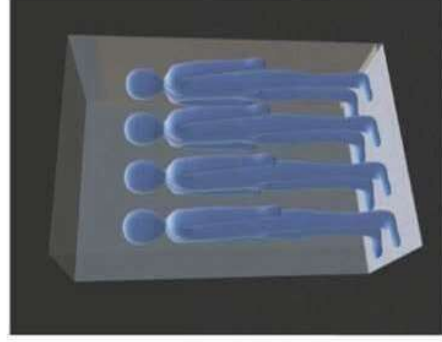
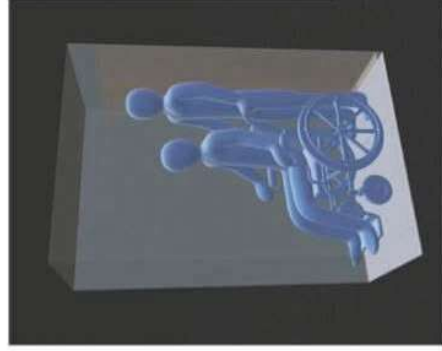
- 少なくとも大天守1階に昇降ができること
- 柱や梁などの主架構を変更しないこと
- 取り外すことにより、史実に忠実な状態に戻すことができる設置手法とすること

・導入する昇降技術の紹介

最優秀者

株式会社MHIエアスペースプロダクション

- ・地階から1階、1階から2階といったように、1階ずつ乗り換えて昇降する技術
- ・定員4名または車いす利用者1名と介助者1名とが搭乗可能
- ・木造の柱・梁を取り除かず¹に設置できるよう小型化
- ・取り外すことで、史実に忠実な状態に戻すことが可能



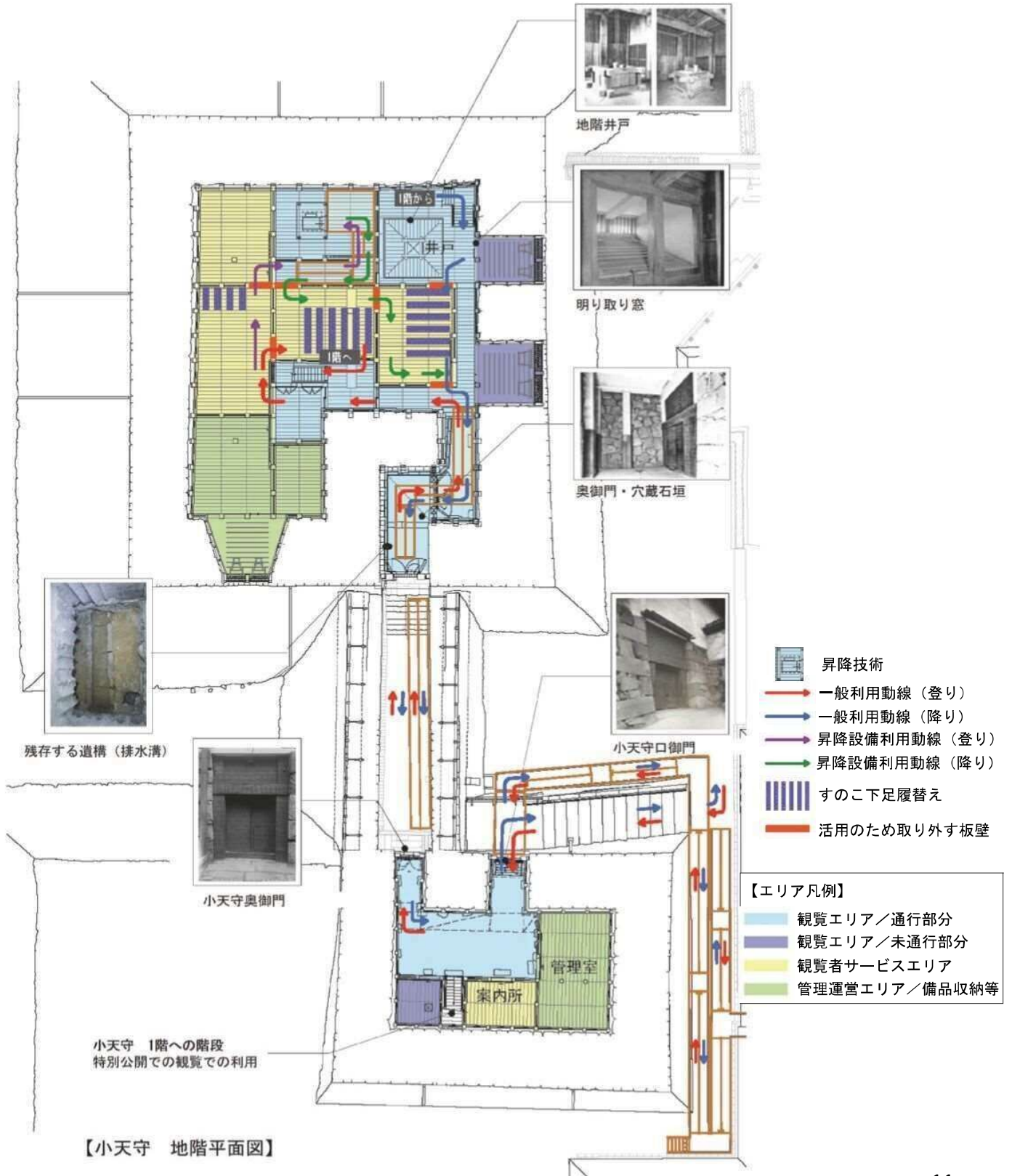
昇降技術の搭乗イメージ



船舶への導入実績

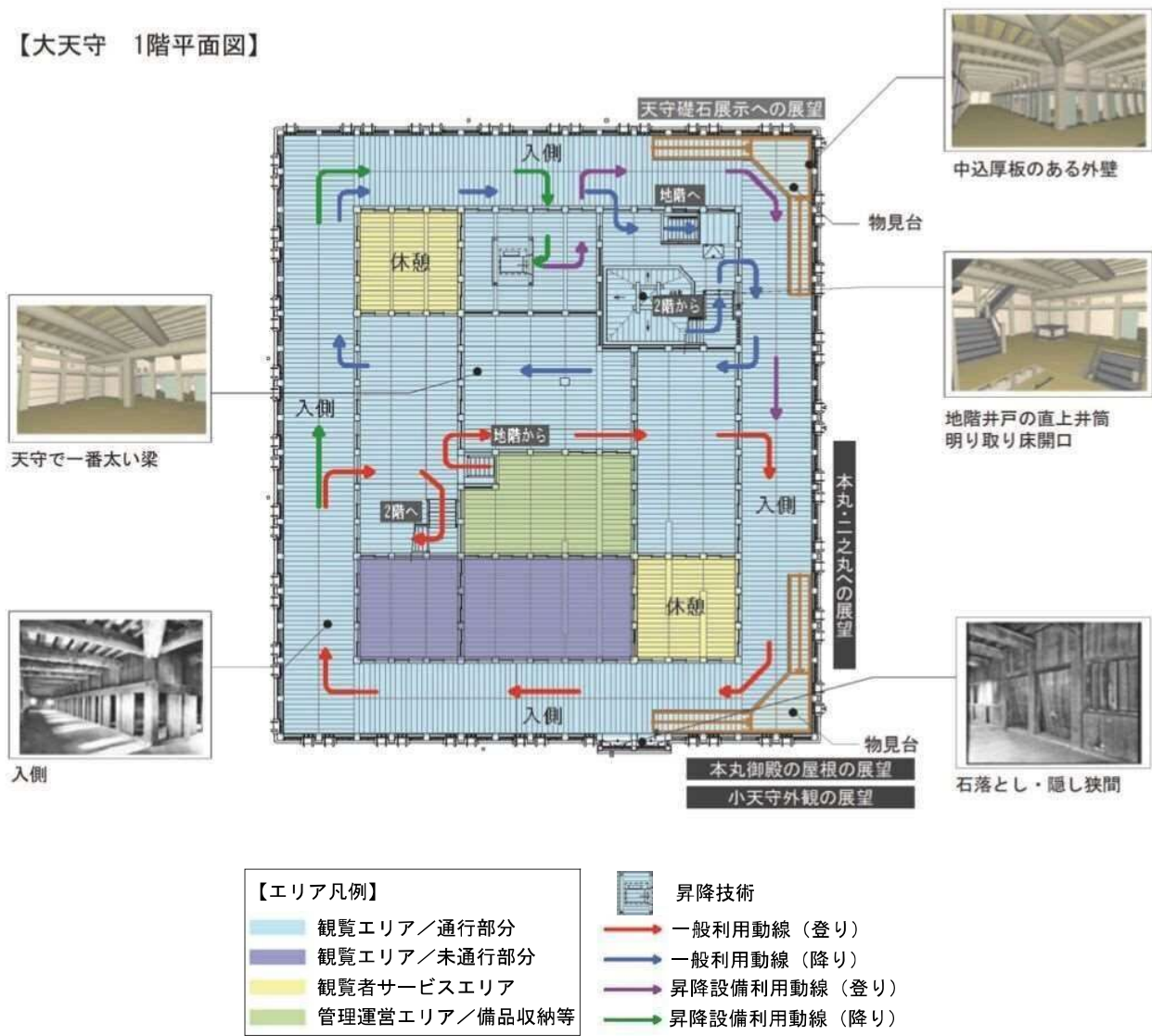
4. 復元する木造天守への昇降技術設置イメージ

・大天守地階



・大天守 1 階

【大天守 1階平面図】



より上層階へのバリアフリー対応については、今後継続して検討してまいります。

特別史跡
名古屋城
NAGOYA CASTLE

名古屋城バリアフリーに関するアンケート（速報）

1 概要

（1）調査の趣旨

名古屋城は、先人たちの努力により豊富な史資料が残されており、焼失前の天守を忠実に復元することが可能な全国唯一の大規模城郭建築であり、調査研究に基づく「史実に忠実な復元」に最大限配慮しながら、バリアフリーに対応するため、昨年度に「名古屋城木造天守の昇降技術に関する公募」を実施し、最優秀者を決定したところである。

今回のアンケートは、復元する木造天守への昇降技術の設置について市民の意見を把握し、名古屋市の方針を決める基礎資料とするために市民アンケートを実施した。

（2）調査方法

ア 調査対象

18 歳以上の名古屋市に居住する 5,000 人（外国人含む）

イ 抽出方法

住民基本台帳上から層化無作為抽出（各区の人口等に応じて比例配分して抽出）を実施。

ウ 調査方法

郵送による配布・回収。アンケートを郵送する際には以下のものを同封した。

- ・アンケートお願い文
- ・アンケート調査票
- ・名古屋城バリアフリーに関する説明資料
- ・市民討論会に参加される方へ（案内文と参加申込書）

エ 調査時期

令和 5 年 4 月 19 日（水）～ 5 月 8 日（月）

オ 配布・回収数

区 分	標本配布数	標本回収数	標本回収率
件数	5, 000 人	1, 448	29.0%

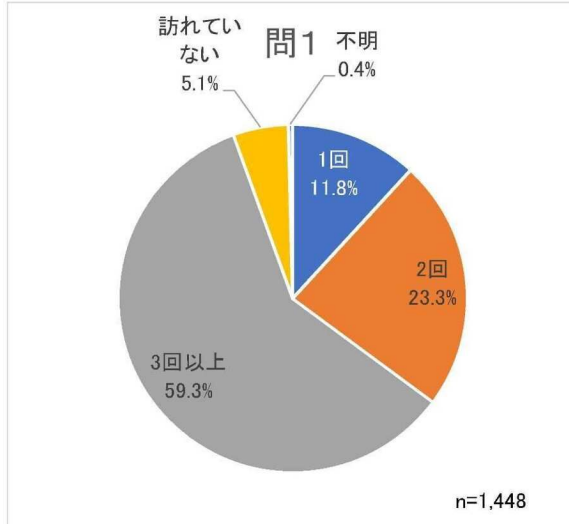
2 集計結果

(1) 単純集計

問1 過去に、何回名古屋城を訪れましたか？

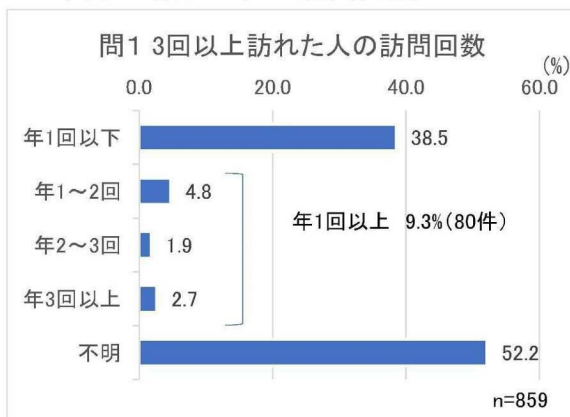
「3回以上」が59.3%を占める。

「3回以上」訪れたことがある人の訪問回数は、「年1回以下」または「不明」が大半で、年1回以上訪れている人は80件。



	件数	%
1回	171	11.8
2回	338	23.3
3回以上	859	59.3
訪れていない	74	5.1
不明	6	0.4
合計	1,448	100.0

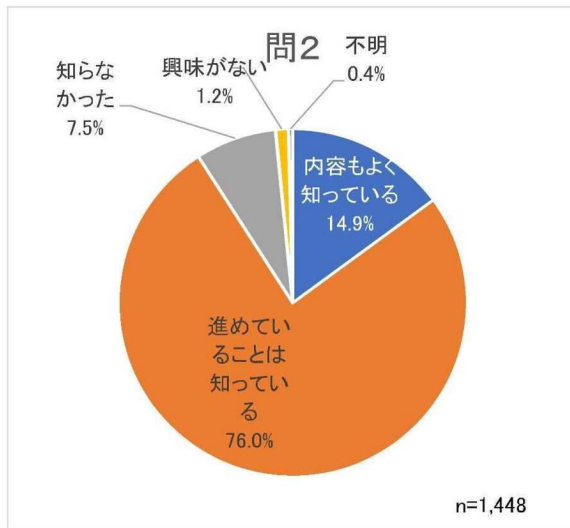
3回以上訪れた人の訪問回数



	件数	%
年1回以下	331	38.5
年1～2回	41	4.8
年2～3回	16	1.9
年3回以上	23	2.7
不明	448	52.2
合計	859	100.0

問2 天守についてお聞きします。名古屋市が天守の木造復元を進めていることをご存じですか？

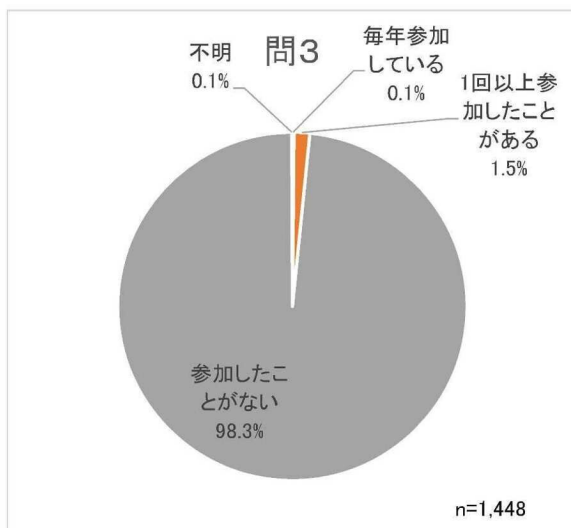
「進めていることは知っている」が76.0%と大半を占める。



	件数	%
内容もよく知っている	216	14.9
進めていることは知っている	1,100	76.0
知らなかった	109	7.5
興味がない	17	1.2
不明	6	0.4
合計	1,448	100.0

問3 今まで、名古屋市が主催した名古屋城天守閣整備に関するタウンミーティングや市民説明会にご参加いただいたことがありますか？

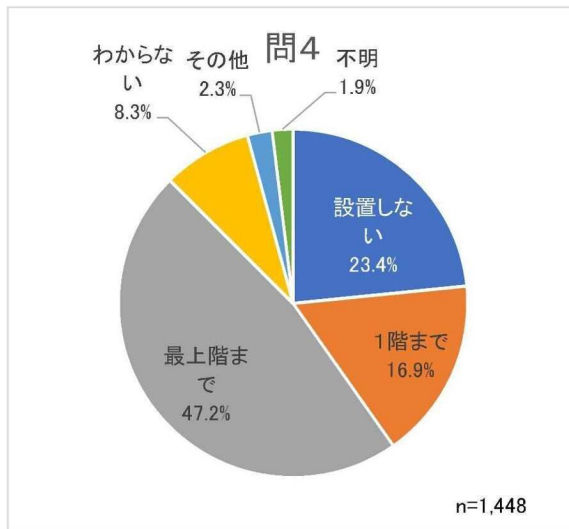
「参加したことがない」が98.3%。ほとんどの人が名古屋城に関する資料を手にする初めての機会となった。



	件数	%
毎年参加している	2	0.1
1回以上参加したことがある	21	1.5
参加したことがない	1,424	98.3
不明	1	0.1
合計	1,448	100.0

問4 公募により選定された最優秀者の昇降技術の設置について、あなたの考え方は以下のうちどれですか。

「設置しない」23.4%、「1階まで」16.9%、「最上階まで」47.2%の順。



	件数	%
設置しない	339	23.4
1階まで	244	16.9
最上階まで	684	47.2
わからない	120	8.3
その他	33	2.3
不明	28	1.9
合計	1,448	100.0

問5 問4のご回答にかかわらず、最上階（5階）までのバリアフリーとして、他にどのような方法を望まれますか。（自由回答）

<問4で「1 設置しない」または「2 1階まで」を選んだ方の回答例>

- ・当時の図面があるのだから歴史的な建造物はその通り再現するのが普通では？
- ・極力、史実にあった復元をして欲しい
- ・不便なことも含めて当時の城を再現すべき。階段の昇降などで通常の建物の中を移動できる工夫をする。
- ・人力で補助・介助する、ロボットの活用、パワースーツやキャタピラのついた車いすなどもあるかもしれない。
- ・VR技術を利用して、上層階の状況を1階で見られるようにする。

<問4で「3 最上階まで」を選んだ方の回答例>

- ・エレベーター（外来者が簡単に一気に最上階に行けた方が良い）
- ・専門家+若い方たちの目を通して、歴史を生かした新しい発想を生かしてバリアフリーについて考えていただきたい
- ・バリアフリーのレベルをもっと向上させるべきで、忠実な復元という目的に対してバリアフリーだけが対立軸になっていることに異和感がある。
- ・名古屋城を史実に基づき忠実に再現する事は大賛成。名古屋城をバリアフリーにすると、少しでも高齢者とその家族の外出のハードルが下がる。
- ・VR（ゴーグル）もあり。

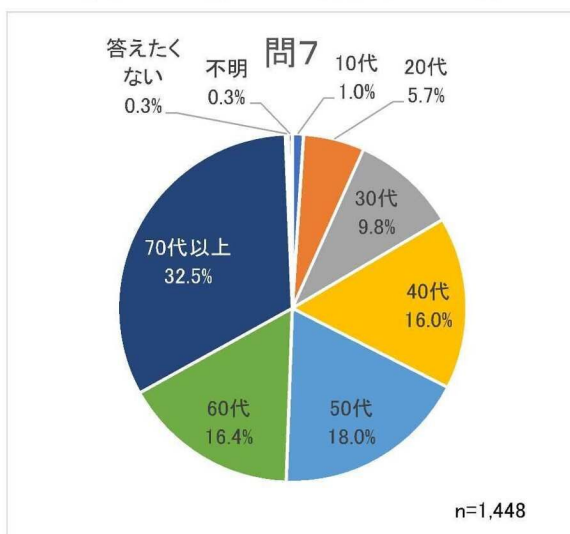
問6 現在の園路等を含む名古屋城全体のバリアフリーについて、ご意見をお聞かせください。(自由回答)

- <問4で「1 設置しない」または「2 1階まで」を選んだ方の回答例>
- ・そもそも資料に基づいて忠実に木造復元をするプロジェクトだったと思う。
 - ・将来の歴史好きのためにできる限り史実に忠実に復元をして欲しい。もし完成時に自分が最上階まで行けなくてもあきらめがつく。
 - ・歴史的建造物を復元する事とバリアフリーは別に考える必要が有ると思う
 - ・城であるがゆえに、当時の姿を忠実に再現することを優先し、その上でできることを考えたい。脇道にスロープを作る等。
 - ・城外路（園路）なら車イス等の通れる舗装路は良いかも。

- <問4で「3 最上階まで」を選んだ方の回答例>
- ・バリアフリーありきではなく、木造での復元ありきのバリアフリーを考えているので、史資料に基づく立派な名古屋城の完成を期待。
 - ・江戸時代から残るものについては、可能な限り保存することを原則としつつ、障害の有無や年齢、性別、国籍等を問わず、すべての人が歴史遺産に触れ学べるよう、バリアフリー環境整備を整えていくべき。
 - ・高齢者、障害者の方々の介助のお手伝いの方がいると安心して外出できる。
 - ・バリアフリーエリアとそうでないエリアを同じ空間に設置できたら。神社でよく見かける真中は砂利で両脇はコンクリートなどの良例を情報収集すべき。
 - ・結局新築であることには変わらないからバリアフリーはどんどん進めるべきだと思う。

問7 あなたの年代をお答えください。

「20代以下」6.7%、「30代」9.8%、「40代」16.0%、「50代」18.0%、「60代」16.4%、「70代以上」32.5%。

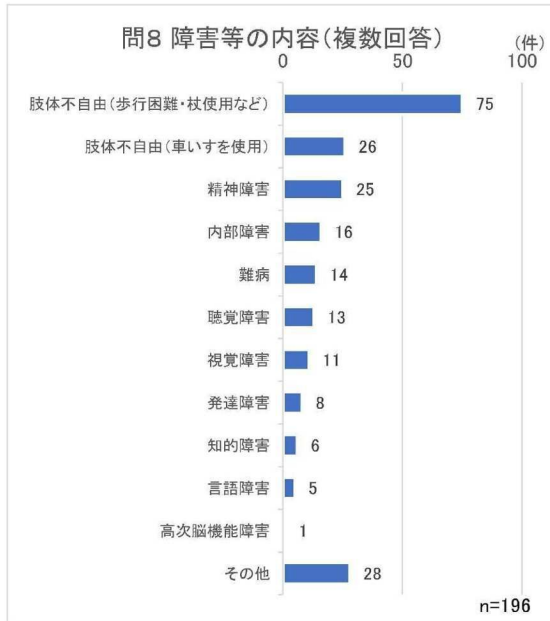
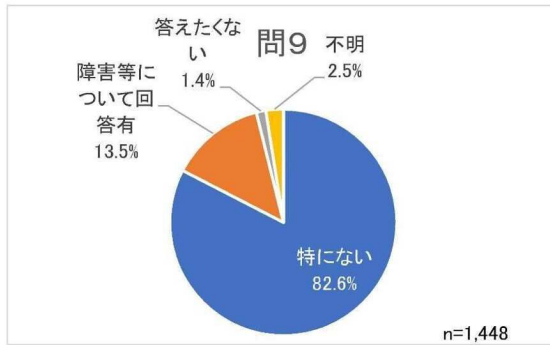


	件数	%
10代	15	1.0
20代	82	5.7
30代	142	9.8
40代	232	16.0
50代	261	18.0
60代	237	16.4
70代以上	470	32.5
答えたくない	4	0.3
不明	5	0.3
合計	1,448	100.0

問8 差し支えなければ、障害等の有無についてお答えください。(複数回答)

「特にない」が82.6%、障害等について回答した方が13.5%。

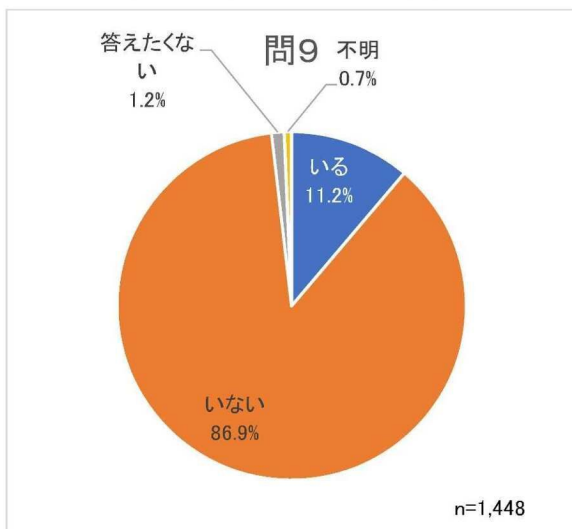
障害等の種類については、「肢体不自由(歩行困難・杖使用など)」75件(5.2%)、「肢体不自由(車いすを使用)」26件(1.8%)、「精神障害」25件(1.7%)の順に多い。



	件数	%
特にない	1,196	82.6
障害等について回答有	196	13.5
肢体不自由(歩行困難・杖使用など)	75	5.2
肢体不自由(車いすを使用)	26	1.8
精神障害	25	1.7
内部障害	16	1.1
難病	14	1.0
聴覚障害	13	0.9
視覚障害	11	0.8
発達障害	8	0.6
知的障害	6	0.4
言語障害	5	0.3
高次脳機能障害	1	0.1
その他	28	1.9
答えたくない	20	1.4
不明	36	2.5
合計	1,448	100.0

問9 ご家族に就学前のお子様はいらっしゃいますか。

「いる」という回答は11.2%。



	件数	%
いる	162	11.2
いない	1,259	86.9
答えたくない	17	1.2
不明	10	0.7
サンプル数(%ベース)	1,448	100.0

市民討論会への参加希望

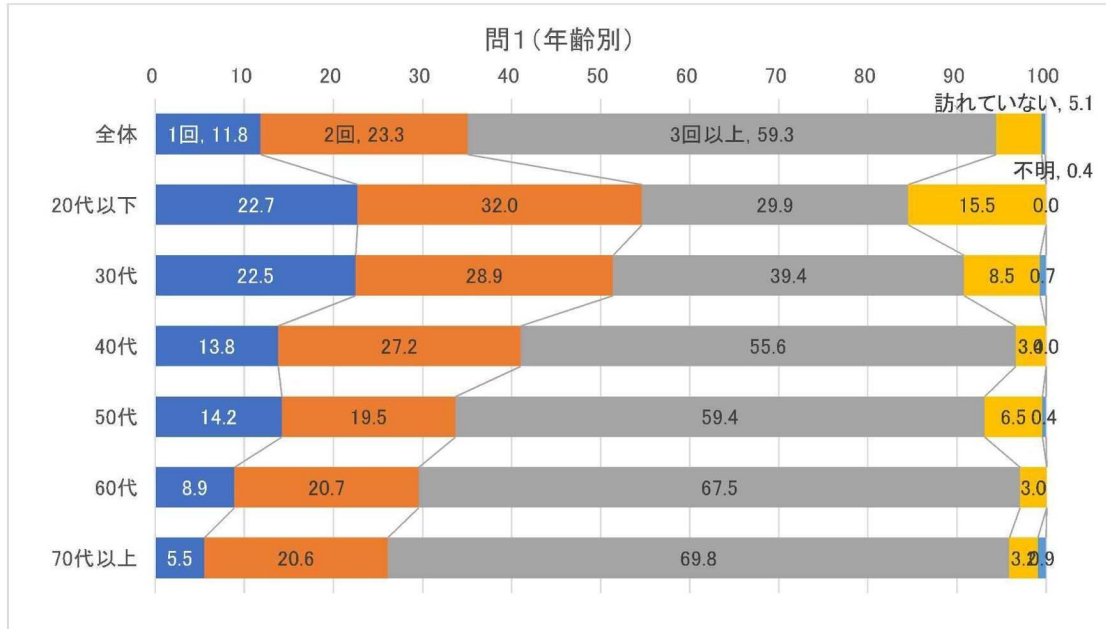
市民討論会への参加申込は59件
(4.1%) あった。

	件数	%
申込件数	59	4.1

(2) クロス集計 (主なもの)

問1 過去に、何回名古屋城を訪れましたか？ (年齢別)

年齢が高くなる程「3回以上」の比率が高くなる。

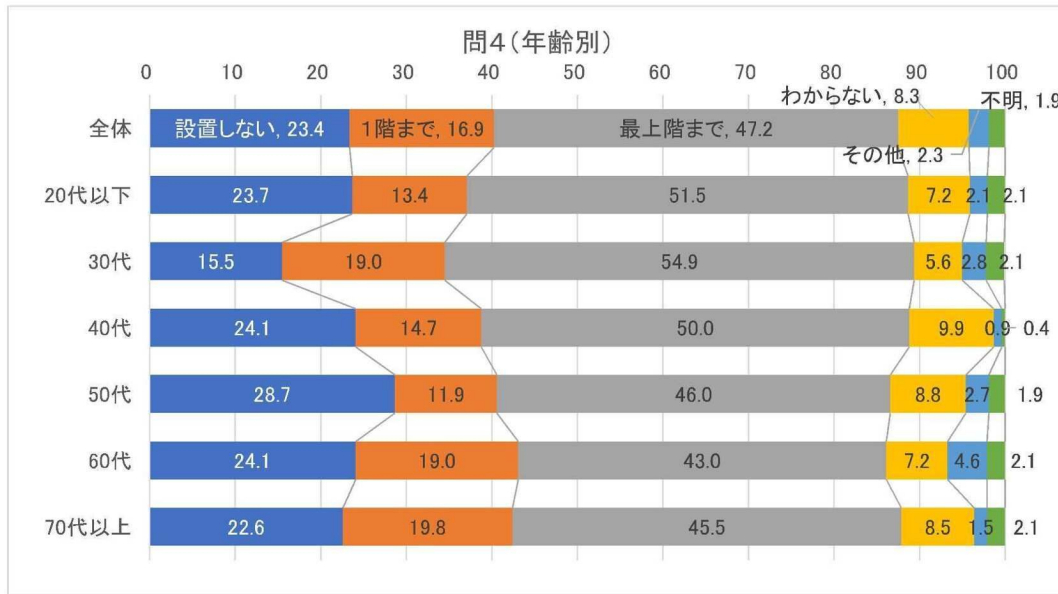


上段: 件数、下段: %

	1回	2回	3回以上	訪れていない	不明	合計
20代	22	31	29	15	0	97
	22.7	32.0	29.9	15.5	-	100.0
30代	32	41	56	12	1	142
	22.5	28.9	39.4	8.5	0.7	100.0
40代	32	63	129	8	-	232
	13.8	27.2	55.6	3.4	-	100.0
50代	37	51	155	17	1	261
	14.2	19.5	59.4	6.5	0.4	100.0
60代	21	49	160	7	-	237
	8.9	20.7	67.5	3.0	-	100.0
70代以上	26	97	328	15	4	470
	5.5	20.6	69.8	3.2	0.9	100.0
合計	171	338	859	74	6	1,448
	11.8	23.3	59.3	5.1	0.4	100.0

問4 公募により選定された最優秀者の昇降技術の設置について、あなたの考え方は以下のうちどれですか。(年齢別)

40代以下では「最上階まで」の比率が高いが50代以上で低くなる。
60代では「設置しない」「1階まで」の合計43.1%、「最上階まで」43.0%と同程度となっている。



上段:件数、下段:%

	設置しない	1階まで	最上階まで	わからない	その他	不明	合計
20代以下	23	13	50	7	2	2	97
	23.7	13.4	51.5	7.2	2.1	2.1	100.0
30代	22	27	78	8	4	3	142
	15.5	19.0	54.9	5.6	2.8	2.1	100.0
40代	56	34	116	23	2	1	232
	24.1	14.7	50.0	9.9	0.9	0.4	100.0
50代	75	31	120	23	7	5	261
	28.7	11.9	46.0	8.8	2.7	1.9	100.0
60代	57	45	102	17	11	5	237
	24.1	19.0	43.0	7.2	4.6	2.1	100.0
70代以上	106	93	214	40	7	10	470
	22.6	19.8	45.5	8.5	1.5	2.1	100.0
合計	339	244	684	120	33	28	1,448
	23.4	16.9	47.2	8.3	2.3	1.9	100.0

問4 公募により選定された最優秀者の昇降技術の設置について、あなたの考え方は以下のうちどれですか。

<障害有りの方、肢体不自由の方>

障害等について回答有の方は「最上階まで」の比率が高く、中でも肢体不自由の方の比率が高い。

	設置しない	1階まで	最上階まで	わからない	その他	不明	合計
特になし	286 23.9	204 17.1	554 46.3	101 8.4	28 2.3	23 1.9	1,196 100.0
障害等について回答有	38 19.4	33 16.8	106 54.1	13 6.6	3 1.5	3 1.5	196 100.0
肢体不自由 (歩行困難・杖使用など)	11 14.7	10 13.3	45 60.0	7 9.3	0 0.0	2 2.7	75 100.0
肢体不自由 (車いすを使用)	6 23.1	3 11.5	15 57.7	1 3.8	1 3.8	0 0.0	26 100.0

<小さい子どもがいる人>

小さい子どもがいる人の方が「最上階まで」の比率が高いものの、障害等について回答した人よりは比率は低い。

	設置しない	1階まで	最上階まで	わからない	その他	不明	合計
いる	35 21.6	30 18.5	81 50.0	9 5.6	4 2.5	3 1.9	162 100.0
いない	299 23.7	210 16.7	588 46.7	111 8.8	28 2.2	23 1.8	1,259 100.0

<名古屋城への訪問回数別>

「3回以上」の人は「設置しない」「1階まで」の比率が高い。

「2回」の人は「最上階まで」の比率が高い。

「1回」「訪れていない」人は「2回」の人より「最上階まで」の比率が低い
一方、「わからない」の比率が高くなり、訪問回数が少ないとバリアフリーについて判断しにくい人も一定数いると考えられる。

	設置しない	1階まで	最上階まで	わからない	その他	不明	合計
1回	42 24.6	27 15.8	78 45.6	19 11.1	1 0.6	4 2.3	171 100.0
2回	65 19.2	50 14.8	181 53.6	31 9.2	7 2.1	4 1.2	338 100.0
3回以上	216 25.1	156 18.2	388 45.2	56 6.5	24 2.8	19 2.2	859 100.0
訪れていない	13 17.6	11 14.9	34 45.9	14 18.9	1 1.4	1 1.4	74 100.0

	設置しない	1階まで	最上階まで	わからない	その他	不明
全体	23.4	16.9	47.2	8.3	2.3	1.9
20代以下	23.7	13.4	51.5	7.2	2.1	2.1

自由意見まとめ（討論会参加者）

問5 問4のご回答にかかわらず、最上階（5階）までのバリアフリーとして、他にどのような方法を望まれますか。

<問4で「1 設置しない」「2 1階まで」を選んだ方の回答>

問4	問5. 問4のご回答にかかわらず、最上階(5階)までのバリアフリーとして、他にどのような方法を望まれますか。
1	史実に忠実に再現できる貴重な資料が残って言う貴重な城郭なのでしょう？ なぜ史実と違うバリアフリーを作る必要があるのでしょうか。
1	せっかく当時の図面があるのだから歴史的な建造物はその通り再現するのが普通では？
1	全ての方に見てもらえる様にするのはEVが必要な事は判るが歴史的建物の復元が出来そうな技術がある様に感じます。であれば現在の知識人、お役所、元請、の協力と歴史の伝える宮大工さん等の職人の育生の為にも役にたつ方法で徹底的に新築してほしいと思います。
1	別に造る必要ない。国宝「姫路城」彦根城や近くは「犬山城」等、往時の城は昇降機など無かった
1	極力、史実にあった復元をして欲しい
1	バリアフリーは不要
2	忠実に復元する為には、昇降器は必要ない 写真やビデオ等で等で設置しておけば良い。
1	不便なことも含めて当時の城を再現すべき。階段の昇降機などで通常の建物の中を移動できる工夫をする。
2	階段で登ることも必要ではないか！
2	特に望みません。
2	まだ若く元気な時に一度名古屋城へ行きました。「ヨイショ！ヨイショ！」と歩いて1人で登りましたが気分は爽快でした。「まだ歩ける！」歩けるうちに少しでも歩いてみたい。
1	「カゴ」を利用して人力が良い
1	人力で補助、介助する
1	介助者の常備配置
1	階段が広そうに見えるので、剛力みたいな感じで背負って運んでもらえばよいのでは？
2	伝統的な建物を忠実に再現するのであれば 階段の昇降に不自由な方に昇降していただくために人力で逆三角木馬のような台に乗り換えて頂き観覧して頂く
2	広い通路の確保。上階になる程狭くなり、車イスの方は通行しにくいと考えたため。

2	史実に忠実な復元とはならなくなるが、ステップではなく、スロープで次階へ行けるようにする。
2	文化的価値を有するものとして、第一には忠実な復元をし、その上でそれをそこなわな い手法で行う。今が完成形でなく、将来の技術の向上により可能になることもありうる。 例えば、パワースーツやキャタピラのついた車いすなどもあるかもしれない。
1	ロボットの活用
2	VR 技術を利用して、上層階の状況を1階で見られるようにする。

<問4で「3 最上階までを選んだ方の回答>

問4	問5. 問4のご回答にかかわらず、最上階(5階)までのバリアフリーとして、他にどのような方法を望まれますか。
3	普通にエレベーターつけばいいと思う
3	エレベーター(外来者が簡単に一気に最上階に行けた方が良い)
3	・何度か乗り換えが必要であっても、すべての階を小型エレベーターで上下できるようにする。 ・「取り外し可能」にこだわる必要はない。
3	電動車いすなどで自走による最上階への移動が可能なスロープ設置
3	動くろうか等
3	専門家+若い方たちの目を通して、歴史を生かした新しい発想を生かしてバリアフリーについて考えていただきたい。
3	他にどのような方法があるのか分かりませんが行動することが不自由な人たちのことをもっと理解していただき意見交換をし、最もベストは方法を見つけ出して欲しいです
3	公募による最低コストでの最高水準の技術
3	・1階から4階は史実に忠実に再現してほしい。 ・5階では車いすの人が眺望を望めるような工夫をしてほしい。
3	昇降技術を導入するなら主架構を変更したり取り外すことが出来なくても、低コストで安全性の高い技術を優先して欲しい。古い柱や梁などを再利用するならば主架構を変更しないことは重要だと思うが、新築なのだから実寸大模型をどのように見せる(魅せる)かが重要で公開時の内部展示物などや動線とコストとの兼ね合いだと思う
3	バリアフリーのレベルをもっと向上させるべき。「忠実な復元」という目的に対し、バリアフリーだけが対立軸になっていることに異和感がある。素材や製法など、様々なものか 「忠実」ではないと思われる時、バリアフリー化だけが、そのレベル感のギロンになることに異和感がある。できそうな範囲での忠実さでよいのならば、もっとバリアフリーのレベルを上げることも可能。

3	現存する名古屋城と同程度以上のエレベーターとし、歩行制約の有無を理由に、同行者(家族や友人等)と、分け隔てられること無く同じルートで同じ眺望を見ることが出来る方法が必要。
3	(一部抜粋)・名古屋城を史実に基づき忠実に再現することには大賛成でございます。・名古屋城をバリアフリーにして頂きますことで、少しでも高齢者とその家族の外出のハードルが下がるように思います。また、例え5階までバリアフリーになりましたも車椅子で廻縁に出ることは、不可能と思われるので、車椅子のお子様などにはVRゴーグルで廻縁からの景色を体験させてあげることが出来ればと存じます。
3	バリアフリーか分かりませんがVRもありかなと。
3	CLT の利用で低コスト 1000 年持つ躯体構造
3	高齢者はウロウロしがちなので昇降機の前に案内人をおいてほしい
3	特にありません。

<問4で「4 わからない」「5 その他」を選んだ方の回答>

問4	問5. 問4のご回答にかかわらず、最上階(5階)までのバリアフリーとして、他にどのような方法を望まれますか。
4	ない
4	考えつかないけど、あった方が良いのでは
4	最上階までの昇降は難しそうなのでVRなど新技術で楽しめる方法を検討する
5	城にふさわしいエレベーターを作ってほしい
5	ソフトクリーム型の階段(坂道スロープを)をつける

問 6 現在の園路等を含む名古屋城全体のバリアフリーについて、ご意見をお聞かせください。

<問 4 で「1 設置しない」「2 1 階まで」を選んだ方の回答>

問 4	問 6. 現在の園路等を含む名古屋城全体のバリアフリーについて、ご意見をお聞かせください。
1	しかし、高令、障害者等の為の検討(妥協)も多少は必要で、たいへんと思いますが、多少の検討と妥協しかないのではと思います。すべての人の納得は無理なので早急に川村さんの責任で早く終わって下さい。首長はその為の人だと思います。(市長の川村さんには申し訳ないが悪い人になって、早く決めて下さい)
1	そもそも資料に基づいて忠実に木造復元をするプロジェクトだったと思う。エレベーターやバリアフリー化はその趣旨に反するものであり絶対に反対です。一部の団体による圧力に屈するならば、プロジェクトは中止すべき。
1	どうせなら、園路等、名古屋城全体を忠実に復元してほしい。
1	バリアフリーだけでなく、車いすの方のみが入れる特別スペースなどでメリットを感じていただく方法もあると考える。
1	過度なバリアフリーは好ましくないと考えます。公園内のバリアフリー化は賛成です
1	確かにバリアフリーは考える必要は有るが、歴史的建造物を復元する事とバリアフリーは別に考える必要が有ると思う エレベーターを設置する事は歴史的建造物には応しくない 都市としてのバリアフリーは必要だが、名古屋城は話が違うと思う
1	現状で十分、これ以上の破壊は必要ない。
1	広い場所なので今のままで良い
1	自分は 56 歳で今後、車いすなど自由に歩けなくなる可能性もあるけど、歴史好きとしては、将来の歴史好きの為にはできる限り史実に忠実にあった復元をして欲しい。もし完成時に自分が最上階まで行けない状態でもあきらめがつく。
1	城であるがゆえに、当時の姿を忠実に再現することを優先し、その上でできることを考えたい。脇道にスロープを作る等
1	全く不要。天守内は不要。城外路(園路)なら車イス等の通れるホソウ路は良いかも。
2	・バリアフリーと言いますが、年間に何人がバリアフリーが必要か？すべての設備にバリアフリーは必要ない。写真、ビデオで良い。 ・バリアフリーを設置後の年間の管理費、メンテナンス費用が大変である。 ・徳川時代の忠実な木造での建替とならない
2	1. 最上階(5 階)まで設置されたら年齢や障害のある無しに関わらず便利で安心してゆつくりと楽しめるので良いと思います。その一方で昔の先人の苦勞も経験したいと、知りたいたいと思いました。 2. 今現在の名古屋城には行ってないので分からないが昔に比べ外移出しやすくなった。バス、地下鉄利用でも席を譲ってもらう時もあり。障害者が自由に好きな所へ行けるのはありがたいことと思っています。願いを叶える。
2	私自身も周りにも当事者がほぼいないのでそういった目線で見ることがありませんでした。砂利は歩きにくそうだと色々あるのかもしれませんが、過剰な配慮が必要であるとは思いません。

2	史跡としての価値を保ち、その中で実施することが望ましい。いつでも、どこでもというのではなく、時には保全のために健全者も含めて制限しつつ、可能な中でバリアフリーにすることがよいのではないか。仮設的なバリアフリーでもよいと思う。史跡というところで可能な事とのバランスの中で行うのがよい。
2	私は車イスを利用していないので、障害者の実態はわかりませんが、現状は結構バリアフリーになっているのではないのでしょうか。
2	当時の建城の際に考えられる想定としては、いかに敵に攻め込み難い構造にするかの構想であり、現在における観光としての城づくりにするならば全く別の考え方になります。国宝として保存しようとするならば史実に忠実にすべきと思いますし、観光ありきの誘致を目的にするのであればエレベーターでも設置し、国宝とか世界遺産的なシンボルとしてはあきらめる事かと思えます。
2	特に問題はないと思います。

<問4で「3 最上階までを選んだ方の回答」>

問4	問6. 現在の園路等を含む名古屋城全体のバリアフリーについて、ご意見をお聞かせください。
3	バリアフリーはあくまで史実に忠実に復元された名古屋城を誰もが楽しめるようにするためのきっかけだと思います。バリアフリーありきではなく、木造での復元ありきのバリアフリーを考えているので、史資料に基づく立派な名古屋城の完成を期待しています。
3	車いす利用者に名古屋城までの動線を確保するのは、理解出来るが、私個人としては、より史実に基づいて忠実に再現する事が希望です。名古屋城はテーマパークではないはずです。
3	何故「忠実な復元」という基準があるのか？ ・それは資料によれば「再度国宝になる」事と理解。 ・ならば「再度国宝になる」ための「忠実な復元」のレベルをより精査すべきで、その定義達成感の共有か先にあるべきではないか？ ・素材は果たして忠実なのか？ 現伐の素材は品質が良すぎて昔ほどの低湿な素材を再現できるのか？ 国宝に戻るための忠実さとしてはバリアフリーよりも他に検討する差分は山程あるのではないか？
3	江戸時代から残るものについては、可能な限り保存することを原則としつつ、障害の有無や年齢、性別、国籍等を問わず、すべての人が歴史遺産に触れ学べるよう、バリアフリー環境整備を整えていくべき。
3	(一部抜粋)・例えば高齢者、障害者の方々の介助のお手伝いをして下さる方がいて下さいますと安心して外出できると存じます。一日に何人もと言う訳にはいかないかもしれませんが、例えば介助の必要な方は、事前に予約制にする等の対応策を取って頂ければ人の介助でも、安心して外出出来るかと存じます。 ・(お城について)一つ一つの当時の設計には何かしらの意味が存在すると思います。特に子供たちに本物を見せることは、授業を聞いただけでは絶対にわからない貴重な体験だと思います。そういった経験は必ずや、将来役立つと信じております。

3	じゃりは車いすもベビーカーも押しづらい 伏見稲荷のじゃりのような工夫が必要
3	園路に市内の老楠の移植 芝など足腰に負担の少ない園路 パーククッション
3	障害者や高齢者でも行動しやすくしてほしい
3	車イス、ベビーカー専用の道をつくってほしいです
3	バリアフリーエリアとそうでないエリアとうまく同じ空間に設置できたら(ex.神社でよく見かける、真中はじゃりで両ワキはコンクリート)、その工夫を各地の良い例(情報収集すべき。)を参考の取り入れられたらと思う。高レイ者がどんどん来てくれるような環境にすべき。
3	高齢になりましたので最近では名古屋城には行っていないので詳しくは分かりませんが体の不自由な方達への細心の心配りはされていたはずだと感じていました。今後、更なる高齢社会に向けもっとやさしい社会になるようにと願っています。
3	資料では、どのような昇降技術なのか、小型エレベーターとどう違うのか、屋外から天守内へどうやって出入りするのかがよくわからない。小天守の外側に茶色い通路が描かれているが、これはスロープなのか。かなり狭く、急斜面のものになるのではないか。
3	当時の姿を再現するのはいいと思うけど、結局新築であることには変わらないからバリアフリーはどんどん進めるべきだと思う。
3	よいと思う
3	介助者の増員
3	限られた費用の中で景観に配慮したバリアフリーになっており、満足している。
3	名古屋に外から来た(他県から)人に名古屋って何がアルの?と聞かれ栄かテレビ塔かお城かなあとアトはどここの県に行っても変わらない物ばかり…。するとせっ角名古屋に来た人も市内見物してもしょうがないとなる…。そこでお城位整備した方がイイと思う。それも最上階まで一気に行って昔の人は何を見ていたのか…と昔の人のヤル事が再現出来た方がいい。例えば織田信長が前後駅の方でナニを考えたダロウと想像できるように?

<問4で「4 わからない」「5 その他」を選んだ方の回答>

問4	問6. 現在の園路等を含む名古屋城全体のバリアフリーについて、ご意見をお聞かせください。
4	浅草のような人力車風の車いすで観光気分を味わいながら園内をまわる(有料) 透水性舗装で車いすや高齢者の歩行にやさしい通路を広げる
5	園路とはどこを示すか、バリアフリーもはっきり解からない
5	今回の提案は1代につき一家族しか乗る事ができず、かなり使用する人が限定されるので特別すぎる気がします 本来フリーは自由でありみんなで使えるのが理想だと考えました。坂道スロープだと、障害あるなしにかかわらず小さな子も少し足の痛いご老人もみんな一緒に楽しめる同じ事ができるのがバリアフリーなのではないでしょうか? 特別な事をくっつけるのはやっぱり違う気がします。

自由回答

問 4	自由意見
1	せっかく再現するのであれば忠実に復元し、国宝を目指してほしい。名古屋の誇りとなるものにしてほしい。
1	どこまでも権利を主張するバカ。それを聴くのがトレンド…とカンチガイするバカ。バカどうし話し合っても決まらない。そもそも論で考えられないのか？そこまで障害者に配慮しなければならぬのか？
1	よい史資料があるみたいなので、できるだけ忠実に復元してほしい。
1	愛知県を代表する観光スポットとして 世界に発信できるコンテンツにするべきだと思います。一部の障害者、高齢者の圧力によってこのような案が出されたと理解しているが、歴史的建築物の復元と彼らが内部を移動できるようにすることは話の筋が違うと思う。もし空襲がなかったら、元々の城はあるのだから、そこにエレベーターやバリアフリーを設置するなどあり得ないこと。裏面に代替案を記載しました。＜代替案＞駕籠(かご)サービス 江戸時代に普及していた乗り物である駕籠を忠実に製作して、有料のサービスを提供する。(城内の移動、時間制) 障害者や高齢者に対しては、無料あるいは割引価格とする。効果→さらに史実に忠実となり、障害者や高齢者も利用しやすくなる。不公平の是正、ダイバーシティ&インクルージョンの実現につながる。・エレベーター、バリアフリーよりもはるかにコストダウンが図れる。
1	設計図面も存在しているので、復元する事は意味が有ると思う。天守閣に登らずとも城を見る事は出来るし木の臭いもかぐ事が出来ます。天守閣に登らない事が障害者差別になるとは思わない。
1	天守の堀に水が入ると良い 隅櫓の公開の回数を多くする
1	名古屋市の税金を投入するなら、文化財に見合う名古屋を、再建していただきたい?
1	名古屋城⇒堀川⇒宮の渡し 修景美と水運の復活へ 堀川への導水計画の促進(早く)
1	歴史と観光の新bる 何が(どんな)城になっても話題になる。名所としても続いていく 関係者の方は大変ですが、早期に完成させてほしい。
2	・世界で一つの徳川時代の建築を史実に忠実に木造で建替ることが一番大切です。・バリアフリーは考える必要はない
2	1. 先月に「おとな旅プレミアム名古屋」という本を買っていました。偶然に参考書となりました。よく読んでから名古屋城を見に行きたいと思っています。 2. 住民の中に3回名古屋城に行ったという友人がいて、色々話を聞いています。皆よく知っているのでおどろきです。ご意見等はまだ申すまで至っていないので省略します。
2	できるだけ往時の姿で復元してほしい。
2	バリアフリー化を名古屋城に限ったものではなく、技術の向上により仮設あるいは可動的なものが作られていれば、姫路城や松本城など他の文化財の構造物へ応用できるものも考えていく中で考えてもよいと思う。今回の対応が完成形である必要はない。

2	私は犬山城や二条城が大好きなので、そして名古屋城の本丸御殿も大好きなので忠実に復元できるのであれば是非そうして頂きたい。例えば私が歩行困難になったとしても、その為に犠牲になるのは逆に悲しいです。
2	私は日本のお城、特に石垣が大好きです。興味を持ち出した頃、名古屋城に遊びに行き、石垣の素晴らしさと重厚さに感動しました。名古屋人で良かった?と心から思います。
2	名古屋城の回りを公園にしたら！
2	木造で、当初の乗田に戻すことが理想です。障害者の気持ちもわかりますが、できればエレベーターなどは設置してほしくないです。
3	(問4で3最上階まで)最も重視してほしい。
3	・名古屋市は2018年5月30日「木造天守閣の昇降に関する付加設備の方針」を発表したが、「5. 基本方針 電動か否かによらず、車いすの方が見ることのできる眺望とし、2は、現状1階フロアまでだが様々な工夫により、可能な限り、上階まで昇ることができるよう目指し、現状よりも天守閣のすばらしさや眺望を楽しめることを保証する。」とは、どのように保証するのか。・史実に忠実に復元し、国宝を目指すのであれば、昇降装置や消火設備、電気設備等設けず、忠実に再現頂き、但し安全確保のため、すべての人が入場できないようにし、外観を見るだけであれば、当然みんな平等となります。
3	愛知県外の人たちに話を聞いてみました。皆、名古屋城を知っていて、上がれるなら高いところまで上がって一望したいとおっしゃられる方がほとんどでした。私も他県のお城だったら、せっかくならと同じ思いになると思いました。日本中の皆にも人気なため、広い視野で考えられていく必要があると思っています。
3	いろいろ考えて下さりありがとうございます。
3	エレベーターはストレッチャーが入るサイズ エレベーターは外付、できれば北側庭園を作る
3	お茶室をもっと活用してほしいです
3	これからも、名古屋城は、愛知県のシンボルとして、観光しやすくしてほしい
3	まごと早く行ける事をまっています
3	今回の様なアンケートや市民討論会の事は初めて知ったので、もう少し若者向けのPR活動があったらいいなと思った。
3	史実に忠実な復元を希望します。
3	史実に忠実に復元した名古屋城を老若男女、障害の有無を問わず楽しめるようバリアフリーにしていくことはよいことだと思います。
3	地下鉄の駅名が変わり身近になりました。
3	名古屋に行く『コレ』という物を作った方が良い ガーデン阜頭に行くと舟と海が見える アトは前後駅の方に信長と今川が戦った…… 関ヶ原にアルようなコンクリの人形でイクサのやり方、戦ってる様子を再現する公園を作る 是非実現して? 長久手でもどこでも良い。
3	名古屋のシンボルの再建はとても良いと思います。より多勢が楽しめる場になるといいですね。
3	名古屋の誇り 復元してほしい

3	名古屋市民にとって大切な財産です。観光資源として海外のお客様にも幅広く楽しんでいただくためにもグローバルな視点に立ったバリアフリー方策を希望します。
3	名古屋城の歴史を学んだ現在、改めて名古屋城を見尽くしたい。そのためにも、一日も早く復元していただきたい。
3	幼ない頃より名古屋に住んでいるので名古屋城は私にとりましてシンボリックな存在です。他県から友達が来名した時は必ず連れて行きたい名所です。桜、夏の夜祭、秋の菊の花の鑑賞と、何度となく訪れていますがいつ行っても楽しいです
4	ない
4	名古屋の主要な観光地として、文化遺産として長く残って欲しい
4	夜にイルミネーション ナイトショーなど 伝統文化＋イベント的なみせ方があった方が良い外国人にもっときてほしい。
5	名古屋のシンボルとして長く保たれる事を望む 城のない名古屋は考えられない



目次

1. 木造天守復元
2. バリアフリー対応
3. 木造天守復元の進捗状況と今後の予定

1. 木造天守復元

名古屋城の価値と意義

- 慶長15年（1610）築城開始
- 慶長18年（1613）以降、清須越が行われ、城下町が誕生
- 名古屋の都市形成と文化・芸能・産業のルーツ
- 焼失前の天守は、城郭として

国宝（当時）第一号に指定

（参考：国宝（当時）第二号は姫路城）



1

1. 木造天守復元

特別史跡名古屋城保存活用計画

- 平成30年度に策定
- 名古屋城を後世につなぐための**保存**、魅力向上を図る**活用（公開）**、保存と活用のための**整備**を進める



2

1. 木造天守復元

名古屋城「本丸」の整備

○本丸整備基本構想

近世期最高水準の技術により築城された
名古屋城の象徴である本丸の姿を現代に再現

- 明治初期に姫路城とともに日本城郭の見本として永久保存されることとなった江戸期の名古屋城本丸の姿を再現する
- 現存する石垣、建造物等の適切な保存管理と現存しないものの段階的な復元等により、本丸全体を往時の姿が実体験できる場とする

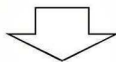
3

1. 木造天守復元

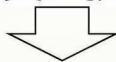
名古屋城「天守」の整備

○木造天守復元の意義

世界最大級の高層木造建築物を外観に加えて、
内部空間の構造・意匠の細部に至るまで史実に忠実に復元



天守を外からの眺めと共に、天守内部に入り、体感して、
我が国の優れた文化と歴史、技術を知っていただく



特別史跡名古屋城跡の
本質的価値の向上と理解の促進

4

1. 木造天守復元

名古屋城「天守」の整備

○木造天守復元の意義

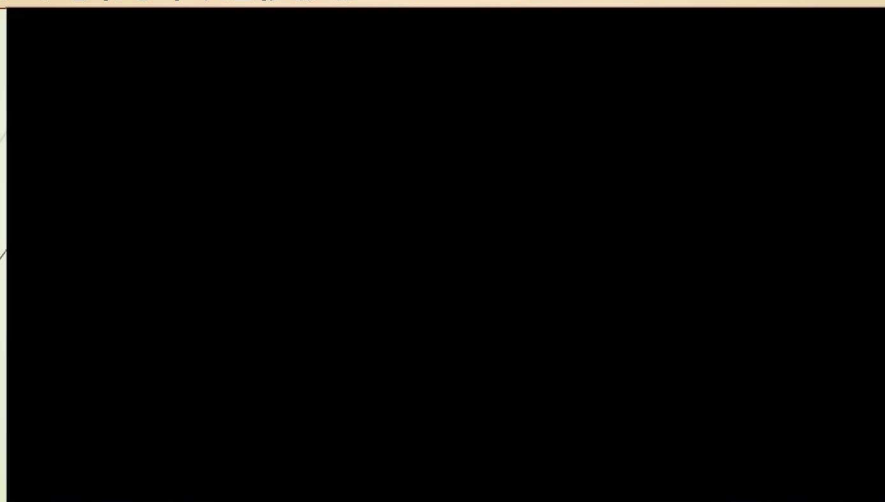
逐条解説建築基準法編集委員会「逐条解説 建築基準法」（平成24年12月10日初版発行、株式会社ぎょうせい）からの抜粋

「国宝などの文化財は先人が我々に伝えた貴重な財産であり、これを保存し、後世に伝え、あるいはその活用を図って、国民 ひいては世界の文化に寄与することは我々の任務である」

5

1. 木造天守復元

天守閣木造復元イメージCG



（2016年 株式会社竹中工務店 制作）

6

1. 木造天守復元

史実に忠実な復元とバリアフリー

史実に忠実な復元が重要である一方で、
障害のある人もない人も共に木造天守を
体感していただくためのバリアフリーも
重要

7

1. 木造天守復元

バリアフリーに関する法律

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）

第6条（施設設置管理者等の責務）

施設設置管理者その他の高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する施設を設置し、又は管理する者は、**移動等円滑化のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。**

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）

第3条（国及び地方公共団体の責務）

国及び地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

第5条（社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する環境の整備）

行政機関等及び事業者は、**社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。**

8

1. 木造天守復元 復元の方針

- 調査研究に基づく史実に忠実な復元
(昭和実測図、ガラス乾板写真、金城温古録)
- 遺構の保存に十分に配慮した整備
- 防災上の安全確保とバリアフリー
(出火防止、避難誘導、初期消火、スロープ、昇降設備など)



昭和実測図



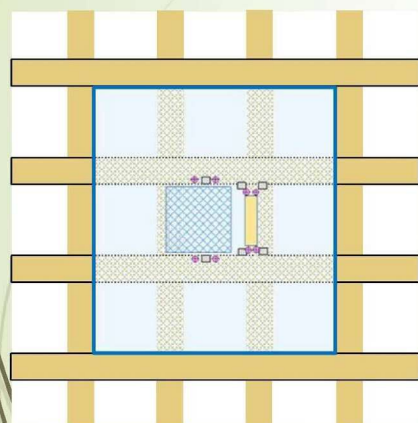
大天守1階西側入側（ガラス乾板写真） 9

1. 木造天守復元 復元の考え方

- ①柱・梁を傷めない
木造建築物の主要な構造部である柱や梁を切り欠いたり取り除いたりしない。
- ②可逆性
取り外すことにより、往時の状態に戻ることができる

2. バリアフリー対応

一般的なエレベーターについて



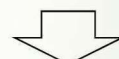
凡例 □ : 梁 □ : 梁を取り除く範囲

平面図

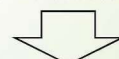
一般的なエレベーターはサイズが大きい



梁を取り除く必要があり、設置できない



車いす利用者、高齢者、けが人等の方々の円滑な移動のための対応が必要



木造天守閣の昇降に関する
付加設備の方針

11

2. バリアフリー対応

木造天守閣の昇降に関する付加設備の方針

○基本方針（抜粋）

- 新技術の開発には、国内外から幅広く提案を募る。
- また、協議会を新たに設置し、障害者団体等当事者の意見を丁寧に聞くことにより、誰もが利用できる付加設備の開発を行う。
- 再建後は元来の姿を見ることができるようになり、介助要員、補助具を配置することなどにより、今より、快適に観覧できるようにする。
- 例えば、昇降装置を有する特殊車両を応用し、外部から直接出入りすることや、ロボット技術を活用し内部階段を昇降するなどが挙げられる。併せてVR技術を活用した体感施設の設置を行う。

12

2. バリアフリー対応

昇降技術公募とその結果

○昇降技術の公募の概要

募集する技術

史実に基づく復元にあたり、柱や梁を傷めることのない昇降技術を募集

公募への高齢者、障害者等の参画

高齢者、障害者等からの意見を踏まえ、昇降技術を選定

・公募の結果

最優秀者	株式会社MHIエアロスペースプロダクション
提案技術	フェリー等の船舶内及び航空機搭乗機材への導入実績のある技術をベースに開発する垂直昇降設備

13

2. バリアフリー対応

最優秀者の技術

○最優秀者の実績

- 船舶内で実績のある昇降設備



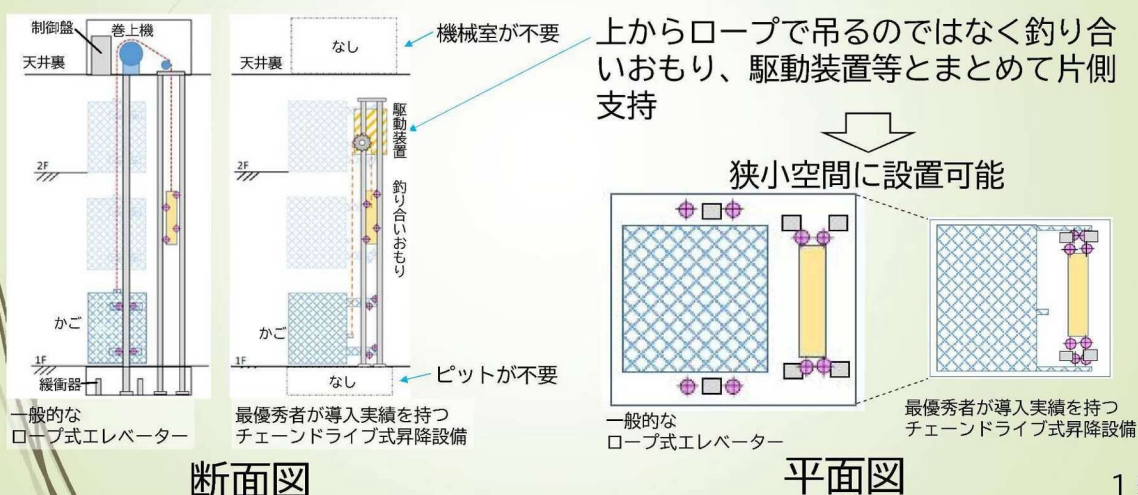
- 航空機搭乗機材



14

2. バリアフリー対応 最優秀者の技術

○一般的なエレベーターとの違い

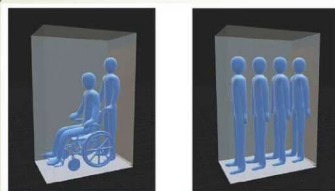


15

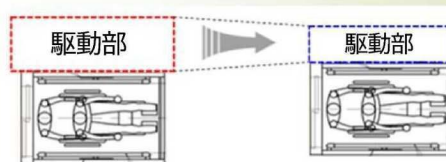
2. バリアフリー対応 最優秀者の技術

○最優秀者の提案技術の概要

- ・ 定員4名または車いす利用者1名と介助者1名が搭乗可能
- ・ 木造の柱・梁を取り除かずに設置できるよう小型化
- ・ 取り外すことで、史実に忠実な状態に戻すことが可能



搭乗イメージ



小型化のイメージ

16

2. バリアフリー対応

昇降技術を入れたらどんなイメージ？

大天守地階

地階井戸

明り取り窓

奥御門・穴蔵石垣

昇降技術

- 一般利用動線（登り）
- 一般利用動線（降り）
- 昇降設備利用動線（登り）
- 昇降設備利用動線（降り）
- ||| すのこ下足履替え
- 活用のため取り外す板壁

17

2. バリアフリー対応

昇降技術を入れたらどんなイメージ？

大天守1階

天守で一番太い梁

天守楼石展示への展望

中込厚板のある外壁

物見台

地階井戸の直上井筒 明り取り床開口

本丸・之丸の展望

物見台

本丸御殿の屋根の展望

小天守外観の展望

石落とし・隠し狭間

昇降技術

- 一般利用動線（登り）
- 一般利用動線（降り）
- 昇降設備利用動線（登り）
- 昇降設備利用動線（降り）

18

2. バリアフリー対応

昇降技術を入れたらどんなイメージ？



昇降技術 なし

19

2. バリアフリー対応

昇降技術を入れたらどんなイメージ？



昇降技術 あり
周囲との違いを明確にした場合

20

2. バリアフリー対応

昇降技術を入れたらどんなイメージ？

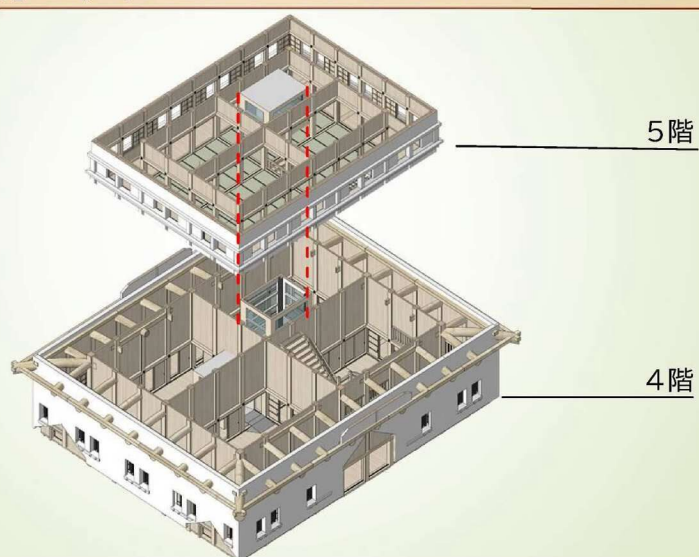


昇降技術 あり
周囲と溶け込ませた場合

21

2. バリアフリー対応

昇降技術を入れたらどんなイメージ？



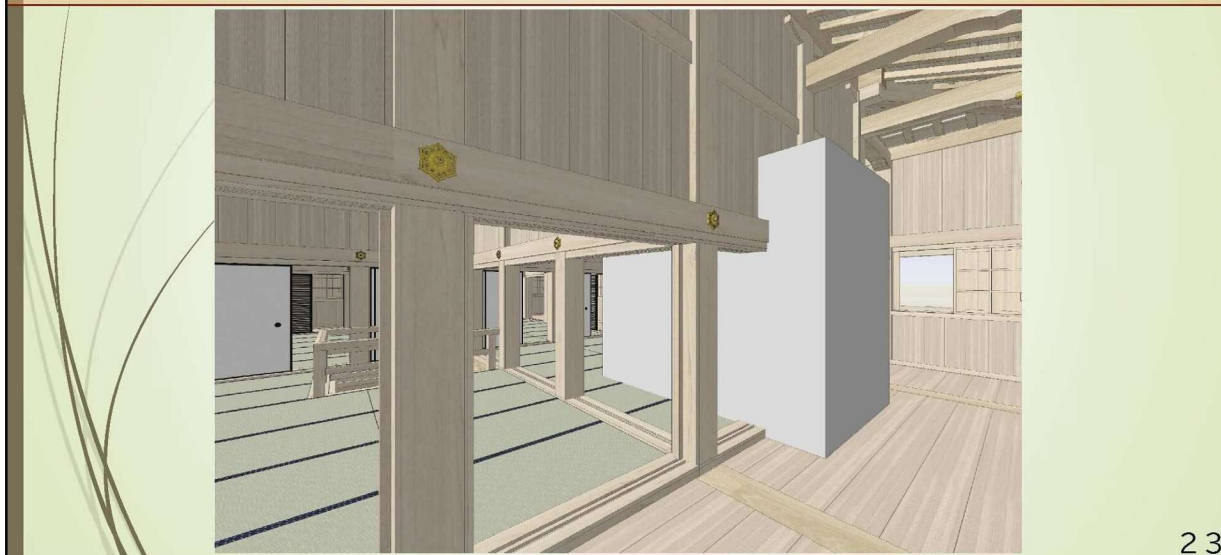
5階

4階

22

2. バリアフリー対応

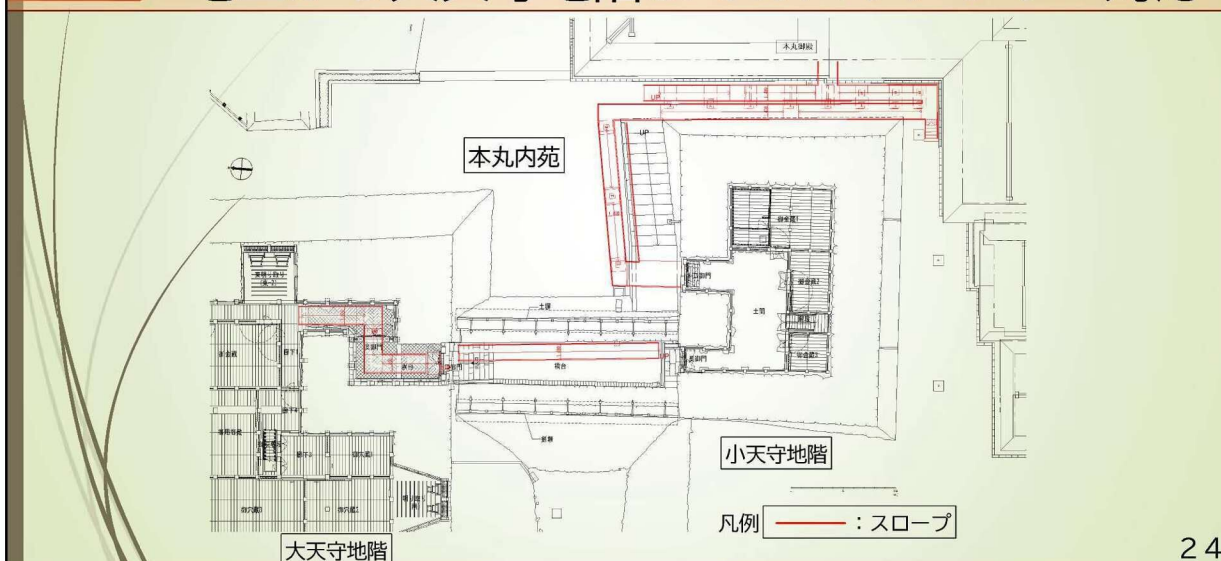
昇降技術を入れたらどんなイメージ？



23

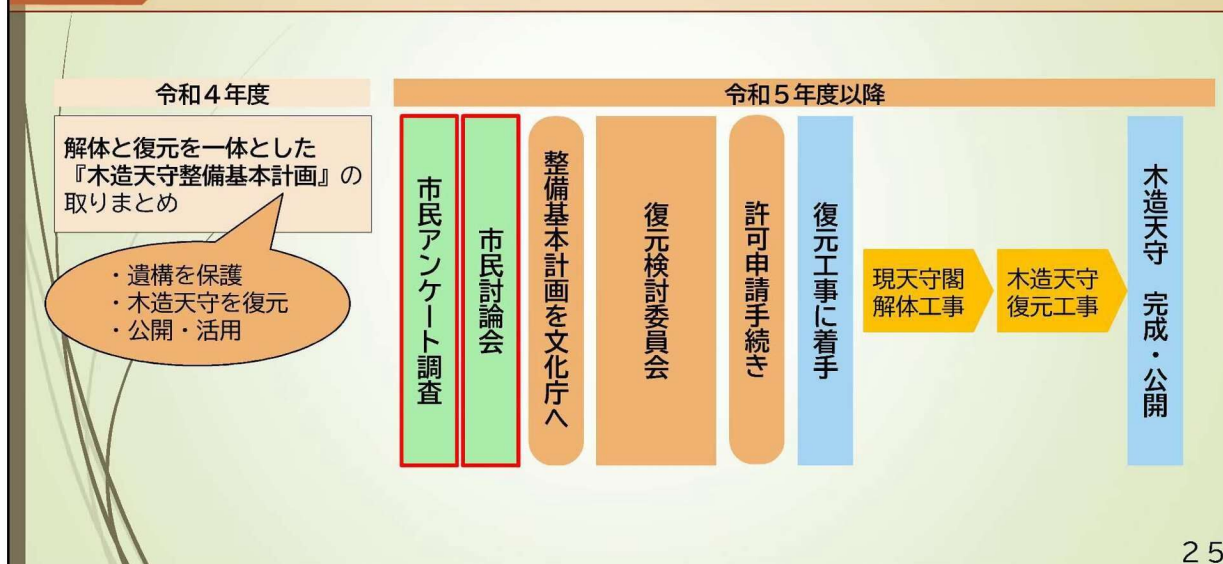
2. バリアフリー対応

地上から大天守地階までのバリアフリー対応



24

3. 木造天守復元の進捗状況と今後の予定





名古屋城木造天守復元とバリアフリー



目次

1. 木造天守復元
2. バリアフリー対応
3. 木造天守復元の進捗状況と今後の予定

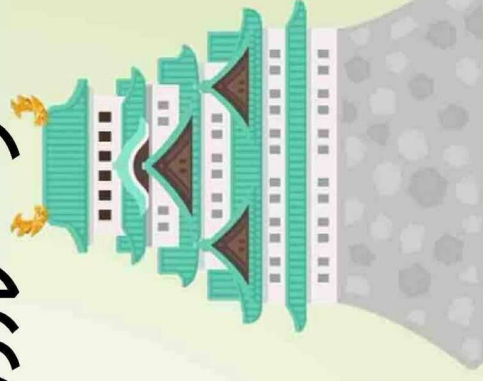
1. 木造天守復元

名古屋城の価値と意義

- 慶長15年（1610）築城開始
- 慶長18年（1613）以降、清須越が行われ、城下町が誕生
- 名古屋の都市形成と文化・芸能・産業のルーツ
- 焼失前の天守は、城郭として

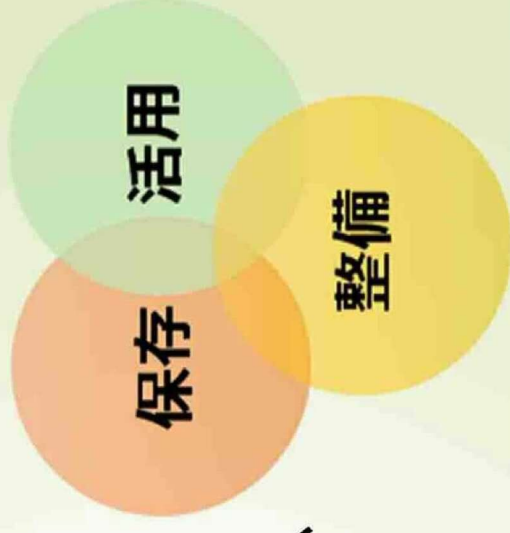
国宝（当時）第一号に指定

（参考：国宝（当時）第二号は姫路城）



1. 木造天守復元 特別史跡名古屋城保存活用計画

- 平成30年度に策定
- 名古屋城を後世につなぐための保存、魅力向上を図る活用（公開）、保存と活用のための整備を進める



1. 木造天守復元 名古屋城「本丸」の整備

○本丸整備基本構想

近世期最高水準の技術により築城された
名古屋城の象徴である本丸の姿を現代に再現

- 明治初期に姫路城とともに日本城郭の見本として永久保存されることとなった**江戸期の名古屋城本丸の姿を再現する**
- 現存する石垣、建造物等の適切な保存管理と現存しないものの段階的な復元等により、**本丸全体を往時の姿が実体験できる場とする**

1. 木造天守復元 名古屋城「天守」の整備

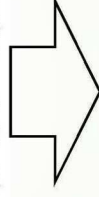
○木造天守復元の意義

世界最大級の高層木造建築物を外観に加えて、

内部空間の構造・意匠の細部に至るまで史実に忠実に復元



天守を外からの眺めと共に、天守内部に入り、体感して、
我が国の優れた文化と歴史、技術を知っていただく



特別史跡名古屋城跡の
本質的価値の向上と理解の促進

1. 木造天守復元 名古屋城「天守」の整備

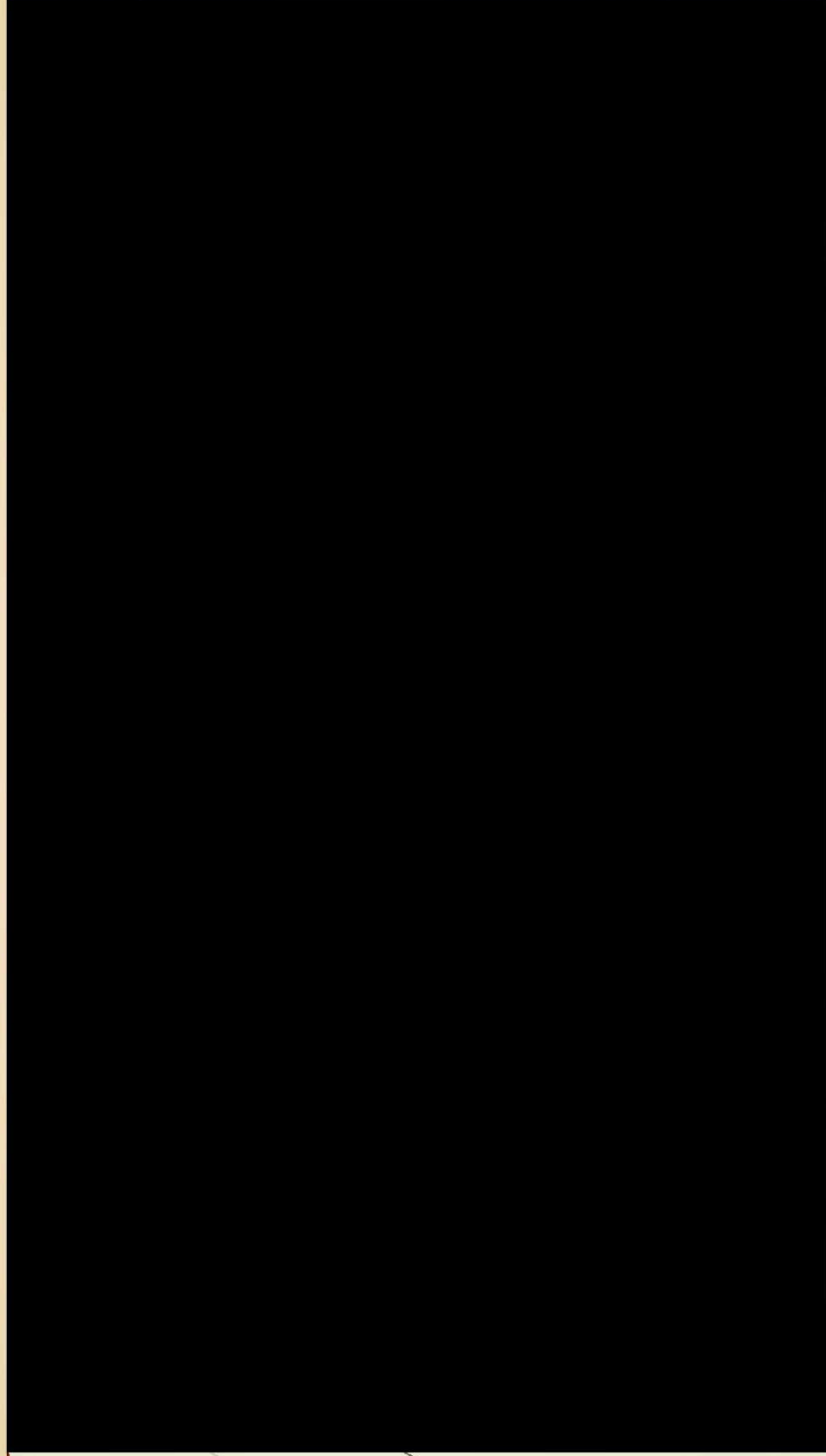
○木造天守復元の意義

逐条解説建築基準法編集委員会「逐条解説 建築基準法」（平成24年12月10日
初版発行、株式会社ぎょうせい）からの抜粋

「国宝などの文化財は先人が我々に伝えた貴重な財産であり、これを保存し、後世に伝え、あるいはその活用を図って、国民ひいては世界の文化に寄与することは我々の任務である」

1. 木造天守復元

天守閣木造復元イメージCG



(2016年 株式会社竹中工務店 制作)

1. 木造天守復元

史実に忠実な復元とバリアフリー

史実に忠実な復元が重要である一方で、
障害のある人もない人も共に木造天守を
体感していただくためのバリアフリーも
重要

1. 木造天守復元 バリアフリーに関する法律

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）

第6条（施設設置管理者等の責務）

施設設置管理者その他の高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する施設を設置し、又は管理する者は、**移動等円滑化のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。**

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）

第3条（国及び地方公共団体の責務）

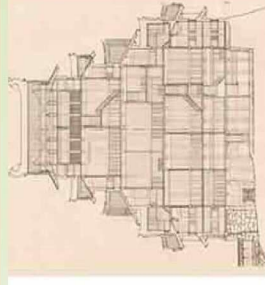
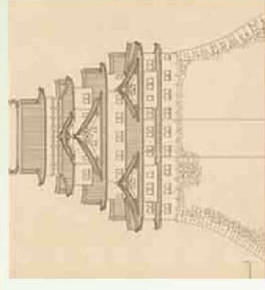
国及び地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

第5条（社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する環境の整備）

行政機関等及び事業者は、**社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。**

1. 木造天守復元 復元の方針

- 調査研究に基づく史実に忠実な復元
(昭和実測図、ガラス乾板写真、金城温古録)
- 遺構の保存に十分に配慮した整備
- 防災上の安全確保とバリアフリー
(出火防止、避難誘導、初期消火、スロープ、昇降設備など)



昭和実測図



大天守1階西側入側（ガラス乾板写真） 9

1. 木造天守復元 復元の考え方

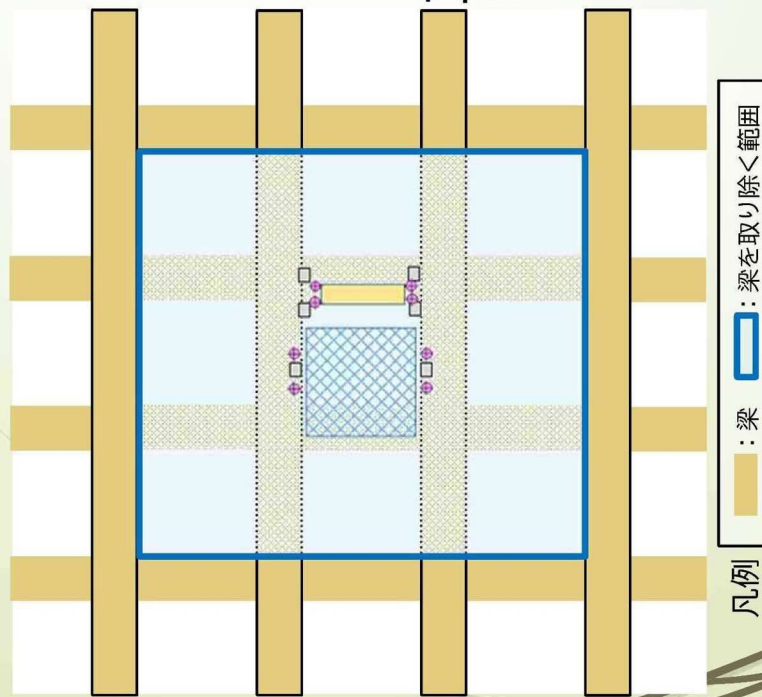
①柱・梁を傷めない

木造建築物の主要な構造部である柱や梁を切り欠いたり取り除いたりしない。

②可逆性

取り外すことにより、往時の状態に戻すことができる

2. バリアフリー対応 一般的なエレベーターについて



一般的なエレベーターはサイズが大きい
梁を取り除く必要があり、設置できない

車いす利用者、高齢者、けが人等の方々の
円滑な移動のための対応が必要

木造天守閣の昇降に関する
付加設備の方針

平面図

2. バリアフリー対応 木造天守閣の昇降に関する付加設備の方針

○基本方針（抜粋）

- 新技術の開発には、国内外から幅広く提案を募る。
- また、協議会を新たに設置し、障害者団体等当事者の意見を丁寧に聞くことにより、誰もが利用できる付加設備の開発を行う。
- 再建後は元来の姿を見ることができるようになり、介助要員、補助具を配置することなどにより、今より、快適に観覧できるようにする。
- 例えば、昇降装置を有する特殊車両を応用し、外部から直接出入りすることや、ロボット技術を活用し内部階段を昇降するなどが挙げられる。併せてVR技術を活用した体感施設の設置を行う。

2. バリアフリー対応 昇降技術公募とその結果

○昇降技術の公募の概要

募集する技術

史実に基づく復元にあたり、柱や梁を傷めることのない昇降技術を募集
公募への高年齢者、障害者等の参画

高年齢者、障害者等からの意見を踏まえ、昇降技術を選定

・公募の結果

最優秀者	株式会社MHIエアロスペースプロダクション
提案技術	フェリー等の船舶内及び航空機搭乗機材への 導入実績のある技術をベースに開発する垂直昇降設備

2. バリアフリー対応 最優秀者の技術

○最優秀者の実績

- 船舶内で実績のある昇降設備

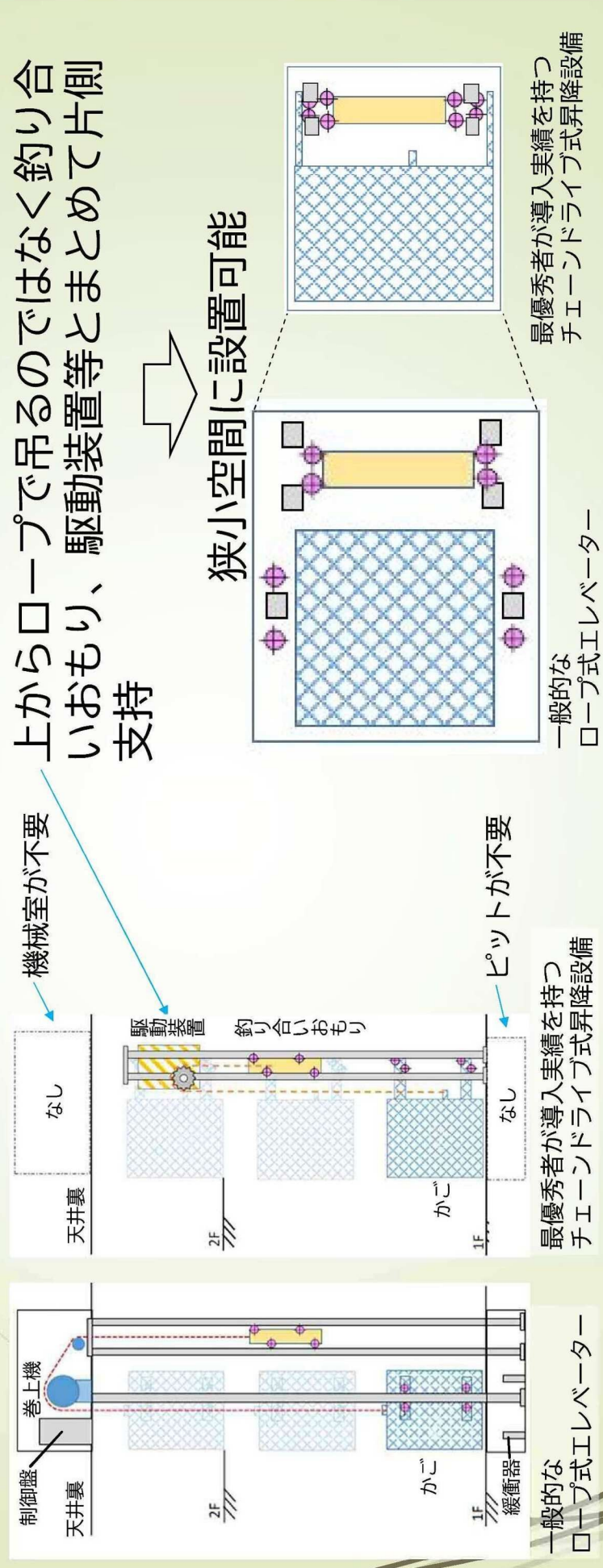


- 航空機搭乗機材



2. バリアフリー対応 最優秀者の技術

○一般的なエレベーターとの違い



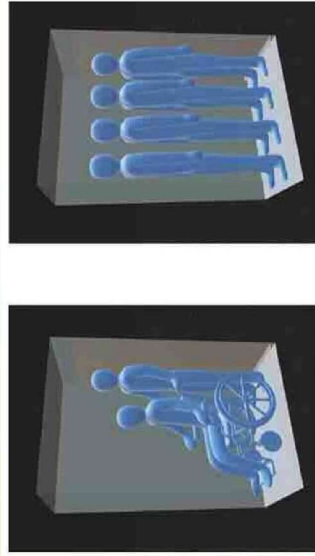
断面図

平面図

2. バリアフリー対応 最優秀者の技術

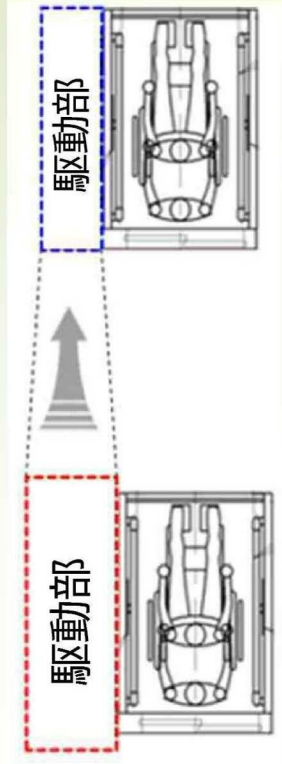
○最優秀者の提案技術の概要

- ・ 定員4名または車いす利用者1名と介助者1名が搭乗可能
- ・ 木造の柱・梁を取り除かず設置できるよう小型化
- ・ 取り外すことで、史実に忠実な状態に戻すことが可能



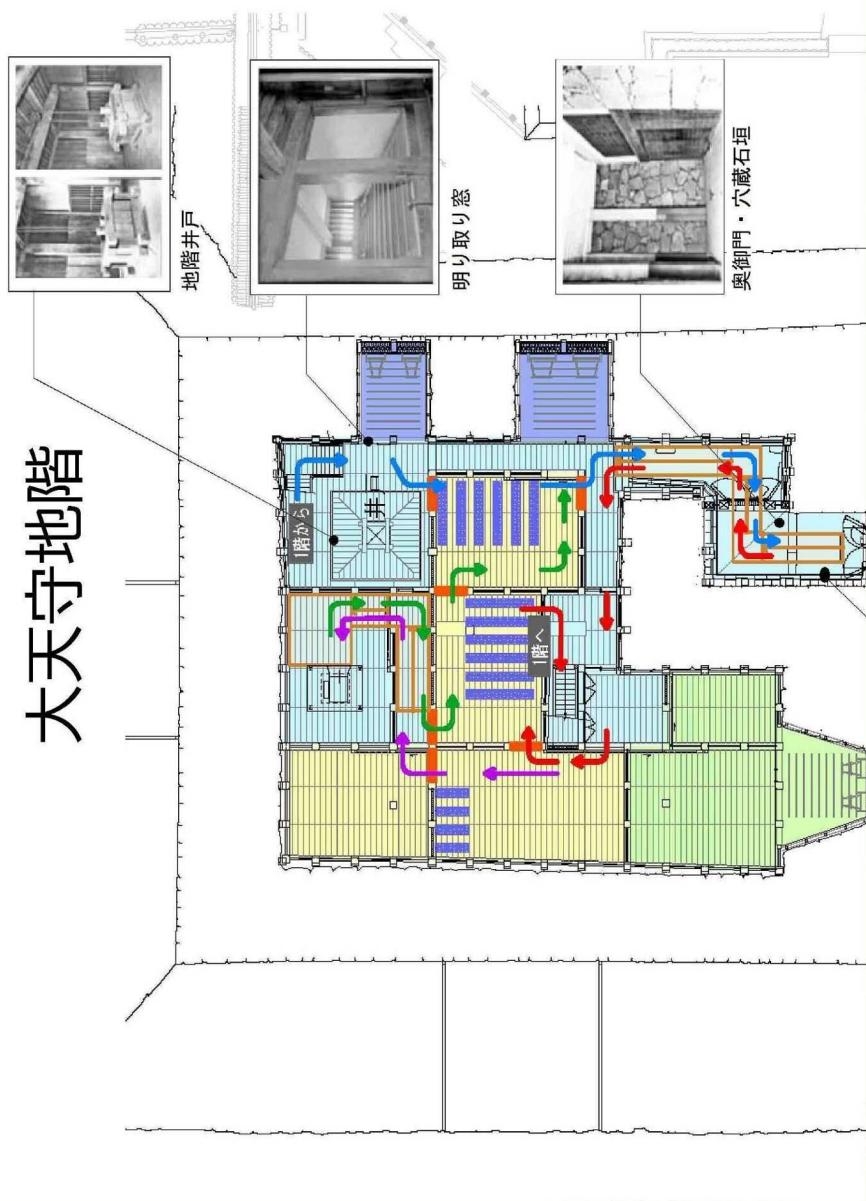
搭乗イメージ

小型化イメージ



2. バリアフリー対応 昇降技術を入れたらどんなイメージ？

大天守地階



昇降技術



— 一般利用動線 (登り)



— 一般利用動線 (降り)



— 昇降設備利用動線 (登り)



— 昇降設備利用動線 (降り)



||| すのこ下履替え

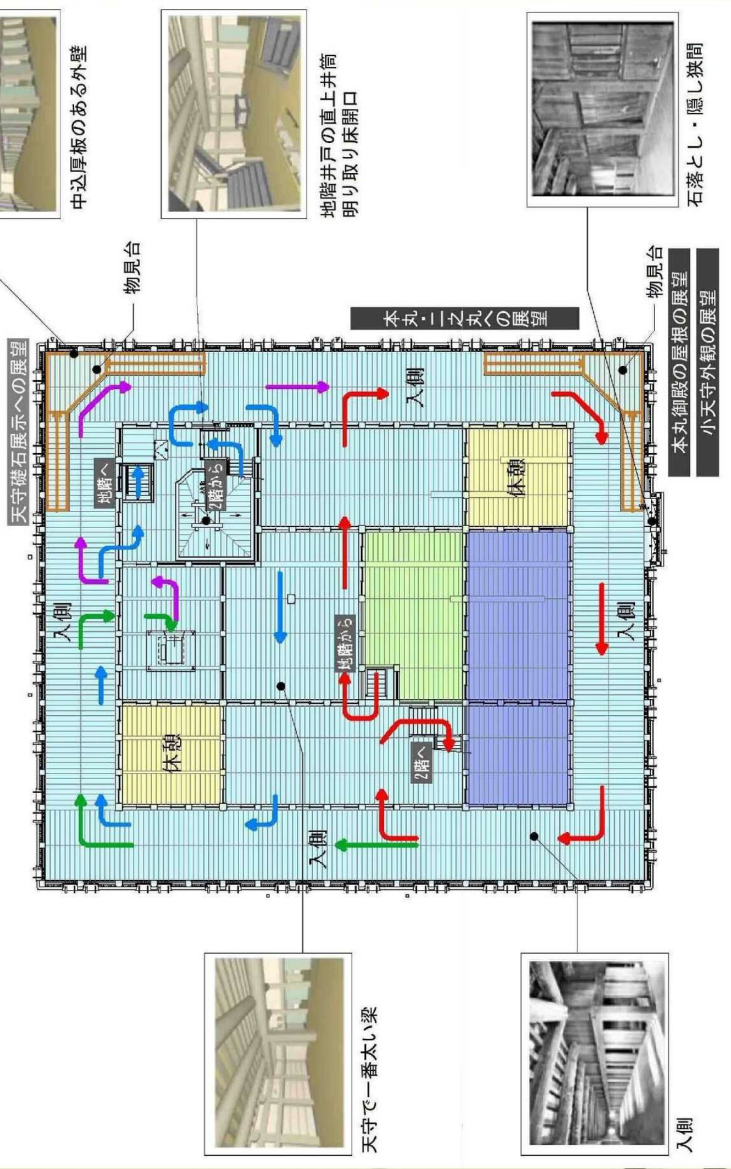


— 活用のため取り外す板壁



2. バリアフリー対応 昇降技術を入れたらどんなイメージ？

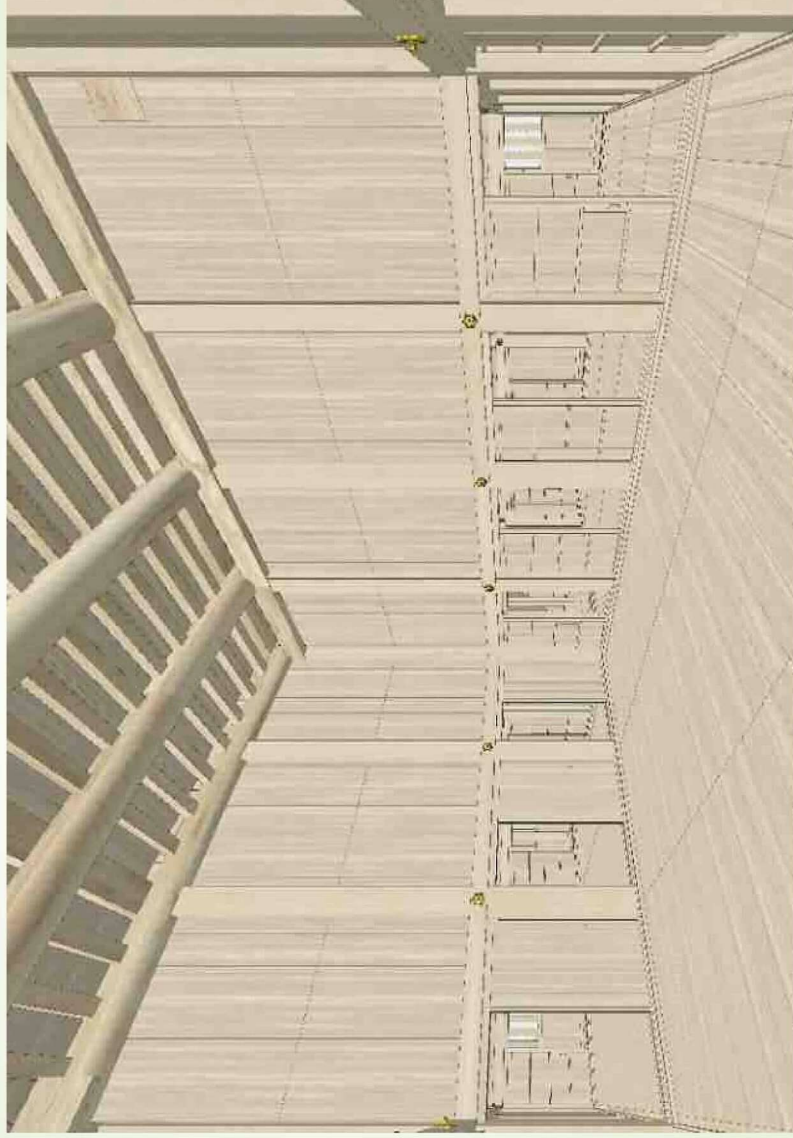
大天守1階



昇降技術

- 一般利用動線 (登り)
- 一般利用動線 (降り)
- 昇降設備利用動線 (登り)
- 昇降設備利用動線 (降り)

2. バリアフリー対応 昇降技術を入れたらどんなイメージ？



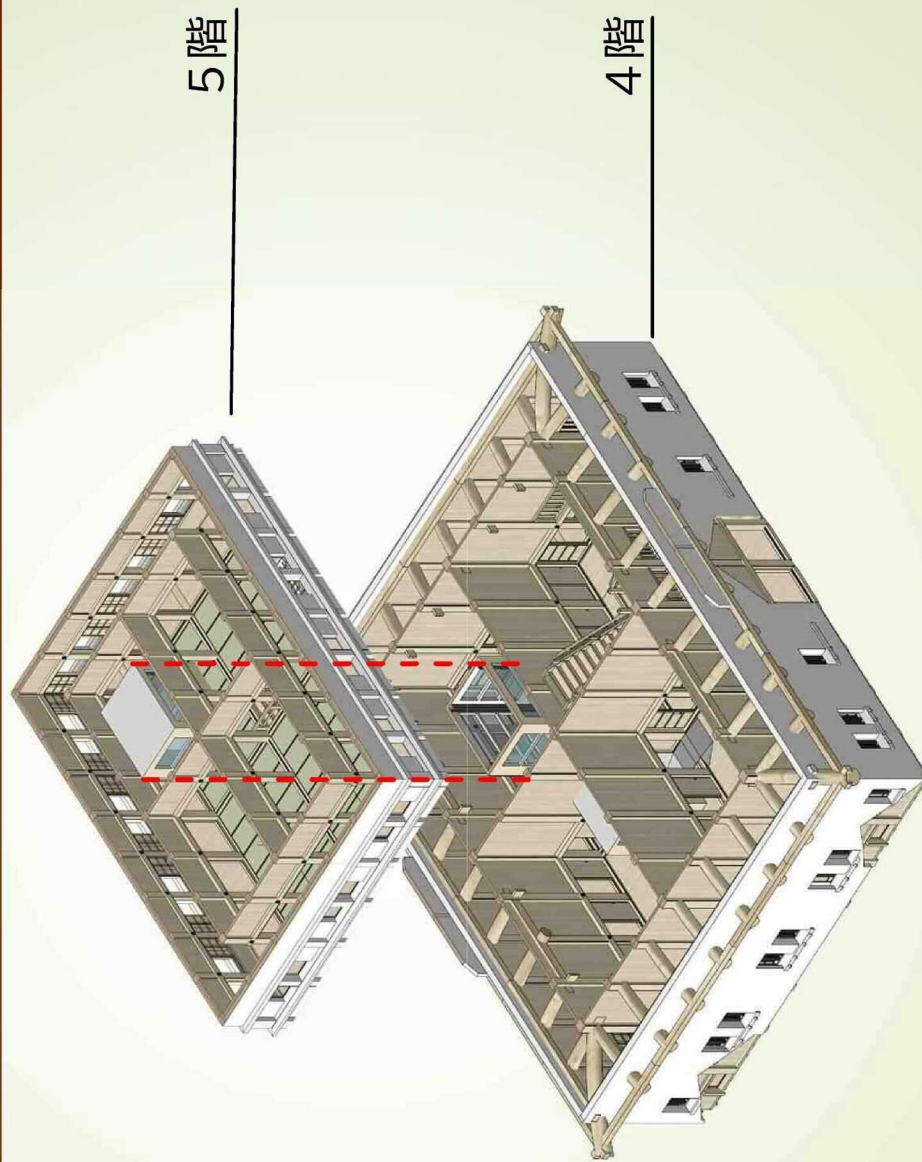
昇降技術 なし

2. バリアフリー対応 昇降技術を入れたらどんなイメージ？



昇降技術 あり

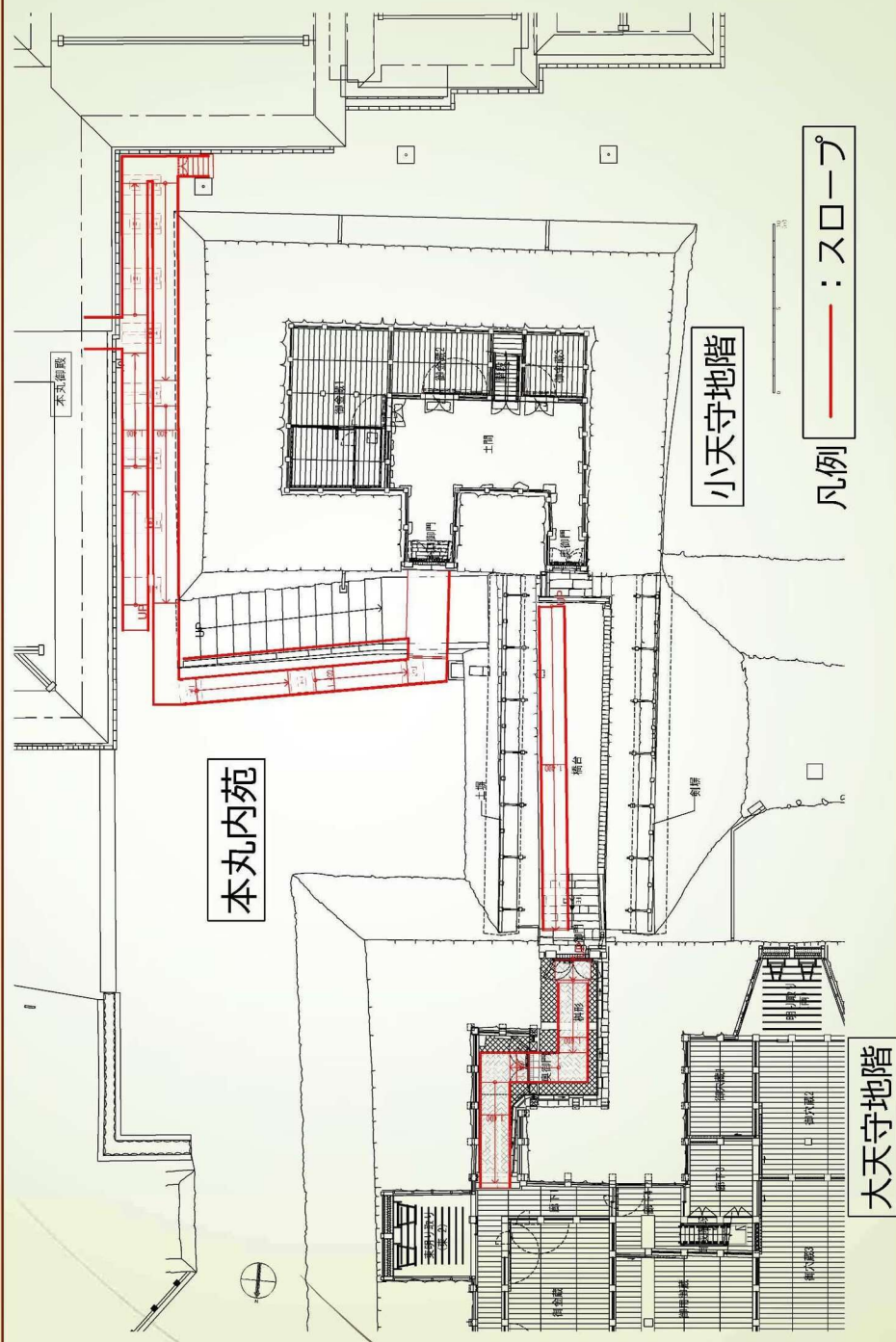
2. バリアフリー対応 昇降技術を入れたらどんなイメージ？



2. バリアフリー対応 昇降技術を入れたらどんなイメージ？



2. バリアフリー対応 地上から大天守地階までのバリアフリー対応



3. 木造天守復元の進捗状況と今後の予定

令和4年度

解体と復元を一体とした『木造天守整備基本計画』の取りまとめ

- ・ 遺構を保護
- ・ 木造天守を復元
- ・ 公開・活用

令和5年度以降

市民アンケート調査

市民討論会

整備基本計画を文化庁へ

復元検討委員会

許可申請手続き

復元工事に着手

現天守閣
解体工事

木造天守
復元工事

木造天守 完成・公開



ご清聴ありがとうございました

名古屋城天守閣整備事業の QA

事業の趣旨

Q1 名古屋城天守閣整備事業とは

①木造天守復元の意義・目的は何か。

- 天守や本丸御殿等で構成される本丸は近世期最高水準の技術により築城された名古屋城の象徴であり、日本一豊富な史資料に基づき現存しない建造物等の段階的な復元によりできる限り史実に忠実に江戸期の姿に再現することとしている。
- 本丸の核となる天守を外観だけでなく内部の意匠・構造を含めて復元することで、世界最大級の高層木造建築としての巨大な柱や梁が組み合わされた軸組の様子や、狭間や石落しなど防衛機能を備えた天守の建築的特徴を観覧し、歴史を体感することができる。
- 先に復元した本丸御殿とともに、天守を往時の姿に復元することで、近世期の歴史空間を体験できる場として、特別史跡名古屋城跡の本質的価値の向上と理解促進を図るとともに、文化の力によって文化観光面の魅力も向上させる。

- ・ 明治初期、全国の城が廃城されていく中、姫路城と名古屋城は日本の城郭の見本であるとして永久保存されることとなり、昭和5年には、城郭として国宝第1号の指定がされた。特に本丸は、近世期最高水準の技術により築城された名古屋城の象徴である。
- ・ 戦災により天守や本丸御殿をはじめ多くの建造物が焼失してしまったが、先人たちの努力により豊富な史資料（古写真、昭和実測図及び野帳、摺本、拓本、金城温古録など）が残されており、往時の姿に復元することが可能である。そのため、平成30年に復元した本丸御殿や現存する隅櫓、門のほか、将来的には復元が可能なものは段階的に復元することで、名古屋城の象徴である本丸を近世期の姿に再現することとしている。
- ・ 近世期の天守を外観だけでなく内部の意匠・構造を含めて往時の姿に復元することにより、世界最大級の高層木造建築としての巨大な柱や梁が組み合わされた軸組の様子や、狭間や石落しなど防衛機能を備えた天守の特徴を観覧することができ、天守の建築的特徴の理解がより一層促進されるとともに、近世期の歴史空間を体験できる場として、特別史跡名古屋城跡の本質的価値の向上や理解を更に促進させることができる。
- ・ また、名古屋のシンボルである天守を木造復元し、本物の魅力を蘇らせることは、本市の文化・観光面の魅力を向上させることができる。

②現天守閣の存続ではなく、木造復元を進める理由は。

○現天守閣は、鉄骨鉄筋コンクリート造により精度の高い外観復元を行うとともに、内部を博物館とすることによって戦後復興の象徴として再建された。また再建費用には県民・市民からの多額の寄付金が充てられるなど、市民の精神的基柱・名古屋のシンボルとしての役割を果たしてきた。

○一方で、本丸整備基本構想において、「本丸全体を往時の姿が実体験できる場とする」という基本理念のもと、既に木造復元した本丸御殿に続けて、豊富な根拠資料を基に復元できる天守の整備を進めることとした。

○これらのことから、現天守閣存続と木造天守復元を比較衡量した結果、史跡の本質的価値の向上と理解促進により大きな効果を見込める木造天守復元を進める。

- ・現天守閣は、昭和実測図やガラス乾板写真等の豊富な史資料に基づき、**外観はほぼ正確に復元**され、近世城郭の姿を現代に伝えるものとして、**特別史跡名古屋城跡の本質的価値理解に寄与**してきた。しかし、内部は近代的様式での整備が行われ、その主たる意義は、歴史的建造物の復元という点よりは、鉄骨鉄筋コンクリート造という構造の面でも、博物館としての用途の面でも、**新しい時代に即した天守閣を再建した戦後復興の象徴**として再建されている。
- ・再建の資金については、「名城再建後援会」などを中心として企業や県民から寄付を募ることとし、約2億円が経済界を中心とした民間寄付によって賄われた。
- ・また、戦災によって失われた名古屋のシンボルを、正確に外観復元したことにより、市民の愛着や誇りを醸成するとともに、戦後の名古屋の都市景観を構成し、戦後復興や観光・地域振興といった多重のシンボル性を包括する名古屋の象徴として存在することで、名古屋という都市のイメージを対外的に発信し続けてきた。
- ・一方で、本丸整備基本構想において、「明治期に姫路城とともに日本城郭の見本として永久保存されることとなった江戸期の名古屋城本丸の姿を再現する」、「本丸を構成する現存する石垣、建造物等の適切な保存管理と現存しないものの段階的な復元等により、**本丸全体を往時の姿が実体験できる場とする**」という基本理念のもと、既に木造復元した本丸御殿に続けて、**復元根拠資料が豊富で往時の姿に復元できる天守**をはじめ、櫓や門などの段階的な整備を進めることとした。
- ・これらのことから、特別史跡名古屋城跡の理解・活用にとって適切かつ積極的な意味を持つかという観点から、現天守閣の存続（耐震改修）と木造天守の復元を比較衡量した結果、日本城郭の見本として永久保存されるとされた経緯や、外観のみならず内部構造に至るまで往時の姿に忠実に復元することが可能であることを踏まえ、**史跡の本質的価値の向上と理解促進にとってより大きな効果を見込めることから、木造天守復元を進める**こととしている。

- ・また、建築基準法の解説においては、「国宝などの文化財は先人が我々に伝えた貴重な財産であり、これを保存し、後世に伝え、あるいはその活用を図って、国民ひいては世界の文化に寄与することは我々の任務である」と記載されており、名古屋城は戦災により焼失してしまったが、先人たちの努力により豊富な史資料が残されており、往時の姿に復元し、世界の文化に寄与することが現代に生きる我々の任務であると考えている。

【当該史跡等の理解・活用にとって適切かつ積極的な意味を持つかという観点の比較】

木造天守の復元	現天守閣の存続
<ul style="list-style-type: none"> ■歴史的価値 <ul style="list-style-type: none"> ・本丸に現存及び復元する建造物等により江戸期の本丸を体感可能 ・内部空間、構造まで史実に忠実に再現することが可能で天守の特徴をはじめとする史跡の本質的価値の理解を促進 など ■世界的価値 <ul style="list-style-type: none"> ・世界的観点からも一つのメルクマールとなりうる ■技術的価値 <ul style="list-style-type: none"> ・伝統技術の継承と実践の場 	<ul style="list-style-type: none"> ■戦後の新しい時代に即した天守閣（用途・構造）を再建し、経済復興を図ろうとした『戦後を象徴する建造物』 <ul style="list-style-type: none"> ・外観復元建物として、史跡の本質的価値の理解に資する ・博物館機能により展示・教育普及活動を通じて本質的価値の理解に資する ・戦後の名古屋の都市景観を構成 ■戦後、鉄筋コンクリートや鉄骨鉄筋コンクリートで建造された天守閣の代表的事例 <ul style="list-style-type: none"> ・近代的な内部空間であることから近世城郭の本来の姿の理解促進につながりにくい

Q2 復元根拠資料である「昭和実測図」とは何か

○名古屋市へ下賜・移管され、**国宝の指定を受けた城の保存管理の一環として、名古屋城実測事業**（建物実測及び腐朽調査）が行われた

（『名古屋城史（名古屋市 1959 年）
第 5 章第 1 節第 2 項「名古屋城の実測事業」』より）

○戦時中は**西南隅櫓に保管**されており、焼失を免れた

（『保存活用計画』P.28 より）

<経緯：整備基本計画第 4 章（5）①「近代実測図の概要」より>

- 名古屋城が名古屋市に下賜された後、**昭和 7 年から名古屋市の事業として実測が開始**され、名古屋市土木部建築課が担当
- 昭和 16 年度には文部省宗教局保存課から、**高端政雄・市川岩雄**両氏が名古屋城に派遣され 45 日間の実測調査が行われている
- 作業は**戦時中に一時中断されたが、戦後の昭和 27 年 1 月に製図が完了**
- 川崎市立日本民家園の大岡實(みのる)博士文庫にある**戦時下の名古屋城防空対策に関する打合議事録**中に、名古屋城内の建物実測について次のような意見が出された事が記録されており、**戦争での焼失の覚悟、そして焼失した場合には実測図を基にして復元がなされることが期待されていた**ことがわかる

此ノ業（引用者注：名古屋城実測事業）ハ、今日ノ時局ヲ予想シテ行ハレタルモノニ非ザルモ、万一、空襲ニヨリ破損シタル場合ノ復旧、又万一、大破壊ヲ来シタル時ノ記録トシテ、頗ル（すこぶる）貴重ナルモノニシテ、今日ソノ完成ヲ見得ルハ、頗ル幸ナル事実ナリ。

猶（なお）、会キ（会議）ノ席上、市民ニ対シテ、名古屋城ハ破壊スルモ何時ニテモ復旧シ得ル準備アリ、ト宣傳スルハ市民ヲ安心セシムル方法トシテ、効果アラ
ン等ノ談モアリタリ、・・・

（議事録抜粋：読点、下線、読み仮名等補記）

Q3 戦禍焼失前の旧国宝名古屋城とは、どんな城だったのか

- 徳川家康の命により、慶長 15 年(1610)諸大名 20 名を動員した公儀普請で築城開始
- 天守台石垣は石垣づくりの名手とされる加藤清正が担当
- 慶長 17 年(1612)に五層五階地下一階で層塔型の日本最大級である大・小天守が完成
- 名古屋城は縄張・普請・作事において、当時の高度な最新技術を結集して築かれた城郭
- 清須城下からの都市ぐるみの移転である「清須越」が行われ、現代までつづく名古屋の都市形成の起点
- 明治 5 年(1872)から名古屋城は陸軍の所管となり、二之丸御殿をはじめとする多くの建造物が撤去され、兵舎等の軍関連施設が整備された。
- 明治 12 年(1879)陸軍省、内務省、大蔵省は、名古屋城を姫路城とともに「全国中屈指の城」として永久保存する方針とした
- 明治 24 年(1891)濃尾地震により、本丸多聞櫓、西之丸の榎多門の大破、石垣の崩壊など甚大な被害を受け、本丸多聞櫓などは撤去された
- 明治 26 年(1893)本丸・西之丸東部が陸軍省から宮内省に移管されて名古屋離宮となる
- 昭和 5 年(1930)本丸・西之丸・御深井丸は名古屋市へ下賜され、国宝保存法(昭和 4 年)により、天守や本丸御殿等の城内建造物 24 棟が城郭として初めて旧国宝に指定

●旧国宝指定の説明文

(『【決定版】図説国宝の城』より抜粋)

- ・本丸における天守、小天守を始め、諸隅櫓、諸櫓門等は桃山時代における城郭建築の最も発達せる代表的遺構にして、規模の広壮、構築の厳麗、現存我が国城郭建築の称すべきものである。
- ・また、御深井丸西北櫓並びに西の丸正門またそれぞれ桃山時代の初期及び江戸時代における此種建造物の形式をよく代表している。
- ・現存御殿は、専ら表向きに属せしものにして、主として慶長、寛永両期の経営に成り、後世多少の補修あれども、よく当初の構造、装飾を保存し、桃山時代及び江戸時代初期における最も華麗なる書院造の実例となっている。

- 昭和 7 年(1932)史跡指定を受けて「史跡 名古屋城」となる

●史跡指定の説明文

(『保存活用計画』より抜粋、カナ⇒かな、改行・句読点等補記)

- ・もと柳丸城と称せし廢城の地にあり、慶長 15 年徳川氏の築城にかかり、前田・毛利・黒田以下諸大名をして役を助けしめしが、その天守閣は実に加藤清正の経営に成り、五層楼の上、有名なる黄金の鯨を置けり。
- ・本丸は最近まで離宮たりしにより、その保存最も完全なるが、二の丸・三の丸等は、陸軍用地として兵營練兵場その他に使用せられ、今僅に東御門及び旧奥御殿庭園の一部及び銃眼を有せる土堀等を存するに過ぎずといえども、なお、城門趾城濠等、旧規見るべきもの少なからず。

- 昭和 17 年(1942)には本丸御殿障壁画も旧国宝に指定される
- 昭和 20 年(1945)5 月、太平洋戦争における空襲により天守や本丸御殿などの主要な建造物が焼失

<参考：整備基本計画第1章（2）④「名古屋城の歴史」より>

■近世（藩政期：慶長5年(1600)～明治5年(1872)）

- 関ヶ原の戦いに勝利した徳川家康は子の義直を尾張藩主とするにあたり、それまで尾張の中心であった清須城に代わる名古屋城築城を決定し、**慶長15年(1610)**諸大名20名を動員した**公儀普請により築城を開始**
- 城の地割である**縄張は方形で直線状とシンプルながらも馬出や土橋、枳形門を駆使したもの**
- 石垣普請では各大名に担当箇所が割り当てられ、なかでも**天守台石垣は石垣づくりの名手とされる加藤清正が担当**
- 作事では家康側近の中井正清が設計等を担当し、**慶長17年(1612)**に**五層五階地下一階で層塔型の日本最大級である大・小天守が完成**
- 元和元年(1615)**には後世に**近世城郭御殿の最高傑作とされる本丸御殿が完成**
- 二之丸には**元和3年(1617)**に**藩主の住居と政庁を兼ね備えた広大な二之丸御殿が築かれ、その北側に寛永5年(1631)二之丸庭園が築かれた。**
- 名古屋城は**縄張・普請・作事において、当時の高度な最新技術を結集して築かれた城郭。**
- 城下町形成にあたっては清須城下からの都市ぐるみの移転である「清須越」が行われ、現代までつづく**名古屋の都市形成の起点**となった。

■近代（陸軍期：明治5年(1872)～明治26年(1893)）

- 明治5年(1872)**から名古屋城は**陸軍の所管**となり、本丸では東京鎮台第三分営(のちの第三師団)の軍施設が整備されるまでの間、天守を仮兵舎、本丸御殿を本部として利用し、城内では**二之丸御殿をはじめとする多くの建造物が撤去され、兵舎等の軍関連施設が整備された。**
- こうした中、明治12年(1879)**陸軍省、内務省、大蔵省**は、名古屋城を姫路城とともに「**全国中屈指の城**」として**永久保存する方針**とし、城内の建造物等は保存修理が施されることとなった。
- 明治24年(1891)濃尾地震が発生し、本丸多聞櫓、西之丸の榎多門の大破、石垣の崩壊など甚大な被害を受けた。本丸多聞櫓などは撤去されたが、地震による被害を受けた石垣の修復等が行われた。

■近代（離宮期：明治26年(1893)～昭和5年(1930)）

- 名古屋城の保存を訴える声が多く挙がったことから、名古屋城を永久に保存するために明治26年(1893)本丸・西之丸東部が陸軍省から宮内省に移管されて名古屋離宮となった。
- これにより本丸御殿は皇族の行幸啓の際の宿泊所として度々利用された。離宮としての利用に伴い、御殿周辺では、建物の増築等がいくらか行われたが、大規模な改変はなされていない。明治42年(1909)には西之丸全域と御深井丸も宮内省に移管となったが、二之丸は引き続き陸軍省の所管であった。

■近代（市営期：昭和5年(1930)～昭和20年(1945)）

- 昭和5年(1930)名古屋離宮が廃止され、離宮地であった本丸・西之丸・御深井丸は名古屋市へ下賜された。また、**国宝保存法施行(昭和4年(1929))**により、**天守や本丸御殿等の城内建造物24棟が城郭として初めて旧国宝に指定された。**
- 昭和6年(1931)には一般公開を開始し、昭和7年(1932)史跡指定を受けて「史跡 名古屋城」となった。同年、名古屋城のカヤが天然記念物に指定され、昭和17年(1942)には本丸御殿障壁画も旧国宝指定を受けた。

Q4 戦禍により焼失した名古屋城に対する市民の思いは

- 当時、「尾張名古屋は城でもつ」とうたわれていたように、**名古屋城は市民から名古屋のシンボル**として捉えられていた。
- 当時の新聞記事では、「一日も早くお城を再建してほしい、名古屋とお城は切り離せないもの」、「昔からお城が名古屋を代表している様なものなので、やはり名古屋にお城がないのは寂しい」などの市民の意見が掲載されており、**天守が焼失し、市民は名古屋の象徴、心の糧を失ったことの寂しさを感じていたこと**、同時に、**再建に大きな期待**が寄せられていたことが伺える。
- 首里城の焼失についても、沖縄の象徴、心のよりどころを失い、県民は悲しみに暮れたと報じられており、地域の誇り・象徴を失った市民感情は同様だったと考えられる。

<新聞記事（抜粋）>

○昭和20年5月17日 中日新聞

中京の誇り、名古屋城の焼失は朝夕に金鯱を仰いで来た市民にとっては痛恨にたえない。

○昭和20年9月9日 中日新聞

尾張名古屋は城でもつと中京っ子が誇ったお城をはじめ名古屋市内の国宝建造物も度重なる空襲で大半が惜しくも焼失してしまった。(中略) 海外までその名を高めた名古屋城の焼失は中京市民の心の糧を失ったものとして各方面から再建が熱望されている

○昭和21年6月12日 名古屋タイムズ

尾張名古屋は城でもつとうたわれ、名古屋を表徴するもっとも適切な金の鯱 - 名古屋城の天守閣も昨年5月14日の空襲でついに灰となってしまった。以前は1か月平均2万人近くも観覧者があったのに、近ごろは「天守閣のない名古屋城なんておよそ意味がない…」と一日平均わずか20人足らずの寂しさ

○昭和30年7月3日 名古屋タイムズ

1日も早くお城を再建してほしい。名古屋とお城は切り離せないものです。(昭和区54歳男性)

昔からお城が名古屋を代表している様なものなので、やはり名古屋にお城がないのは寂しいものです。
(昭和区53歳女性)

○昭和30年7月18日 中日新聞

名古屋城は名古屋のシンボルとして世界的な存在であったことに異論はありません。(中略) その名古屋城が今はないという事は、胸をかきむしられるような淋しさを感じます。東海道線の窓から望みできた金鯱の面影が今なおまぶたに焼きつけられているのは私一人ではないでしょう。(御園座取締役社長 猪飼正一氏談)

○令和元年11月8日 琉球新報デジタル

崩れ落ち、無残な姿となった首里城焼失で多くの県民が大切な人を亡くしたように泣き崩れ、悲しみに暮れた。それは同時に首里城が琉球王国の政治、文化、外交の中心というだけでなく、ウチナーンチュ※にとって誇りであり、象徴であり、アイデンティティーのよりどころだったと気付かされたからだ。※沖縄の言葉で、「沖縄人」「沖縄の人」を指す語。

Q5 現存の天守閣を再建した経緯

(整備基本計画第3章より抜粋)

【構造】

- 昭和20年(1945)9月、**城戸久**(ひさし)が戦後の状況を踏まえて**鉄筋造で再建**する考えを示す
(城戸久：名古屋工業大学教授(当時)、日本建築史)
- 昭和26年(1951)1月、**石川栄耀**(ひであき)は**コンクリート造での再建に否定的**な意見
(石川栄耀：東京都建設局長(当時)、名古屋地方委員会で名古屋の都市計画原案の作成に関与)
- 昭和28年(1953)に作成された「名古屋城の再建について(報告)」において、「**御殿は鉄筋コンクリート造の近代的な建築にして博物館か美術館とするがよいが、天守閣は昔のまゝのものを是非再現したいものである**」と**名古屋市の考え方**が示されている
- 最終的に名古屋市は、**鉄骨鉄筋コンクリート造**により、**外観は復元、内部は観光的側面も持つ博物館**として整備することとしたが、実際に再建計画がまとまるまで、どのように再建するかの方針に関しては、多様なものがあったことがうかがえる

【市民の声】

- 昭和22年(1947)には、名古屋商工会議所・名古屋観光協会が、名古屋城を取り去ることは市民から文化を取り去ることであるとの趣旨から「名古屋城復旧に関する陳情書」を提出
- 昭和23年(1948)**8月5日の中部日本新聞に名古屋城の復興についての**世論調査**

・再建が必要か	必要	73.6%
・建築様式(構造)	木造建築	44.7%
	近代式建築(鉄筋)	37.5%
(用途)	博物館、美術館	55.6%
- 昭和24年(1949)「名城再建後援会」が組織された。当時の塚本三市長が、「ぜひ復旧したい。しかし今日まだその時期ではない。市民のわきあがる声もう少し大きくなる日を待ちたい。」(田淵寿郎『或る土木技師の半自叙伝』中部経済連合会1962)という方針を示していたことから、具体的な計画には進まなかった
- また、住宅不足の解消や教育施設、交通網の整備など都市基盤の整備を優先すべきであり、天守閣再建は時期尚早との声も大きかった(「名古屋城再建に異議ありや」名古屋タイムズS26.1.5など)
- 昭和28年(1953)頃から、いっこく会の活躍などがあり、**市民の間にも観光資源としての期待が高まった結果**、翌年頃からは市政も再建へと傾き、**昭和31年(1956)**2月の**名古屋城再建準備委員会設置**へとつながっていった。当時の市長(小林橘川)は昭和28年(1953)には、「税金で再建することには反対。博物館式に拡充し、立派な陳列館でもつくったらどうか」と述べているが、翌年には、「市民の盛り上がる意欲とともに再建を進めたい」との発言が報道され、更に30年(1955)の報道では、「市費を多

くは使わないことを原則として再建の方針」と報じられており、徐々に機が熟していった様子をうかがうことができる。

【用途】

○具体的な計画については、**名古屋城再建準備委員会**で示された企画案でも「**観光施設として復元**」とされている通り、歴史的建造物の再現として「歴史と伝統を伝えること」以上に、「**国際的観光資源**」（昭和31年（1956）第24回国会衆議院文教委員会における文化財保護委員会高橋誠一郎会長の発言）、「**中部日本全体の大きな観光資源またはその拠点**」（名古屋市助役の杉戸清による『広報なごや』第107号 1957）としての役割が期待されていた。

【財源】

○再建の資金については、塚本・小林両市長の、再建はあくまで市民の盛り上がる力によってなされるべきで、税金をもって充てるべきではないという考えに従い、桑原知事を会長とする「**名城再建後援会**」などを中心として企業や県民から寄付を募ることとし、**実際、再建費用約6億円のうち、予定の倍にあたる約2億円（大口 約1億円、業種別 0.1億円、愛知県内の地域別 0.9億円）が経済界を中心とした民間寄付によって賄われた。**

<参考①：現天守閣再建までの経緯（整備基本計画第3章より）>



<参考②：現天守閣再建当時の法的側面（整備基本計画資料編より）>

- 昭和 25 年（1950）に施行された建築基準法は、**当時、第 21 条第 1 項**において「**高さ 13m、軒の高さ 9 m又は延べ面積 3,000 m²をこえる建築物は、主要構造部（床、屋根及び階段を除く）を木造としてはならない**」と定めており、**高さ約 36m、延べ床面積約 5,500 m²と大幅に基準を超えている名古屋城天守は、木造による復元は法律上認められないことになる**
- また、**当時の建築基準法第 3 条**は、「この法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定は、国宝保存法（昭和 4 年法律第 17 号）、史蹟名勝天然記念物保存法（大正 8 年法律第 44 号）又は重要美術品等の保存に関する法律（昭和 8 年法律第 43 号）の適用を受ける建築物を建築し、修繕し、又は模様替えする場合には、適用しない。」と定められており、**現に指定されている建築物については、建築基準法の適用が除外されるが、復元建造物については規定がない**
- 復元建造物に対する適用除外は、昭和 34 年（1959）12 月の改正**で「この法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定は、文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）の規定によって国宝、重要文化財、重要民俗資料、特別史蹟名勝天然記念物若しくは**史蹟名勝天然記念物として指定され**、若しくは仮指定され、又は旧重要美術品等の保存に関する法律（昭和 8 年法律第 43 号）の規定によって重要美術品等として認定された**建築物**及びこれらの建築物であったものの**原形を再現する建築物**で特定行政庁が建築審査会の同意を得てその原型の再現がやむを得ないとみとめられたものについては、適用しない。」との**規定が加えられたことによる**
- この**改正にあたって**、昭和 34 年（1959）2 月 26 日に行われた**参議院建設委員会**及び 3 月 4 日に行われた**衆議院建設委員会**において「**第 3 条、これは適用の除外に関する規定でございますが、この改正につきましては、災害等で滅失しました国宝、重要文化財等を再建致します場合にも、本法の適用を除外できるように改めたものであります。**」と**改正経緯の説明**がなされた
- なお、昭和 32 年（1957）（名古屋城天守閣着工時）当時の建築基準法運用に関する国土交通省の見解は、「**法文や改正経緯からは昭和 34 年の改正までは法第 3 条の適用はできなかったものと推測できるが、当時の法令の取扱い等に関する資料がみつからないため、正確にはわからない。**」というものであった
(当時の「通達行政」の可能性も含めた意味での「推測」と思われる)
- 推論の域を出ないところも残るが、昭和 34 年（1959）の法改正までは、災害等で焼失した旧国宝等に指定された建築物の復元に対して建築基準法の適用除外はなされなかったものと考えられ、**昭和 32 年（1957）の再建開始当時は木造での復元は建築基準法上不可能だった**という可能性が高い

Q6 名古屋城木造復元天守と熊本城の違い

- ・名古屋城は豊富な史資料により、文化庁の「史跡等における歴史的建造物の復元等に関する基準」に則して、遺跡の位置・規模・構造・形式等について高い蓋然性をもって木造天守に復元するもの。再現された木造天守は、一時的には現代建築として捉えられるかもしれないが、100年、200年と月日が経過すれば、オーセンティックな歴史的建造物として焼失前の名古屋城との見極めが困難なレベルとなると考えている。
- ・一方熊本城は、名古屋城現天守閣と同年代に鉄骨鉄筋コンクリートで再建され、内部は博物館施設となっており、戦後の近代建築として評価される。
- ・当初、エレベーターは設置されていなかったが、熊本地震による被災の復旧に合わせてエレベーターが設置された。

Q7 これまでの木造天守事業の説明で眺望がよくなることを聞いているが、天守を上り眺望してもらうことが目的なのか

- ・木造天守を往時の姿に再現し、史跡の本質的価値の向上と理解促進が目的であり、眺望のみを目的として復元するものではない。
- ・現天守閣（鉄骨鉄筋コンクリート造）は、5階までエレベーターが設置されているが、眺望は1階の北側と7階（ただし、車椅子利用者は昇れない）のみである。
- ・復元する木造天守はすべての階での眺望が可能となるため、できるだけ多くの方に眺望を楽しんでもらいたいと考えている。

Q8 名古屋城天守閣整備事業は市税を投入するのか

- ・名古屋城天守閣整備事業にかかる財源は、市税を投入せず入場料収入で賄うこととしている。
- ・また、同事業は充当率100%である公営企業債の中の観光その他事業債を活用しており、起債の条件として特別会計を設けている。
- ・国や県からの補助金については、市税を投入しない特別会計に対して現行の補助制度は馴染まないとの回答をいただいていることから、補助金の歳入がない状況となっている。

【平成 28 年 12 月 5 日経済水道委員会提出資料】

天守閣木造復元整備にかかる財源フレーム（案）

(1) 総事業費及び財源内訳 (単位：百万円)

区 分	金 額	内 容
総事業費	50,500	・基本設計、実施設計 ・仮設工事、解体工事、本体工事、石垣工事
財源内訳	起債 50,500	・観光その他事業債（充当率 100%） ・収支相償する事業であることを確認するため、償還期間における収支計画を策定 ・天守閣にかかる収支を明確にするため特別会計を設置

注 総事業費には工程見直しにより追加した石垣詳細調査にかかる費用及び建設費の上昇分は見込んでいない

(2) 平成 28～83 年度の収支計画

ア 前提条件（全国型市場公募債の場合による試算）

区 分	内 容		
起債	償還期間	40 年（20 年公募債、借換 1 回）	
	基金積立	当初 4 年据置 毎年 3% 借換 4 年据置 毎年 6%	
	償還利率	年 0.665%（平成 28 年 2 月兵庫県発行実績）	
	年次割 （出来高）	28 年度 0%、29 年度 3%、30 年度 6%、 31 年度 8%、32 年度 38%、33 年度 22%、 34 年度 10%、35・36 年度 各 1%、 37～42 年度 各 0.5% 43 年度 8%	
使用料	天守閣を整備するため、収支計画において、入場料を以下のとおりとした。ただし、市民については特別料金を設定する		
	区 分	現 行	平成 34 年 8 月以降
	市 民	500 円	450 円
市民以外	500 円	1,000 円	
補助金	国及び県に対し要望をしていくが、現時点で確定的な収入見込額が算出できないため、計上せず		
寄附金	市民や企業等に対し広く寄附募集を募っていくが、現時点で確定的な収入見込額が算出できないため、計上せず		

イ 収入

(単位:百万円)

区 分	金 額	積算の考え方
使用料	102,133	<ul style="list-style-type: none"> ・名古屋城全体の入場収入のうち、75%を天守閣に充当 ・平成 34 年度 (8 か月) 1,860 百万円 (335 万人分) ・平成 35 年度 2,509 百万円 (452 万人分) ・平成 36 年度 2,260 百万円 (407 万人分) ・平成 37 年度以降 2,032 百万円 (366 万人分)

ウ 支出

(単位:百万円)

区分	金額	積算の考え方
公債償還金	60,565	<ul style="list-style-type: none"> ・元金 50,500 百万円 ・利子 10,065 百万円
運営管理費	28,183	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 27 年度実績に基づき算出 ・平成 28～33 年度 (天守閣竣工前) 各年度平均約 104 百万円を計上 ・平成 34～83 年度 各年平均約 551 百万円を計上
集客促進費	200	木造復元にかかる周年事業
修繕費	3,086	平成 83 年度までの必要額
基金積立	10,099	支出を上回る収入について基金積立
計	102,133	

注 「運営管理費」については、効率的・効果的な運営や大阪城など他の城郭における民間活力の活用状況を検討することにより、さらなる経費削減に努める

【収支計画に係る議会とのやりとり】

- ・平成 28 年 6 月 1 日の経済水道委員会所管事務調査において、収支計画について第三者による意見聴取の必要性のご指摘 (自民 中川委員)。
- ・平成 29 年 2 月定例会において、第三者機関 (株式会社日本総合研究所) による名古屋市場者数予測結果の評価を経済水道委員会に提出。
- ・同定例会において、天守閣特別会計に対する付帯決議 (自公民)

<付帯決議>

- ・名古屋城天守閣木造復元事業を進めるにあたっては、入場者数と収支見込みに対して民間調査会社から長期の予測は不可能であるとの指摘があることから、独立採算による収支相償の財源フレームを堅持するために、入場者数目標の達成に向けてあらゆる努力をすること。
- ・財源フレームの基本的な考え方については、市民の機運醸成を図り寄付金などの募集をするほか、事業の意義について国や県の理解を得て補助金を確保するとともに、市民税 5%減税の検証による見直しも含め財源を確保すること。
- ・総事業費 505 億円については、工期設定の適切な見直しを行うなど大幅な圧縮に努めるとともに、文化庁や優先交渉権者との協議調整状況ならびに仕様や工程および契約内容等について適宜議会への報告を行い、議会に諮りながら進め、あわせて市民の理解を得ながら市民とともに事業を進めること。
- ・平成 30 年 2 月定例会において、第三者機関（三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社）による調査結果を経済水道委員会に提出

Q9	木造天守整備に当たり寄付された方の意向は配慮するのか
-----------	-----------------------------------

- ・名古屋城公式ウェブサイトにおいて「条件付き寄附は受付できません」と周知している。
- ・金シャチ募金のリーフレットに「木造復元への寄附」と記載している。
- ・令和 4 年度末時点で、約 7 億 7 千万円の寄付をいただいている。

復元の考え方

Q10 復元・バリアフリーに関する文化庁の見解はどうか

①復元に関する文化庁の見解

- ・木造天守復元に関する計画の具体的な内容については、文化庁の「史跡等における歴史的建造物の復元等に関する基準」に基づき、これに準拠した適切な内容となるよう、十分な調査・検討を実施されたい。
- ・そのうえで特別史跡の石垣等遺構の保存に問題がなく、かつ、特別史跡における歴史的建造物の再現行為として適切であること等、必要な条件が整った段階において、天守解体と木造天守復元を一体の計画とした現状変更許可申請をされるのが適当である。
- ・現状変更許可申請に先立ち、復元検討委員会に諮る必要があり、解体と復元を一体とした整備基本計画書をまとめる必要がある。

②バリアフリーに関する発言等

- ・上記、文化庁の基準には、バリアフリーに関する記述がないが、名古屋城の木造復元とバリアフリー化に関する質疑（令和元年5月21日参議院文部科学委員会、令和2年4月3日衆議院国土交通委員会）を参照すると、
 - ア 文化財の活用のためのバリアフリー化は重要であるが、史跡等文化財の整備にあたっては、史跡が有する価値を適切に保存し、次世代に伝えることも重要
 - イ このため、できる限り両立は図ることが大切であるが、復元建造物のバリアフリーの在り方や対策については、国が一律に基準を定めることは困難
 - ウ したがって、復元建造物については、施設の管理者（すなわち名古屋市）において、文化財の特性に応じて適切に判断すべきと記録されている。
- ・こうした点を踏まえて、バリアフリー法や障害者差別解消法の趣旨をも十分念頭において、木造天守のバリアフリー対応について判断したいと考えている。

Q11	バリアフリーをほどこすと、名古屋城の木造復元天守は「復元的整備」にあたるのではないか
-----	--

- 木造天守は、文化庁の示す「史跡等における歴史的建造物の復元等に関する基準」の定義、基準等、配慮事項のいずれに照らしても、「復元」である。
- 防災上の安全性を確保するための設備は、復元基準の配慮事項に該当するが、バリアフリーについては記述がない。
- しかしながら、復元的整備における基準の「利活用の観点等から意匠・構造等の一部を変更して再現すること」と異なり、例えば、バリアフリーのための公募の昇降技術を設置や観覧者の避難用階段の増設にあたり床に開口を設けるなどの変更をすることは、防災上の安全性を確保するための設備と同様に、復元後の歴史的建造物が高い蓋然性を持つことに変わりはないので、「復元」である。

【参考】

- ・ 国宝である姫路城の天守において、1～6階の各階において床に開口を設けて1カ所の階段を増設している。

【復元と復元的整備の定義等】

区分	復元	復元的整備
定義	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当時の規模（桁行・梁行等）・構造（基礎・屋根等）・形式（壁・窓等）等により、遺跡の直上に当該建築物その他の工作物を再現する行為 	<p>次のいずれか</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 史跡等の利活用の観点等から、規模、材料、内部・外部の意匠・構造等の一部を変更して再現することで、史跡等全体の保存及び活用を推進する行為 ・ 往時の規模、材料、内部・外部の意匠・構造等の一部について史資料が十分に揃わない場合に多角的な検証の上で再現することで、史跡等全体の保存及び活用を推進する行為
基準等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 史資料により復元後の歴史的建造物が規模・構造・形式等において高い蓋然性を持つこと ・ 復元に用いる材料・工法は同時代のものを踏襲し、かつ当該史跡等の所在する地方の特性等を反映していること 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 考古、文献、建造物などの各分野の専門家も含め、具体的な規模・構造・形式等を多角的に検証・実施できる体制を整備し、検討を行い、関係者間において合意形成されていること
配慮事項 留意事項	<p>【配慮事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 歴史的建造物の構造及び設置後の管理の観点から、防災上の安全性を確保 	<p>【留意事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 往時の意匠・構造等が不明確な部分や利活用の観点から一部構造等を変更した部分については、その旨を明示するとともに、採用した意匠・構造についてその経緯・考証を明示する
城内の例	本丸御殿	西の丸御蔵城宝館
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 100%忠実に再現するということはありませんものの、技術的には「忠実性」を軸にその基準が定められている ・ 往時の歴史的建造物を可能な限りありのままに体感するための有効な手段 <p style="text-align: right;">（出典②より）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外観を復元しつつ、屋内の利活用の観点から内部の意匠・構造を変更して、建築物その他の工作物を遺跡の直上に再現すること <p style="text-align: right;">（出典②より）</p>

出典①：『史跡等における歴史的建造物の復元等に関する基準』より抜粋

【史跡等における歴史的建造物の再現の意義】

- ・ 往時の歴史的建造物が失われ、大地に残された遺構のみとなっている史跡等においては、その**本質的価値が理解されにくく、歴史像が描かれづらい**場合がある
- ・ 歴史的建造物を**適切に復元等することは、国民が文化財の価値を享受することにつながるもの**
- ・ 史跡等は重要な文化資源であり、効果的に再現することにより**歴史と文化の資源を活かした地域づくりが期待でき、市民の誇りの醸成や観光資源としての魅力向上につながる**



【復元的整備における利活用の例示】

史跡等の本質的価値の理解促進を前提としつつ、

- ・ **便益的な機能**が入った歴史的建造物として整備する事
- ・ **にぎわい創出のための活動にも転用**できる歴史的建造物として整備する事

【再現された歴史的建造物の価値】

- ・ 文化財保護法上、直ちに文化財として扱われるわけではなく、**文化財に準じた価値を伝えるための手段としての複製品と捉えられるが、適切に再現された歴史的建造物については、適切な評価を与えることが適当**

出典②：『史跡等における歴史的建造物の復元の在り方に関するワーキンググループ～天守等の復元の在り方について（取りまとめ）～』より抜粋

Q12 木造天守は新築だから、模造品ではないか、文化財となり得るのか

○文化庁の資料によれば、「文化財保護法上、直ちに文化財として扱われるわけではなく、あくまで文化財に準じた価値を伝えるための手段としての複製品であるが、適切に再現された歴史的建造物については、適切な評価を与えることが適当」との見解が示されている。名古屋城の木造復元天守については、文化庁の「復元」の基準に基づき、適切に再現された建造物として、適切な評価を得るべきものである。

○したがって、復元直後は文化財として扱われるものではないが、将来、文化財としての評価を得ることが可能と考える。

○なお、奈良文書では、文化遺産の真実性の考え方について、情報源の価値と関連づけられることが示されており、豊富な史資料が残る名古屋城は真実性を担保するものと積極的な評価が可能である。

- ・文化庁の「史跡等における歴史的建造物の復元の在り方に関するワーキンググループ～天守等の復元の在り方について（取りまとめ）～」によれば、「文化財保護法上、直ちに文化財として扱われるわけではなく、文化財に準じた価値を伝えるための手段としての複製品と捉えられるが、適切に再現された歴史的建造物については、適切な評価を与えることが適当」との見解が示されている。
- ・この場合、名古屋城の木造天守は、文化庁が示す「復元」の基準に照らして、適切に再現された建造物として、適切な評価を得るべきものと考えられる。
- ・したがって、復元直後は文化財として扱われるものではないが、適切に『復元』した歴史的建造物として、将来、文化財としての評価を得ることも可能であると考えられる。
- ・なお、「オーセンティシティに関する奈良文書」においては、文化遺産のオーセンティシティ（真実性）の考え方として、形態や意匠、材料と材質、用途と機能、伝統と技術などの情報源の価値と関連づけられることが示されており、名古屋城は先人たちの努力により豊富な史資料（古写真、昭和実測図及び野帳、摺本、拓本、金城温古録など）など、良質な記録が残されていることから、木造天守は、オーセンティシティ（真実性）を担保するものと積極的に評価することが可能と考えられる。

※「史跡等における歴史的建造物の復元の在り方に関するワーキンググループ～天守等の復元の在り方について（取りまとめ）～」より抜粋

【再現された歴史的建造物の価値】

- ・文化財保護法上、直ちに文化財として扱われるわけではなく、文化財に準じた価値を伝えるための手段としての複製品と捉えられるが、適切に再現された歴史的建造物については、適切な評価を与えることが適当

Q13 昇降技術を設置することが、将来の文化財指定の妨げになるか。

○現在、国宝となっている建造物の一部には、火災等による焼失・再建という経歴を有するものがあるが、これらは、あくまで再建された時代の建造物としての評価を得て指定されている。

○したがって、江戸期の姿に復元する名古屋城木造天守についても、将来 100 年～200 年後における文化財指定の可能性はあり、後の時代にどのように評価されるのかを現時点で判断することは困難であるが、あくまで令和の時代の世相・文化を反映した建造物として評価を受けることになると考えられる。

○そのため、文化庁の定める基準に基づき、木造天守の規模・構造・形式等における高い蓋然性を確保し、同時代の材料・工法を踏襲した復元建造物としての価値だけでなく、インクルーシブ（多様性を認め合う共生社会）な社会の実現を目指す時代の反映も、将来（文化財指定時）から見た令和の時代における文化的価値としての評価の要素となるものと理解しており、バリアフリー対応のための昇降設備の設置が文化財指定の妨げになるものではないと考えられる。

（参考）

- ・迎賓館赤坂離宮（M42 築）は、昭和の改修（S43～S49）によりエレベーターが設置されたが、その後、国宝指定（H21.12）されている。
- ・鹿苑寺（金閣寺）舍利殿は、旧国宝指定（S 4）されていたが、昭和 25 年に焼失し、国宝指定が解除された。その後、再建（S30）されたが、現段階で文化財指定には至っていない。

Q14 焼失前の天守を完全に再現できるのか

- 文化庁の基準に定める「復元」の考え方は、往時の姿に復元するだけでなく、その活用を図ることで、史跡等の本質的価値の理解促進に資することが重要な意義として示されており、そのための必要な設備を付加することも含んでいる。
- 名古屋城においても、豊富な史資料に基づく調査・分析や有識者会議での議論を重ね、木造天守の正確な復元について高い蓋然性が確認できているが、現代要素として避難・防災・観覧環境のための必要な設備を備えた復元計画としている。
- また、木造復元する天守は、人命の安全確保を第一とし、木造天守の荷重を天守台では支持せず、現天守閣再建時に構築したケーソンで負担する基礎構造とする計画としている。
- これらのことから、焼失前の天守を完全に再現することはできないが、「史跡等における歴史的建造物の復元の在り方に関するワーキンググループ」において、文化庁の「復元基準」の「復元」について、「100%忠実に再現するということはあり得ないものの、技術的には「史実性」を軸にその基準が定められている」とある。

- ・戦災により天守をはじめとした多くの建造物が焼失したが、名古屋城には先人たちの努力により、豊富な史資料が残されており、本市では、これまで丁寧な調査・分析のもと、有識者会議で十分な議論を重ね、**木造天守の正確な復元について高い蓋然性を確認**できていると認識しており、文化庁の定める「復元」基準に合致するものと考えている。
- ・一方、当該「復元」基準には、「当該史跡等の本質的価値の理解にとって有意義であること」、「当該史跡等の理解・活用にとって適切かつ積極的意味を持つと考えらえること」、「防災上の安全性を確保すること」等が記載されており、**往時の姿に復元するだけでなく、その活用を図ることなどにより、史跡等の本質的価値の理解促進に資することが、復元する上での重要な意義**であることが示されている。
- ・そのため、**文化庁の基準に定める「復元」の考え方としては、できるかぎり正確な復元を目指すものではあるが、避難・防災・観覧環境のための必要な設備を付加することを含んだもの**と理解している。
- ・なお、国宝である姫路城においても、初期消火のためのスプリンクラーや階段を増設するなどの付加設備を追加整備されている。
- ・従って、**名古屋城の復元天守においても、特別史跡としての理解を促進することを復元の目的に掲げ、その活用として、天守内部を観覧していただくことが必要不可欠**であると考えているため、利用者の安全性確保のための防火・避難設備や、多くの方に観覧していただくためのバリアフリー設備など、復元整備の意義を損なわない範囲で、**必要な設備を備えた復元計画とする必要がある**。

- ・また、戦後に再建した現天守閣は、鉄骨鉄筋コンクリート造であり、焼失前の木造天守と比べ、重量が大きいと、石垣に荷重をかけない吊り構造を採用し、天守の荷重はすべて天守台内に構築したケーソンで支持しており、木造復元する天守は、熊本地震での熊本城の被災状況を鑑み、人命の安全確保を第一とし、大地震時に安全性が担保できない可能性のある天守台で支持しない基礎構造とするため、木造天守の荷重を天守台では支持せず、現天守閣再建時に構築したケーソンで負担する基礎構造とする。
- ・これらのことから、焼失前の天守を完全に再現することはできないが、文化庁の基準（史跡等における歴史的建造物の復元の在り方に関するワーキンググループ）における「復元基準」では「100%忠実に再現するということはありませんものの、技術的には「史実性」を軸にその基準が定められている」とあり、名古屋城においても、豊富な史資料に基づく調査・分析や有識者会議の議論を重ね、木造天守の正確な復元について高い蓋然性が確認できている。

Q15 天守の主架構（柱・梁等の基本構造）は変えられないのか

- 世界最大級の木造建築である名古屋城天守を、外観だけでなく内部の意匠・構造を含めて往時の姿に可能な限り正確に復元することで、特別史跡としての本質的価値の理解促進を図ることを事業の目的としている。
- そのため、木造天守の規模・構造等について、文化庁の基準に基づき、高い蓋然性をもって復元することが重要であり、事業の目的を達成するためには、木造軸組建築の重要な要素である柱・梁等の主架構を取り除かないことが必要である。

- ・名古屋城天守は**巨大な柱や梁が組み合わされた内部空間にこそ世界最大級の木造建築としての特徴**を備えており、豊富な史資料が残り、正確に復元することができる唯一の城と言われる名古屋城天守を、**外観だけでなく内部の意匠、構造を往時の姿に可能な限り正確に復元**することで、近世期最高水準の技術で築城された江戸期の天守を体感できる機会を創出し、**特別史跡としての本質的価値の向上と理解促進を図ることを事業の目的**としている。
- ・一方、柱・梁等の主架構を一部でも取り除いてしまうと、建築物全体を支える構造そのものが変わってしまい、木造で復元する歴史的建築物としての価値を大きく損なうこととなる。
- ・このため、復元事業の目的を達成するためには、文化庁の「復元」基準に基づき、**木造天守の規模・構造等について、より高い蓋然性をもって復元することが重要**と考えており、**木造軸組建築の重要な要素である柱・梁等の主架構等については取り除かないことを前提**とすることが、必要不可欠と考えている。

法的解釈

Q16 木造復元天守における建築基準法上の取り扱い

○建築基準法第3条第1項第4号により、建築基準法を適用しない。

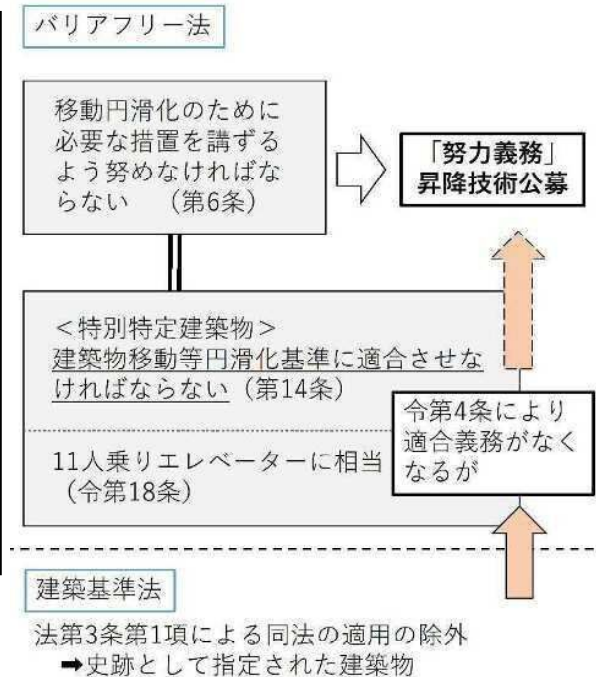
第3条 この法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物については、適用しない。

- 一 文化財保護法(昭和25年法律第214号)の規定によって国宝、重要文化財、重要有形民俗文化財、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物として指定され、又は仮指定された建築物
 - 二 略
 - 三 略
 - 四 **第一号若しくは第二号に掲げる建築物又は保存建築物であつたものの原形を再現する建築物で、特定行政庁が建築審査会の同意を得てその原形の再現がやむを得ないと認めたもの**
- 2 以下略

注) 名古屋城は昭和7年に史跡名勝天然記念物保存法により史跡に指定され、昭和25年の文化財保護法の施行に伴い、附則によりその指定を引き継いだ後、昭和27年に特別史跡に指定されたもの。

Q17 建築基準法が適用除外とされた場合の木造天守のバリアフリー法上の取り扱い

- 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）では「特別特定建築物」は、「建築物移動等円滑化基準を満たす義務」（第14条）が生じるが、木造天守は、建築基準法を適用除外とし建築をすることとしており、「特別特定建築物」では無くなり、第14条も適用されなくなる（適合義務の除外）。
- 建築物移動等円滑化基準に適合した設備の設置は除外されるものの、法の目的に照らした努力義務はあると解している。



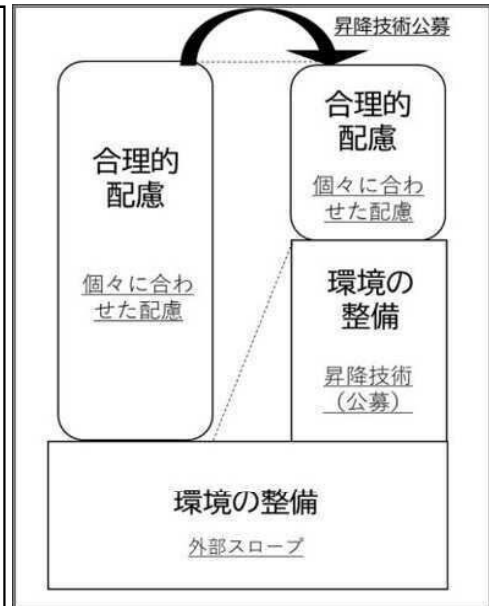
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律

第14条(特別特定建築物の建築主等の基準適合義務等)

建築主等は、**特別特定建築物の政令で定める規模以上の建築**（用途の変更をして特別特定建築物にすることを含む。以下この条において同じ。）をしようとするときは、当該特別特定建築物（以下この条において「**新築特別特定建築物**」という。）を、移動等円滑化のために必要な建築物特定施設の構造及び配置に関する政令で定める基準（以下「**建築物移動等円滑化基準**」という。）に**適合させなければならない**。

Q18 木造天守の障害者差別解消法上の取り扱い

- 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）第7条において「行政機関等における障害を理由とする差別の禁止」が規定されており、障害を理由とする不当な差別的取扱いを禁止し、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするよう求められている。
- 天守閣整備事業では、その事業目的を損なわない範囲で、「環境の整備」（同法第5条）を行った上で、合理的配慮を行うものと解している。
- 弱者を救済する法の趣旨に則り、障害のある人とない人と対応に差の無いように、環境の整備と合理的配慮を実施する。
- バリアフリー法改正の国会付帯決議では、歴史的建造物のバリアフリー化について、高齢者、障害者等の参画の下で行われることとされた。



障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

第7条(行政機関等における障害を理由とする差別の禁止)

行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

Q19 木造天守における合理的配慮の内容とは

- 合理的配慮の提供に当たり、障害のある人と事業者等との間の「建設的対話」を通じて相互理解を深め、共に対応案を検討していく。
- 合理的配慮の提供については「負担が過重でないとき」とされており、その過重な負担の判断については、事業への影響の程度（事業目的を損なうか否か）を考慮するものとなっている。
- そのため、名古屋市は、障害者団体等との対話を重ね、環境の整備のための昇降技術の公募を実施してきており、天守閣整備事業の目的の範囲で合理的配慮としてのバリアフリー対応を検討していく。

○合理的配慮の提供の具体的内容

- ①行政機関等と事業者が、
- ②その事務・事業を行うに当たり、
- ③個々の場面で、障害者から「社会的なバリアを取り除いてほしい」旨の意思の表明があった場合に、
- ④その実施に伴う負担が過重でないときに、
- ⑤社会的なバリアを取り除くために必要かつ合理的な配慮を講ずること

○合理的配慮の留意事項

「合理的配慮」は、事務・事業の目的・内容・機能に照らし、以下の3つを満たすものであることに留意する必要があります。

- ①必要とされる範囲で本来の業務に付随するものに限られること
- ②障害者でない者との比較において同等の機会の提供を受けるためのものであること
- ③ 事務・事業の目的・内容・機能の本質的な変更には及ばないこと

○荷重な負担の判断

●「過重な負担」の有無については、個別の事案ごとに、以下の要素等を考慮し、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要です。

- ①事務・事業への影響の程度（事務・事業目的・内容・機能を損なうか否か）
- ②実現可能性の程度（物理的・技術的制約、人的・体制上の制約）
- ③費用・負担の程度
- ④事務・事業規模
- ⑤財政・財務状況

○「合理的配慮」には対話が重要です！

●合理的配慮の提供に当たっては、社会的なバリアを取り除くために必要な対応について、障害のある人と事業者等が対話を重ね、ともに解決策を検討していくことが重要です。このような双方のやり取りを「建設的対話」と言います。

●障害のある人からの申出への対応が難しい場合でも、障害のある人と事業者等の双方が持っている情報や意見を伝え合い、建設的対話に努めることで、目的に応じて代替りの手段を見つけていくことができます。

（建設的対話を一方的に拒むことは合理的配慮の提供義務違反となる可能性もあるため注意が必要）。

※内閣府リーフレット「令和6年4月1日から合理的配慮の提供が義務化されます！」より

Q20	バリアフリー法上のエレベーターを設置しないのは、障害者差別解消法上の「不当な差別的取扱い」にあたるのではないか
-----	---

- 障害者差別解消法第7条の「不当な差別的取扱い」への該当の可否は、「正当な理由」であるか（事業の目的・内容・機能の維持などから個別事案ごとに判断される）による。
- 世界最大級の木造建築である名古屋城天守を、外観だけでなく内部の意匠・構造を含めて往時の姿に可能な限り正確に復元することで、特別史跡としての本質的価値の理解促進を図ることを事業の目的としている。
- そのため、木造天守の規模・構造等について、文化庁の基準に基づき、高い蓋然性をもって復元することが重要であり、事業の目的を達成するためには、木造軸組建築の重要な要素である柱・梁等の主架構を取り除かないことが必要である。
- このことから、設置に必要なスペースが大きく、柱・梁を取り除く必要があるバリアフリー法に準拠した11人乗り相当のエレベーターは設置できないが、事業目的を達成するために、他の手段によるバリアフリー対応を検討していくことは「正当な理由」に当たると考えており、これまでに障害者団体との対話を重ね、昇降技術の公募を実施してきた。
- バリアフリー設備は、事業目的を達成するために必要な耐震装置などの付加設備の一つであることから、その設置を前提に、障害者差別解消法の法的趣旨を踏まえ、引き続き障害者との対話による理解を得ながら、障害のある人とない人で異なる取扱いとならないバリアフリーを検討していく。

- 不当な差別的取扱いの具体的内容
 - ①行政機関等と事業者が、
 - ②その事務・事業を行うに当たり、
 - ③障害を理由として、
 - ④障害者でない者と比較して、
 - ⑤不当な（正当な理由のない）差別的取扱いをすること
- 正当な理由がある場合
 - 障害のある人に対する障害を理由とした異なる取扱いに「正当な理由がある」場合、すなわち当該行為が
 - ①客観的に見て正当な目的の下に行われたものであり、
 - ②その目的に照らしてやむを得ないと言える場合は「不当な差別的取扱い」にはなりません。
 - 「正当な理由」に相当するか否かについては、個別の事案ごとに、
 - ・障害者、事業者、第三者の権利利益
 - （例：安全の確保、財産の保全、事業目的・内容・機能の維持、損害発生防止等）

- ・ 行政機関等の事務・事業の目的・内容・機能の維持等の観点から、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断する必要があります。
- 正当な理由があると判断した場合は、障害のある人にその理由を丁寧に説明し、理解を得るよう努めることが望まれます。

※内閣府リーフレット「令和 6 年 4 月 1 日から合理的配慮の提供が義務化されます！」より

付加設備の考え方

Q21 天守にはどのような付加設備が付くのか

- ・城内観覧者の安全確保のため、火災時の火災報知設備及び初期消火設備、避難時の付加階段及び非常照明、誘導灯、非常放送設備、排煙設備、また多くの方に内覧してもらうための一般照明設備やバリアフリー設備などを設ける。

Q22 防災上の設備等を入れたら、往時の姿ではないのではないか

- ・往時の姿を復元する歴史的建造物ではあるが、その本質的価値の理解のために天守内部に入り体感してもらうため、付加設備を撤去すれば復元原案に戻すことができることなどを踏まえつつ、**避難・防災・観覧環境のための必要な設備を付加する。**
- ・「史跡等における歴史的建造物の復元等に関する基準」(文化庁文化審議会文化財分科会)の復元に係る配慮事項において、「**歴史的建造物の構造及び設置後の管理の観点から、防災上の安全性を確保すること。**」とされている。
- ・また、前記基準には、「復元後の歴史的建造物が規模・構造・形式等に高い蓋然性を持つこと」とも記されており、バリアフリー設備も高い蓋然性を阻害しない範囲内で行う。

Q23 なぜバリアフリー法上のエレベーターは付けられないのか

- 世界最大級の木造建築である名古屋城天守を、外観だけでなく内部の意匠・構造を含めて往時の姿に可能な限り正確に復元することで、特別史跡としての本質的価値の理解促進を図ることを事業の目的としている。
- そのため、木造天守の規模・構造等について、文化庁の基準に基づき、高い蓋然性をもって復元することが重要であり、事業の目的を達成するためには、木造軸組建築の重要な要素である柱・梁等の主架構を取り除かないことが必要である。(Q10 参照)
- このことから、設置に必要なスペースが大きく、柱・梁を取り除く必要があるバリアフリー法に準拠した 11 人乗り相当のエレベーターは、設置できない。

- ・令和 4 年度に「名古屋城木造天守の昇降技術に関する公募」を実施し、垂直昇降技術を最優秀者として選定した。
- ・バリアフリー法や障害者差別解消法の趣旨をも十分念頭において、木造天守のバリアフリー対応について判断したいと考えている。

・文化庁の基準には、バリアフリーに関する記述がないが、名古屋城の木造復元とバリアフリー化に関する質疑（令和元年5月21日参議院文部科学委員会、令和2年4月3日衆議院国土交通委員会）を参照すると、

ア 文化財の活用のためのバリアフリー化は重要であるが、史跡等文化財の整備にあたっては、史跡が有する価値を適切に保存し、次世代に伝えることも重要

イ このため、できる限り両立は図ることが大切であるが、復元建造物のバリアフリーの在り方や対策については、国が一律に基準を定めることは困難

ウ したがって、復元建造物については、施設の管理者（すなわち名古屋市）において、文化財の特性に応じて適切に判断すべきと記録されている。

Q24 なぜ外付けエレベーターは設置できないのか

・外付けエレベーターの設置は、技術的側面から不可能ではないが、本丸整備基本構想の基本理念にある「江戸期の名古屋城本丸の姿を再現する」や、同構想の基本方針の「現存する遺構及び構造物等の適切な保存」について、以下の影響が考えられる。

- ①外付けエレベーター棟は天守の高さに匹敵する巨大な構造物のため、天守・御殿・櫓・門で構成された往時の姿の再現を阻害する。
- ②復元された木造天守とエレベーター棟を渡り廊下で接続するには、天守側にも地震時の揺れを吸収する仕組み（例えばステージ等）を設置する必要があるが、木造天守の外観を損なう。
- ③外付けエレベーターを設置するには、エレベーター棟を新設する必要があるが、その場合には基礎や地中への杭の建設が必要となることから、特別史跡の遺構の保存に大きな影響を与える恐れがある。（既存のエレベーター棟の基礎は、現行法に適合しないことから再利用不可。）

Q25 付加設備の設置を望まない方へ理解が得られるのか

・文化庁の基準に定める「復元」の考え方は、往時の姿に復元するだけでなく、その活用を図ることで、史跡等の本質的価値の理解促進に資することが重要な意義として示されており、より多くの方に天守内部に入り、体感して、我が国の優れた文化と歴史、技術を知っていただくための必要な設備を付加することも含んでいる。

Q26	バリアフリーの検討に当たり、これまで障害者団体とはどのように意見交換してきたのか
-----	--

- 平成 30 年 5 月「木造天守閣の昇降に関する付加設備の方針」を公表し、名古屋城木造天守へのバリアフリーを検討してきており、また、バリアフリー法改正において、歴史的建造物の再現に際してのバリアフリー整備の在り方における高齢者や障害者の参画が記載されたことも踏まえながら、主に天守へ設置する昇降技術に関する公募の実施へ向けて、障害者等との意見交換を実施してきた。
- バリアフリー説明会の実施、障害者等とのワークショップ、会議での意見交換を通じて、木造天守へのバリアフリーの実現に向けて検討を進め、昇降技術に関する公募の条件を決定し、公募の最優秀者を選定するにいたった。

- ・平成 30 年 5 月の「木造天守閣の昇降に関する付加設備の方針」を公表以降、昇降技術に関する公募の検討状況など定期的にご報告し、ご意見を頂いてきた。
- ・令和元年度には、ワークショップを開催し公募の審査基準について障害者団体の方々のご意見を頂いた。
- ・令和 3 年度には、令和 4 年度の公募に向けて、障害者団体連絡会、障害者施策推進協議会、福祉のまちづくり推進会議等の場を通じて、公募の内容についてご意見を頂いた。
- ・令和 4 年度当初の障害者団体連絡会にて、公募の実施についてご意見を伺い、「公募をやってみなければわからない」、「積極的な賛成はしていないが、より上層階へ行くということについては挑戦してほしい」、「少なくとも 1 階だけでなく、最上階という表現を明文化してほしい」など様々なご意見を頂戴し、公募実施に対して「今回の意見を踏まえ、必要な修正等を加えた上で、公募を進めていかれたい」と総括いただき、昇降技術に関する公募を実施した。

区 分	内 容	
平成 30 年度	5 月	○「木造天守閣の昇降に関する付加設備の方針」を公表
	7 月	○第 1 回バリアフリー説明会 ・階段の昇降技術を持つ企業 4 社から技術・製品の説明を受け、障害者団体から意見聴取
	11 月	○第 2 回バリアフリー説明会 ・パワーアシストスーツ、段差解消機、はしご車の企業から説明を受け、障害者団体から意見聴取
	12 月	○障害者団体連絡会へ出席 ・公募スキームの検討状況を説明
	2 月	○障害者団体が市民署名 13,674 筆を提出

区 分		内 容
平成31年度／令和元年度	4月	○名古屋市障害のある人もない人も共に生きるための障害者差別解消推進条例施行
	6月	○障害者団体連絡会へ出席 ・公募の方針について説明
	7月	○障害者団体が市民署名追加5,911筆 計19,585筆を提出
	8月	○障害者団体連絡会へ出席 ・公募実施概要（史実に忠実な復元とバリアフリーの両立、審査基準、ワークショップの実施等）について説明
		○名古屋城木造天守閣の昇降新技術公募に関する審査基準作成のワークショップ開催 ・審査基準について障害者団体から意見聴取
	11月	○公募に関する審査基準作成のワークショップ開催 ・審査基準について障害者団体から意見聴取
	12月	○障害者団体連絡会へ出席 ・審査基準作成ワークショップ等の報告
1月	○日弁連から「人権救済申立事件について（照会）」收受 ・障害者団体から日弁連への申立に伴う照会 →3月回答	
令和2年度	8月	○障害者団体連絡会へ出席 ・公募の概要について
	9月	○障害者団体より要望書を受領 →回答
令和3年度	7月	○障害者団体より質問事項を受領 →意見交換
	8月	○障害者団体より要望書を受領 →訪問回答
	12月	○障害者団体連絡会へ出席 ・公募の内容について
		○障害者施策推進協議会へ出席 ・公募の内容について
令和4年度	4月	○障害者団体連絡会へ出席 ・公募の実施について
		○昇降技術の公募を開始
	8月	○障害者団体より要望書を受領 →意見交換
		○障害者団体より市長要望を受領 →9月回答
		○日弁連より「人権救済申立事件について（照会）」を受領 ・障害者団体から日弁連への申立に伴う照会 →9月に回答

区 分		内 容
令和4年度	9月	○公募ワークショップ（高齢者、障害者等）
	10月	○日弁連より「要望書」を受領 ・ 障害者団体から日弁連への申立に伴う要望書
		○公募技術対話 ・ 公募参加者、技術相談員、事務局が参加し、技術上の不明点やワークショップでの意見に対する対応策について相互対話
	11月	○障害者団体より「公開質問状および要望」を受領
		○昇降技術の公募の審査
		○障害者団体より「名古屋城木造天守昇降技術及び市長発言の撤回要求と抗議」を受領
		○障害者団体連絡会へ出席 ・ 公募の結果及び地上から大天守地階までのバリアフリー

Q27 火災時の避難の考え方は（階段を使用できない人は安全に避難できるのか）

○防災計画については、第三者機関の評定等を取得し、現行の建築基準法及び消防法と同等程度の安全性を確保する。

○消防法で必要とされる消防設備の他、スプリンクラーなどの設備を設置するとともに、避難経路である階段を遮煙区画とし、あわせて自力避難が困難な場合等の対策を想定するなど、観覧者が安全に避難できる計画としている。

- ・ 天守は木造で復元することから、火災は大敵であり、放火も含めて火災発生時の人命の安全確保や、木造天守の防災上の安全性の確保について防災計画を作成し、第三者機関（日本建築センター、日本消防設備安全センター）で、評定・評価を取得することで、現行の建築基準法及び消防法と同等程度の安全性を確保する。
- ・ 消火・避難設備の内容としては、基本的に消防法で必要とされる消防設備は設置し、スプリンクラーなどの設備を計画とするとともに、火災で発生した煙が避難に支障を及ぼさないよう避難経路である階段を遮煙区画とするなど、観覧者が安全に避難できる時間を確保できる計画としている。
- ・ なお、避難に昇降設備は使用できない。
- ・ また、自力避難が困難な場合を想定して、避難補助具を用いて介助者の助力により垂直避難を行うことや、各階の遮煙区画内に消防隊の救助を待つことができる待機スペースを設けることとし、逃げ遅れ者が発生した場合でも安全に避難ができる計画としている。

Q28 木造天守は公共施設なのでバリアフリー法に準じた設備を設けるべき

- 行政が建設する不特定多数の者が利用し観光に資する施設である木造天守は、建築基準法を適用除外とし建築をすることとしており、「特別特定建築物」では無くなり、バリアフリー法 14 条も適用されなくなり「建築物移動等円滑化基準を満たす義務」が無くなる。
- また、木造天守の規模・構造等については、文化庁の基準に基づき、高い蓋然性をもって復元することが重要であり、事業の目的を達成するためには、木造軸組建築の重要な要素である柱・梁等の主架構を取り除かないことが必要である。(Q10 参照)
- このことから、設置に必要なスペースが大きく、柱・梁を取り除く必要があるバリアフリー法に準拠した 11 人乗り相当のエレベーターは、設置できない。

- ・高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)においては、不特定多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物(特別特定建築物)で一定の規模以上のものに対して建築物移動等円滑化基準への適合を義務付けるとともに、多数の者が利用する建築物(特定建築物)に対しては同基準への適合に努めなければならないこととしている。
- ・また、バリアフリー法改正の付帯決議(令和2年)では、「障害者権利条約に則り、歴史的建造物のバリアフリー化を進めるため、歴史的建造物を再現する場合等におけるバリアフリー整備の在り方について、高齢者、障害者等の参画の下検討が行われるよう、必要な措置を講ずること。」とある。
- ・木造天守は建築物移動等円滑化基準に適合した設備の設置は除外されるものの、法の目的に照らした努力義務はあると解している。
- ・世界最大級の木造建築である名古屋城天守を、外観だけでなく内部の意匠・構造を含めて往時の姿に可能な限り正確に復元することで、特別史跡としての本質的価値の理解促進を図ることを事業の目的としている。
- ・令和4年度に「名古屋城木造天守の昇降技術に関する公募」を実施し、垂直昇降設備を最優秀者として選定した技術を活用し、合理的配慮を加えてバリアフリーを実現していきたい。

Q29 木造天守は観光施設なのでバリアフリー法に準じた設備を設けるべき

(Q28 の回答と同じ)

Q30	エレベーターを設置すると文化庁の基準でいうところの「復元」でなく「復元的整備」となるのか
------------	---

(※過去の資料、ウェブ調査で、エレベーター設置にかかる復元的整備の資料は不明)

- ・木造天守は、文化庁の示す「史跡等における歴史的建造物の復元等に関する基準」の定義、基準等、配慮事項のいずれに照らしても、「復元」である。
- ・「復元」の基準等における、「構造・形式等において高い蓋然性を持つこと」を損しない範囲であれば、100%忠実に再現するということはある得ないものの、例えば、バリアフリーのための公募の昇降技術を設置しても「復元」である。
- ・なお、防災上の安全性を確保するための設備は、復元基準の配慮事項に該当するが、バリアフリーについては記述がない。
- ・しかしながら、復元的整備における基準に「利活用の観点等から意匠・構造等の一部を変更して再現すること」とあるが、例えば、公募の昇降技術を設置のために床に開口を設けるなどの変更をすることは、この復元的整備の基準に該当しないものとする。

その他

Q31 市民アンケートにおいて最上階（5階）までが47.2%となった結果について

- ・市民アンケートに同封した説明資料では、木造天守事業の目的・意義や、公募により選定した昇降技術の概要について説明した上で回答をいただいたものであり、「最上階（5階）まで」が47.2%との結果は、バリアフリーに対する市民の意識が現れたものと捉えている。
- ・今後、より詳細な事業の説明を重ねることで、市民の意識が変化していく可能性はある。
- ・「最上階（5階）まで」が47.2%との市民の意見を重く受け止め、木造天守のバリアフリーについては、できるだけ多くの方が5階まで上がれるよう目指していきたい。
- ・バリアフリー技術も日進月歩なので、バリアフリー担当の市職員を引き続き設置し、技術を追求していく。